

うみっ子未来プラン

第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月 宇美町

Eiji Mitooka

Illustration by Eiji Mitooka + Don Design Associates

はじめに

近年、わが国では人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、コミュニティ意識の希薄化など子育てを取り巻く環境が大きく変化をしています。このような中、子育て支援に関するニーズも多様化しており、社会全体で子どもと子育て家庭を支援するための新たな支え合いの仕組みづくりが求められるところです。

こうした時代の要請を背景として、当町では小学校区の地域コミュニティを中核とした町、保護者、町民、学校、地域団体等による「共働のまちづくり」により子どもと子育て家庭を支援する取り組みを進めてまいりました。しかしながら、本来、子育てに関し、様々な情報交流や相談業務など、密接な関係にある「子育て」と「教育」の有機的な連携を図ることが、体制的に難しい面もあったため、令和2年1月に実施しました行政組織機構の再編により、従来の子育て部門と母子保健部門を統合した「こどもみらい課」を創設し、教育委員会部局に編入することにより、妊娠、出産、子育て、幼児教育、保育、義務教育までの一貫した支援体制を整備したところです。

また、こういった取組等を具体的に推進していくため、この度、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画により、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施、児童虐待防止対策の取組その他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させて更なる子育て支援の充実を図ってまいります。

この宇美の地には、安産祈願で知られる宇美八幡宮があり、古くから子安という子どもを大切に育む文化が根づいています。本年は町制が施行されてから100年という節目を迎えています。これまでのこういった子育ての風土を継承し、次の100年に向けて発展していくためにも、今後とも「産み育てる町 宇美」を目指したまちづくりを推進してまいりますので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見ご提言をいただきました「宇美町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、ニーズ調査や意見募集に際し貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様や関係者の方々に心から厚くお礼申し上げます。



令和2年3月

宇美町長 木原 忠

< 目 次 >

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画の概要	1
(1)	計画策定の背景と趣旨	1
(2)	子ども・子育て支援新制度の概要	2
(3)	計画の性格と位置づけ	5
(4)	計画の期間	6
(5)	計画の策定体制	6
2.	宇美町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状	7
(1)	人口の状況	7
(2)	世帯や地域の動向	13
(3)	子育てに関するアンケート調査からみた課題	15
(4)	第一期子ども・子育て支援事業計画の成果と課題	31
第2章	計画の基本的考え方	33
1.	計画の基本理念	33
2.	基本目標	34
基本目標Ⅰ	安心して子どもを産み育てられる環境づくり	34
基本目標Ⅱ	子どもの健やかな成長を支える環境づくり	34
基本目標Ⅲ	子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり	34
3.	基本的支援	35
(1)	子どもの視点	35
(2)	すべての子どもと家庭を支える視点	35
(3)	社会全体で子どもと子育てを支える視点	35
第3章	計画の基本施策及び事業	37
1.	計画の体系	37
2.	重点施策	38
(1)	多様な教育・保育事業の充実	38
(2)	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり	38
(3)	子どもの居場所づくり・安心して生活できる環境整備	38
3.	計画の施策事業	39
基本目標Ⅰ	安心して子どもを産み育てられる環境づくり	39
基本施策1	多様な教育・保育事業の充実	39
基本施策2	地域子ども・子育て支援事業の充実	43
基本施策3	妊娠期からの子どもと保護者の健康支援	47
基本施策4	仕事と家庭生活の両立支援	50
基本施策5	家庭の教育力の向上	53
基本施策6	小児医療の充実	56
基本施策7	ひとり親家庭等の自立支援の推進	58
基本目標Ⅱ	子どもの健やかな成長を支える環境づくり	60
基本施策1	子どもの生きる力の育成	60
基本施策2	次代の親の育成	63
基本施策3	青少年の健全育成の推進	66
基本施策4	子どもの最善の利益を守る環境づくり	69
基本施策5	障がい児施策の充実	72
基本目標Ⅲ	子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり	74
基本施策1	子育て支援の人材育成	74

基本施策2	子どもの居場所づくり	77
基本施策3	安心して生活できる環境整備	80
第4章	教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制	83
1.	教育・保育提供区域の設定	83
2.	定期的な教育・保育事業の提供体制	83
(1)	保育の必要性の認定について	83
(2)	保育の必要量の認定に係る基準	84
3.	幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策	85
4.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	88
(1)	時間外保育事業（延長保育）	88
(2)	一時預かり事業	88
(3)	病児保育事業	90
(4)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学児〕	90
(5)	子育て短期支援事業	91
(6)	地域子育て支援拠点事業	91
(7)	利用者支援事業	92
(8)	乳児家庭全戸訪問事業	92
(9)	養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	93
(10)	妊婦健康診査事業	93
(11)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	94
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	94
(13)	多様な主体の参入促進事業	94
5.	幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策	95
(1)	認定こども園の普及	95
(2)	質の高い幼児教育・保育や子育て支援等の推進	95
(3)	保幼小連携等の取組の推進	95
6.	「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施	95
第5章	計画の推進	97
1.	計画の推進に向けて	97
(1)	計画の進捗状況の点検及び評価	97
(2)	町民や関係団体との連携による推進	97
(3)	社会経済情勢等に対応した計画の推進	97
2.	計画の成果指標	98
附 属 資 料		101
1.	関連資料	101
(1)	保育所・幼稚園等の園児数の推移	101
(2)	小学校の児童数の推移	104
(3)	中学校の生徒数の推移	104
(4)	放課後児童クラブ（学童保育所）の入所児童数の推移	105
2.	宇美町子ども・子育て会議条例	106
3.	宇美町子ども・子育て会議 委員名簿	108
4.	宇美町子ども・子育て支援事業計画策定経過	109
5.	宇美町 地域の子育て支援者ワークショップ	110
6.	用語集	115

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成元年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む子どもの数）が過去最低となった「1.57」ショックを契機に、少子化が社会問題として認識され、平成6年に「エンゼルプラン」、平成11年には「少子化対策推進基本指針」及び「新エンゼルプラン」などにより、少子化対策が推進されてきました。

平成15年には、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するための「次世代育成支援対策推進法」と、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」を制定し取組を強化してきましたが、その後も少子化の進行は止まらず、平成17年には全国の合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録したことから、少子化対策の抜本的な拡充・強化を図る子育て支援策の検討が進められてきました。

平成24年8月には、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築するため、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が創設されました。

新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大や確保、地域における子ども・子育て支援の充実に向けた取組を推進することとしています。

本町においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とする「うみっ子未来プラン（宇美町次世代育成支援対策行動計画）」を、平成27年3月には「子ども・子育て支援新制度」に基づく「うみっ子未来プラン（宇美町子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子どもたちが次代の担い手として、家庭や地域・学校で豊かな心を持ち、安全な環境において、たくましく主体的に生きる力をもった次代の親に成長することを目指して、施策の推進を図ってきました。

しかしながら、わが国の子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に保育所においては待機児童問題が深刻化しています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国では、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充を図ることとされています。さらに、令和元年10月から、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家族の経済的負担の軽減を図ることを目的に、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用料を無償化する措置が開始されました。

本町は、これまでの国の動向や本町における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、「うみっ子未来プラン（第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画）」を策定します。

(2) 子ども・子育て支援新制度の概要

① 子ども・子育て支援新制度のポイント

「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てができるよう支援する仕組みであり、平成27年4月から開始されています。新制度において推進される子育て支援施策の主なポイントは以下の3つです。

■ 子ども・子育て支援新制度の3つのポイント ■

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

○幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善し、普及を図ります。

2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

○認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（地域型保育給付）の創設、保育所認可制度の見直しにより、保育の量や種類を拡充します。

○認定こども園・幼稚園・保育所等の職員配置の改善、処遇改善により支援の質を向上します。

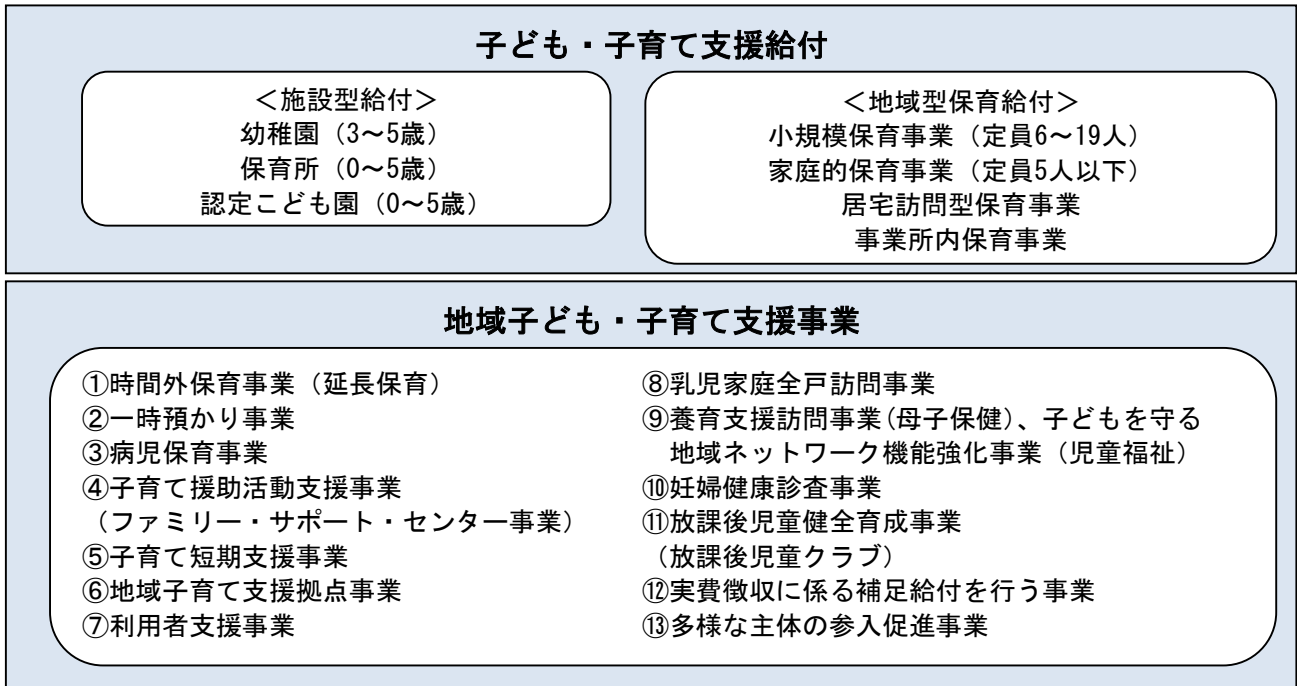
3 地域の子ども・子育て支援の充実

○地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図ります。

② 子ども・子育て支援新制度における給付・事業

新制度では、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育事業等をはじめとする「地域型保育給付」が実施されています。この新制度の給付体系に入る教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といい、また、「地域子ども・子育て支援事業」として子ども・子育て支援法で定められた法定13事業を実施しています。

新制度における給付・事業は次のとおりです。



③ 保育の必要性の認定

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

■ 認定区分別の対象者・利用する施設・事業 ■

認定区分	対象者	主に利用する施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 小規模保育等

第1章 計画の策定にあたって

④ 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用料の無償化が開始されました。制度の対象については、以下のとおりです。

■ 幼児教育・保育無償化の対象範囲 ■

	保育の必要性	
	なし（例：専業主婦(夫)世帯）	あり（例：共働き家庭等）
幼稚園 認定こども園（教育認定）	無償 （預かり保育は対象外）	無償 （預かり保育は、月額上限 11,300円 ^{※3} まで無償）
幼稚園 （就園奨励費補助金の対象 施設）	月額25,700円を上限に無償 （預かり保育は対象外）	月額25,700円を上限に無償 （預かり保育は、月額上限 11,300円 ^{※3} まで無償）
認可保育所 認定こども園（保育認定） 地域型保育事業施設	—	無償
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担額相当分まで無償
認可外保育施設 ^{※1} その他届出保育施設等 ^{※2}	（無償化の対象外）	月額37,000円 ^{※3} を上限に無償 （他の認可外保育施設等との併 用が可能）

※1 「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となる。

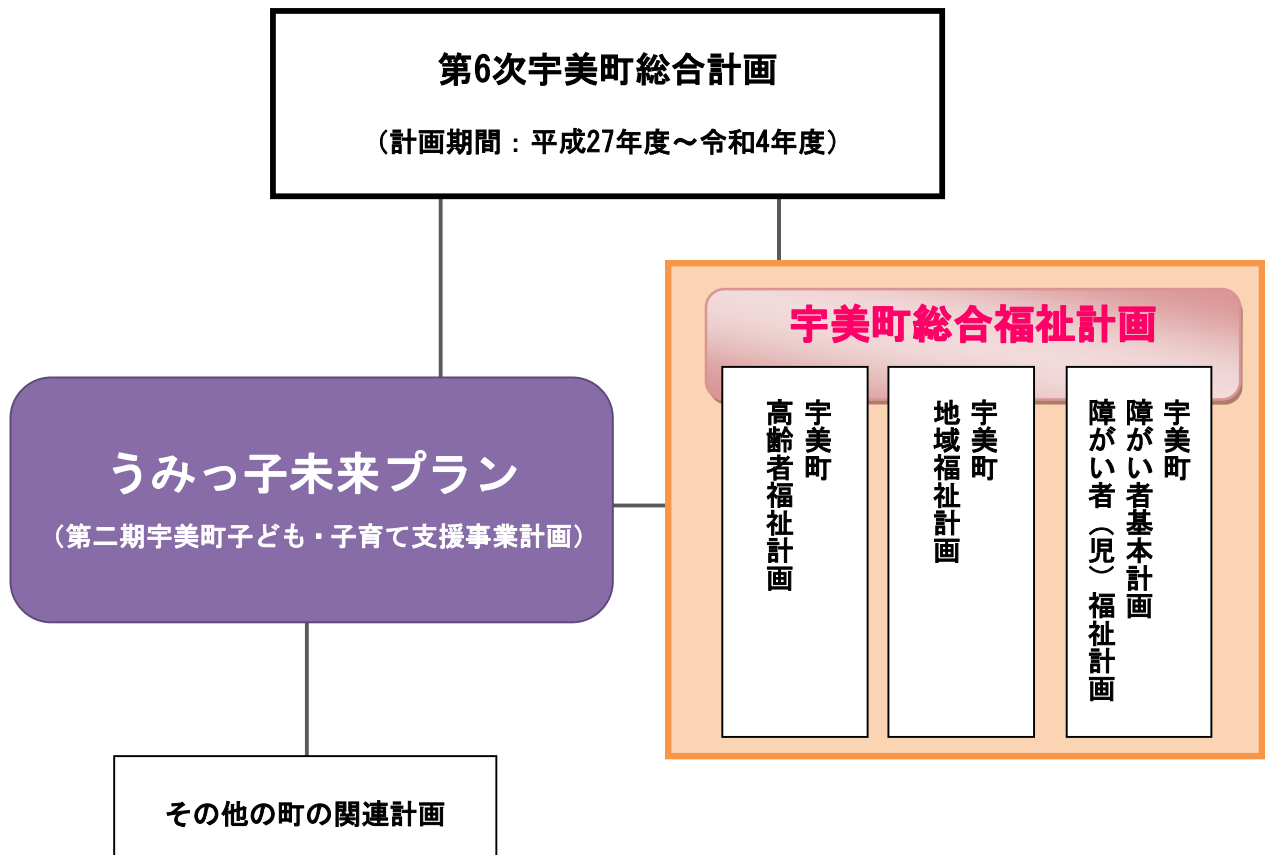
※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※3 金額（11,300円または7,000円）は3歳から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

(3) 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画です。
- 本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「うみっ子未来プラン（宇美町次世代育成支援行動計画）」（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）とその理念を継承するものとして、すべての子どもと家庭、地域、企業などを対象として、今後宇美町で推進していく次世代育成支援施策についても総合的に定めるものです。
- 本計画は、すべての子どもとその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満としています。
- 本計画は、「第6次宇美町総合計画」（平成27～令和4年度）を上位計画とし、「健やか親子21」の趣旨を踏まえ、母子保健計画を包含しており、「宇美町総合福祉計画」などの本町の福祉及び保健分野の基本計画の内容を踏まえて策定しています。このほか、「宇美町障がい者基本計画・障がい（児）福祉計画」や「男女共同参画うみプラン」等の各種関連個別分野の計画との整合性にも配慮しています。

■ 計画の位置づけ ■

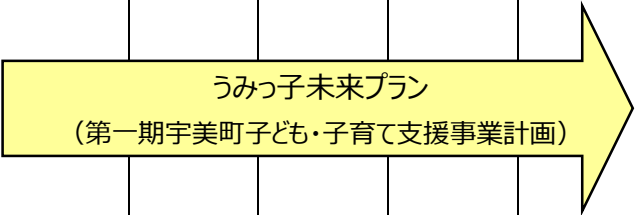



第1章 計画の策定にあたって

(4) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化のなかで、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

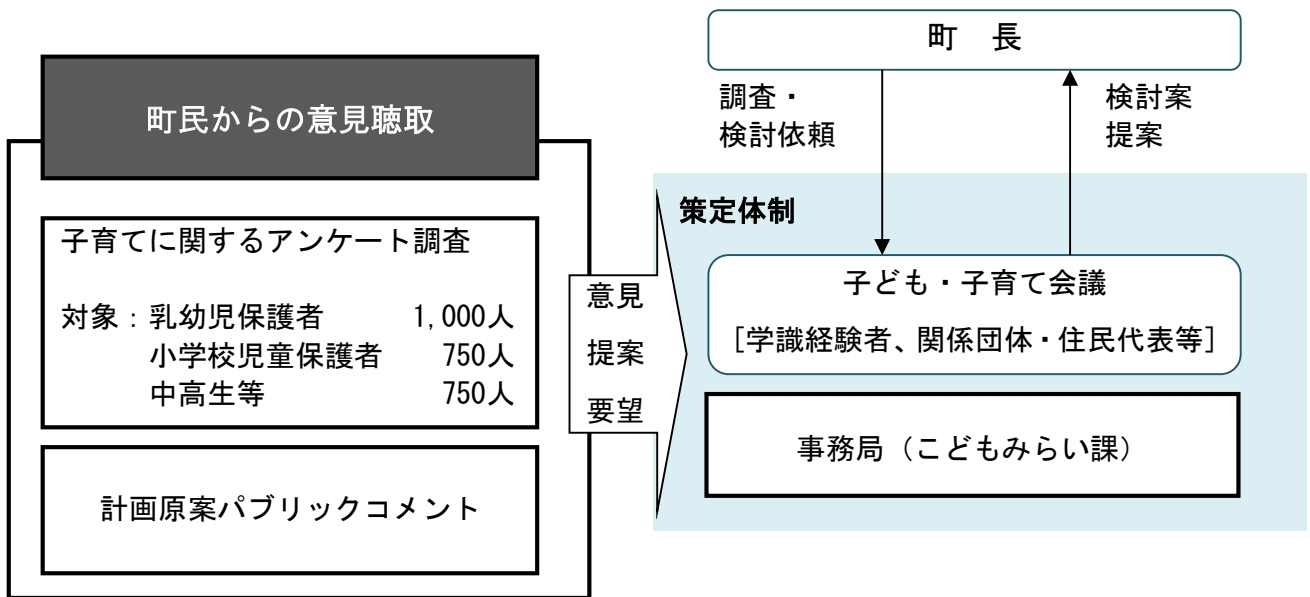
2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度
									
							見直し		

(5) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や幼児教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「宇美町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

このほか、保護者に対するアンケート調査や計画案に対するパブリックコメント（町民意見提出手続）により、町民の意見の反映に努めました。

■ 計画の策定体制、及び町民意見聴取の取組 ■



2. 宇美町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

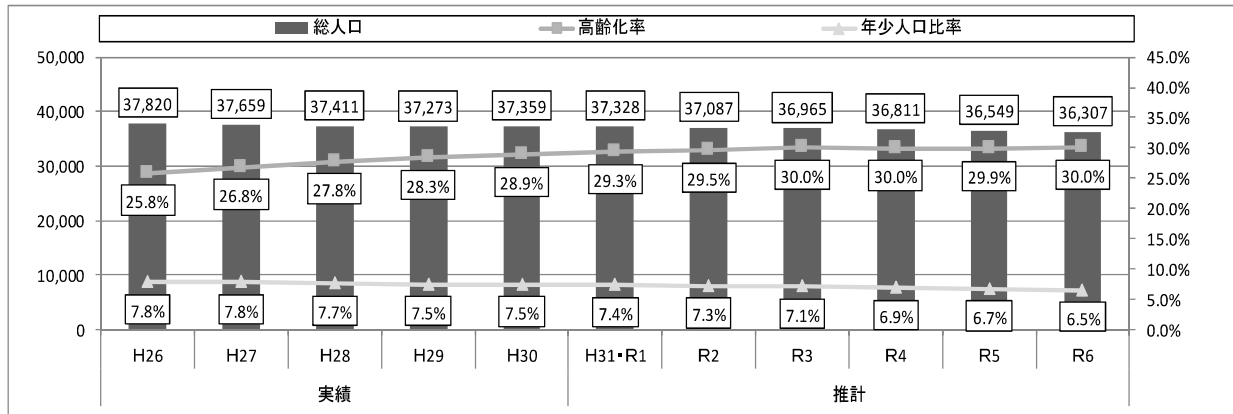
(1) 人口の状況

① 人口の推移

平成26～31年度の本町の総人口の状況を見ると、平成26年度37,820人から緩やかに減少し、平成31年度には37,328人となる見込みです。今後も減少傾向は続くものと見込まれ、本計画最終年度の令和6年度には、36,307人と3.7万人を下回る見込みです。

年齢3区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、平成30～令和6年度の6年間で約1,600人減少する見込みです。一方、老年人口（65歳以上）は同期間中に約1,200人増加するため、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和6年度に30.0%に達する見込みです。このように、本町においても全国の傾向と同様、今後も人口減少と少子高齢化が進むことが予測されます。

【人口の推移（実績と将来推計）】



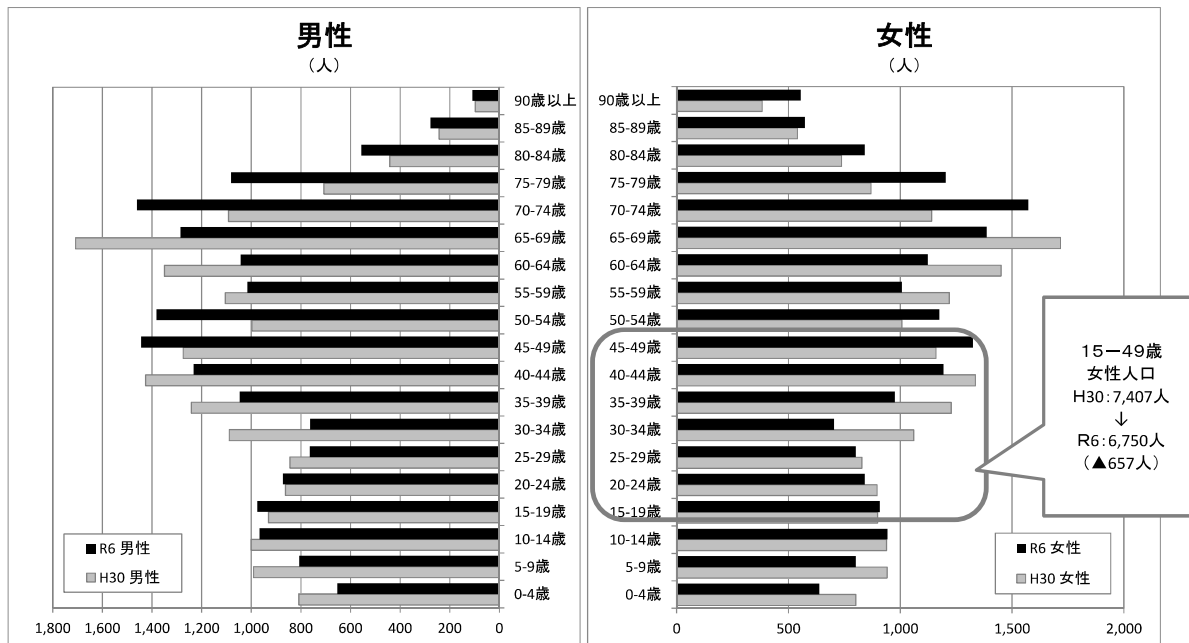
	実績					推計						増減 R6-H30
	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	
0-14歳	5,685	5,642	5,555	5,468	5,480	5,389	5,316	5,220	5,075	4,948	4,809	▲ 671
15-64歳	23,950	23,391	22,803	22,441	22,204	21,883	21,555	21,310	21,109	20,872	20,594	▲ 1,610
65歳以上	8,185	8,626	9,053	9,364	9,675	10,056	10,216	10,435	10,627	10,729	10,904	▲ 1,229
総人口	37,820	37,659	37,411	37,273	37,359	37,328	37,087	36,965	36,811	36,549	36,307	▲ 1,052
年少人口比率	15.0%	15.0%	14.8%	14.7%	14.7%	14.4%	14.3%	14.1%	13.8%	13.5%	13.2%	▲ 1.5%
高齢化率	25.8%	26.8%	27.8%	28.3%	28.9%	29.3%	29.5%	30.0%	30.0%	29.9%	30.0%	▲ 1.1%

資料／平成26～30年度：住民基本台帳（4月1日現在）、平成31～令和6年度：コーホート変化率法による推計値

第1章 計画の策定にあたって

平成30年度（実績）・令和6年度（推計）の性別・5歳階級別人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。合計特殊出生率の算定対象である15～49歳の女性人口はこの間に657人減少することが見込まれるため、今後出生数の減少につながる可能性があります。

【性別・5歳階級別人口】

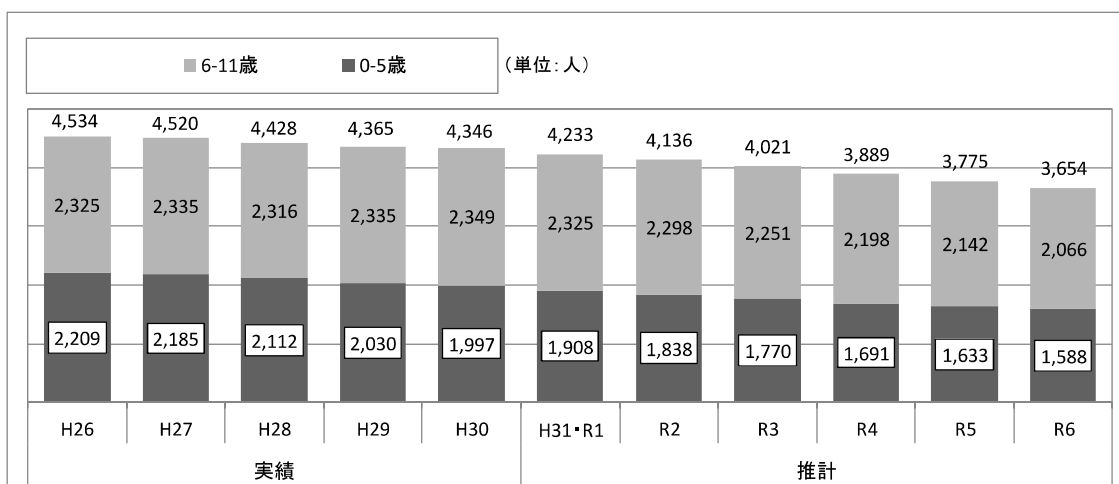


資料／平成30年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和6年度：コーホート変化率法による推計値

② 児童人口（小学生以下）の推移

児童人口の推移をみると、前述のとおり、15～49歳女性人口の減少等が予測されるため、就学前児童（0～5歳）は、平成30年度（3月末現在）1,997人から、令和6年度1,588人へと約400人減少する見込みです。小学生（6～11歳）も同様に、平成30年度（3月末現在）2,349人から、令和6年度2,066人へと約280人減少する見込みです。

【児童人口の推移（実績と将来推計）】

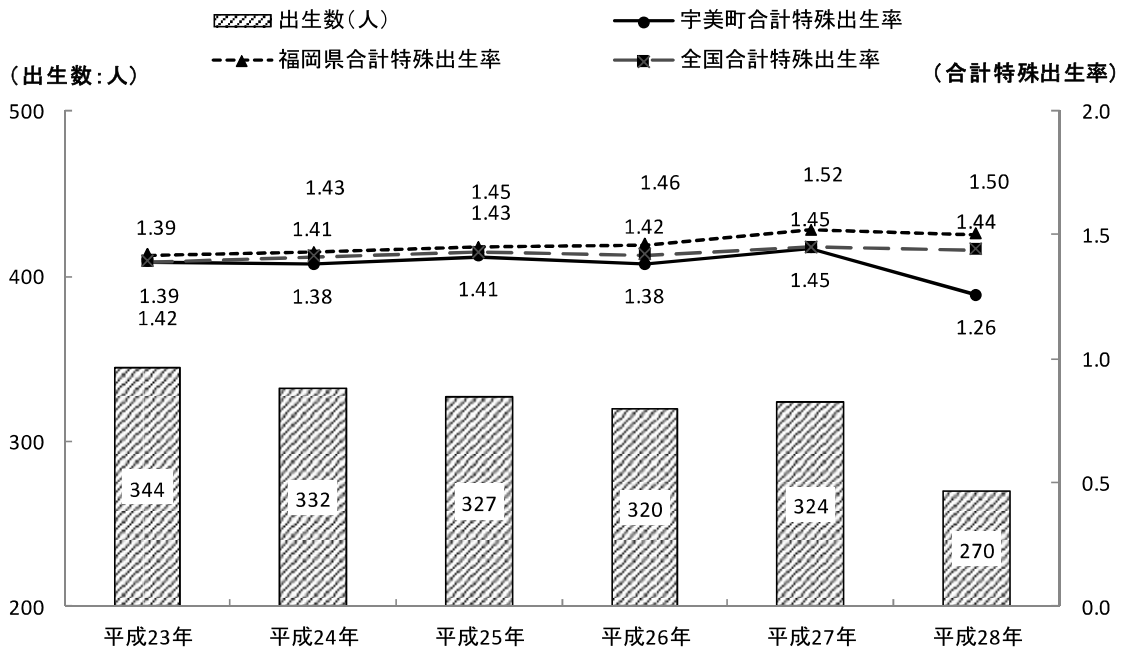


資料／平成26～30年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和2～6年度：コーホート変化率法による推計値

③ 出生数・合計特殊出生率の推移

出生数は、平成23年344人から徐々に減少し、平成26年には320人となりましたが、平成27年には324人とやや増加しています。しかし、平成28年には270人と、300人を下回り再び減少に転じています。合計特殊出生率も平成23年以降、国や県と同程度か、もしくは下回る状態となっています。

【出生数・合計特殊出生率の推移】

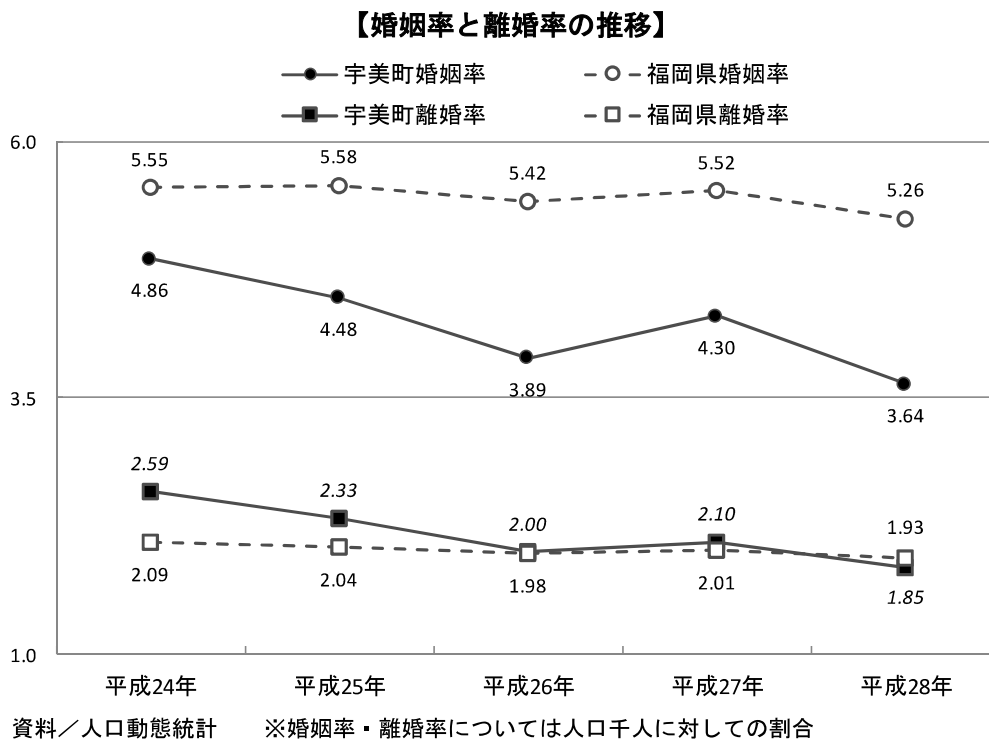


		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
宇美町	出生数(人)	344	332	327	320	324	270
	合計特殊出生率	1.39	1.38	1.41	1.38	1.45	1.26
福岡県	出生数(人)	46,220	45,815	45,897	45,203	45,235	44,033
	合計特殊出生率	1.42	1.43	1.45	1.46	1.52	1.50
全国	出生数(千人)	1,051	1,037	1,030	1,004	1,006	977
	合計特殊出生率	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

資料／全国、福岡県は人口動態統計 宇美町は福岡県保健統計年報等

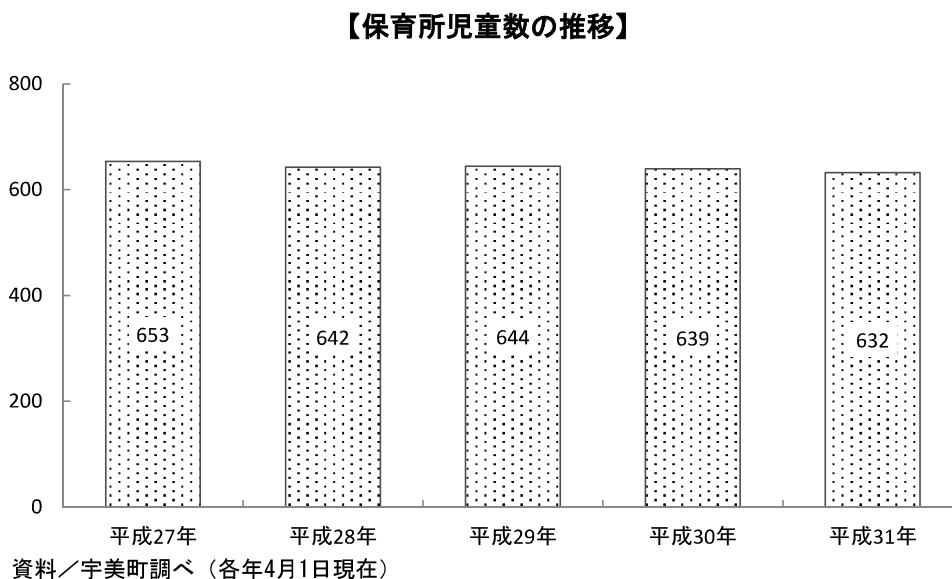
④ 婚姻率と離婚率の推移

宇美町の婚姻率は平成24年の4.86から徐々に減少し、平成26年には3.89となりましたが、平成27年には4.30とやや増加しています。しかし、平成28年には3.64と再び減少に転じており、福岡県の5.26と比較しても低い状況にあります。離婚率については、平成24年の2.59から減少し、平成28年には1.85と福岡県の1.93を下回っています。



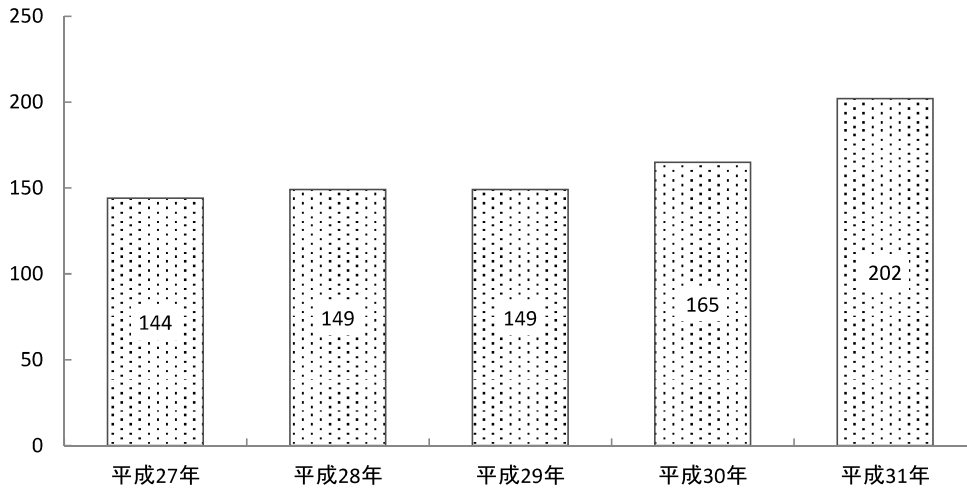
⑤ 保育所及び幼稚園の児童数

保育所の児童数は、徐々に減少傾向にあり、平成31年には632人となっています。



認定こども園の児童数は増加傾向にあり、平成31年には202人と200人を上回っています。

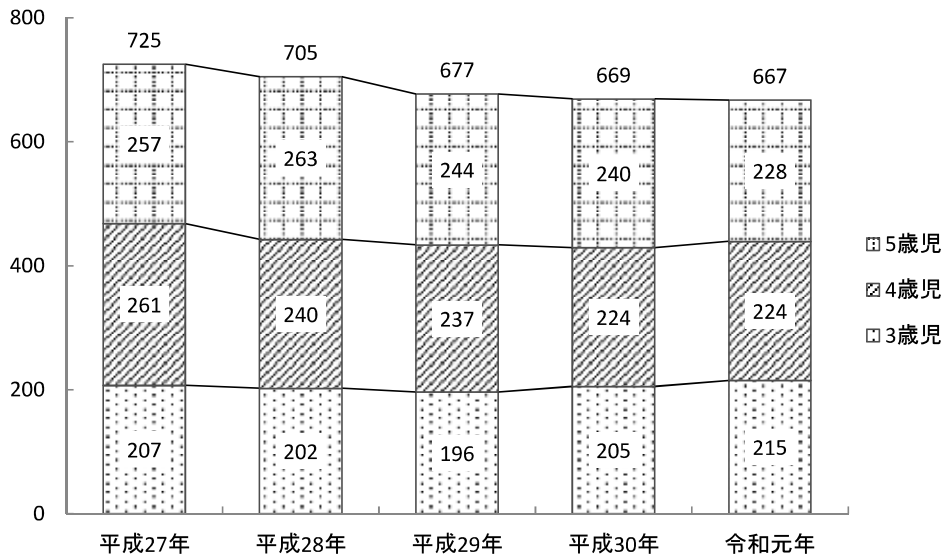
【認定こども園の児童数の推移】



資料／宇美町調べ（各年4月1日現在）

幼稚園の児童数は、平成27年以降減少傾向にあり、令和元年には667人と700人を下回っています。

【幼稚園の児童数の推移】



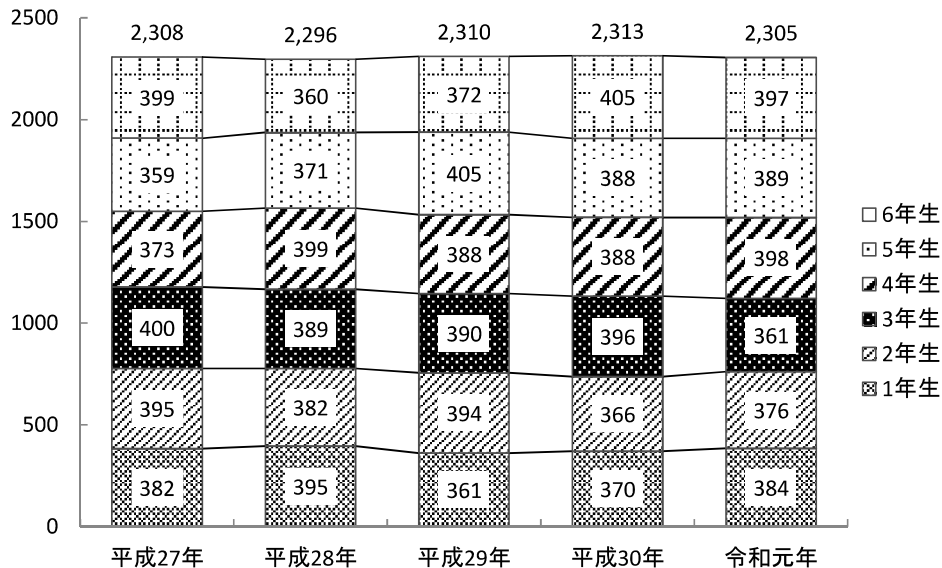
資料／学校基本調査（各年5月1日現在）

第1章 計画の策定にあたって

⑥ 小学校及び中学校の児童・生徒数

小学校の児童数は、平成27年以降は2,300人前後で推移しています。

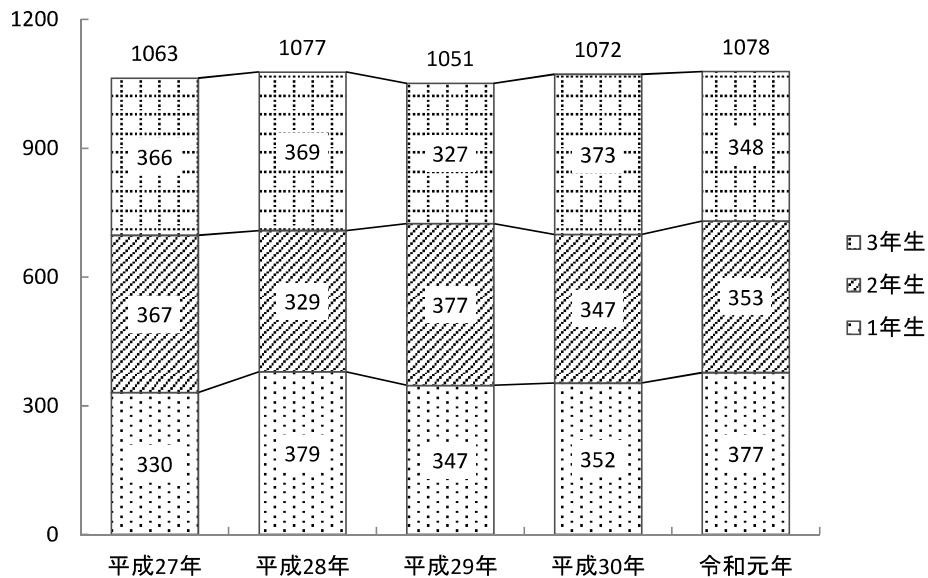
【小学校児童数の推移】



資料／学校基本調査（各年5月1日現在）

中学校の生徒数は、平成27年以降は1,070人前後で推移しています。

【中学校生徒数の推移】

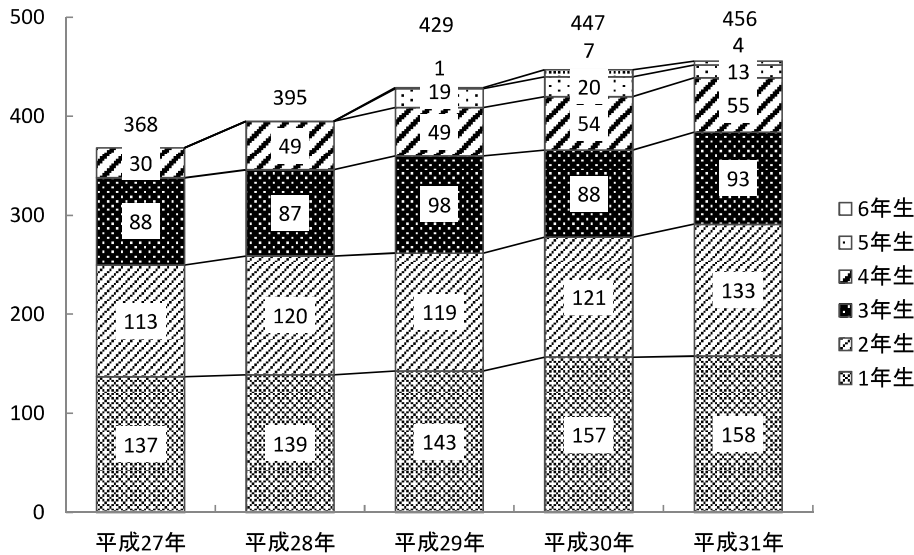


資料／学校基本調査（各年5月1日現在）

⑦ 放課後児童クラブの利用者数

放課後児童クラブの利用者数は、クラブ数の増加の影響もあり、平成27年以降、年々増加しており、平成31年現在で456人となっています。

【放課後児童クラブ利用者数の推移】



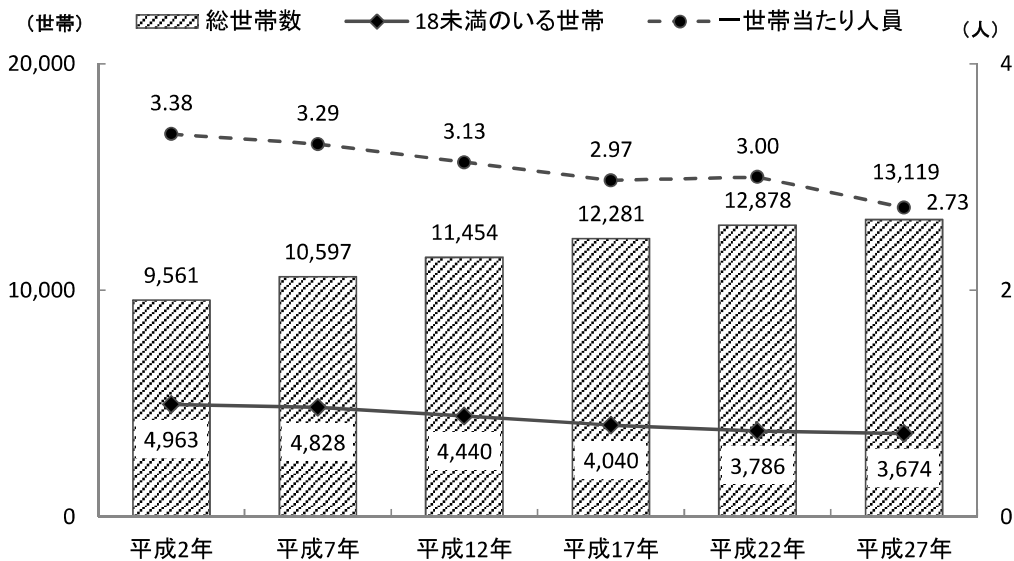
資料／宇美町調べ（各年4月1日現在）

(2) 世帯や地域の動向

① 世帯の動向

宇美町全体の世帯数は平成2年以降増加傾向にあり、平成27年には13,119世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少傾向で、平成27年は2.73人となっています。18歳未満の児童のいる世帯数は、平成27年で3,674世帯と平成2年から減少傾向にあります。

【宇美町の世帯数と一世帯当たりの人員、18歳未満のいる世帯数の推移】



資料／国勢調査

第1章 計画の策定にあたって

② 就業状況

宇美町の就業者数は、男女とも平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年には男性で702人、女性で266人の減少に転じました。平成27年には男性がさらに210人減少しましたが、女性は33人増加しています。

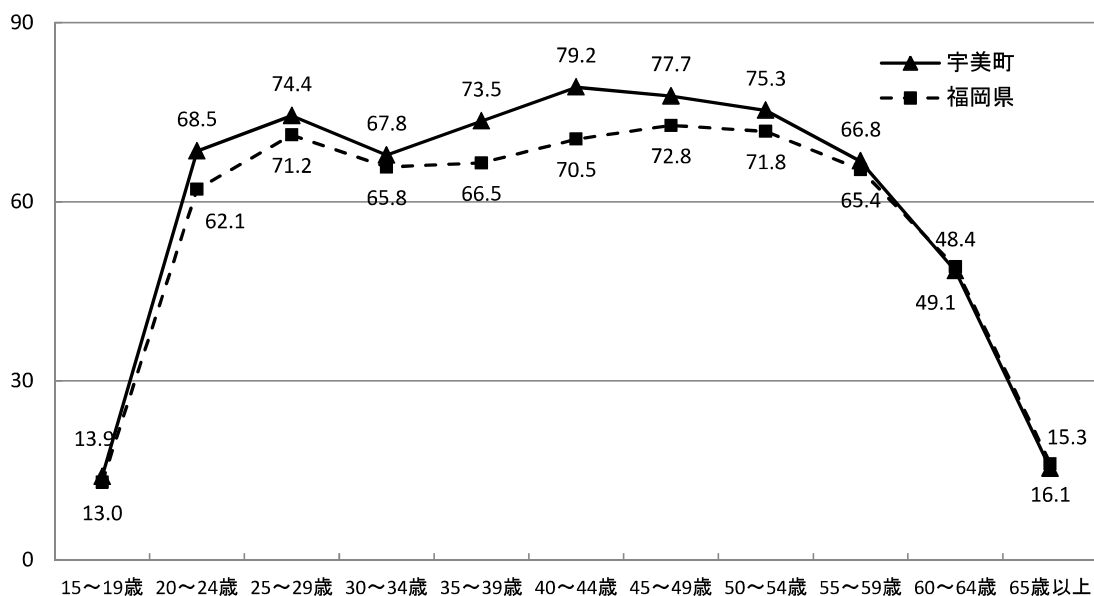
女性の年齢別労働力率をみると、25～29歳では74.4%ですが、30～34歳になると67.8%に下がります。その後上昇し、40～44歳では79.2%となります。これは結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したところにパート等で再就職をする女性が多いことを示しており、このような働き方を「M字型就労」といいます。宇美町でもこの就労パターンがみられ、福岡県に比べ女性の労働力率は高くなっています。

【宇美町の就業者数の推移】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
男性就業者数	8,917	9,890	10,205	10,590	9,888	9,678
女性就業者数	5,543	6,605	7,403	7,855	7,589	7,622

資料／国勢調査

【宇美町における女性の年齢別労働力率】



資料／国勢調査（平成27年）

※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

(3) 子育てに関するアンケート調査からみた課題

本町では、本計画の策定の基礎資料として、子育て中の保護者の幼児教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、子育て施策全般に対する意向、また中学生及び高校生世代の日頃の家庭生活や学校生活・友人関係の状況や将来についての考え等を把握するために以下の子育てに関するアンケート調査を実施しました。

【子育てに関するアンケート調査の概要】

	乳幼児保護者用調査	小学校児童保護者用調査
調査対象者	乳幼児（0～5歳児）の保護者	小学1～6年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用）	郵送配布－郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用）
標本数	1,000人	750人
有効回収数 （有効回収率）	629人（62.9%）	487人（64.9%）
調査期間	平成31年1月30日～平成31年3月14日（回収予備期間含む）	

	中高生用調査	
調査対象者	町内の中学2年生	町内の高校生世代
抽出方法	平成16年4月2日生まれ ～平成17年4月1日生まれ全員	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	学校配布－学校回収 （一部、郵送配布－郵送回収）	郵送配布－郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用）
標本数	350人	400人
有効回収数 （有効回収率）	328人（93.7%）	163人（40.8%）
調査期間	平成31年1月30日～平成31年3月14日（回収予備期間含む）	

第1章 計画の策定にあたって

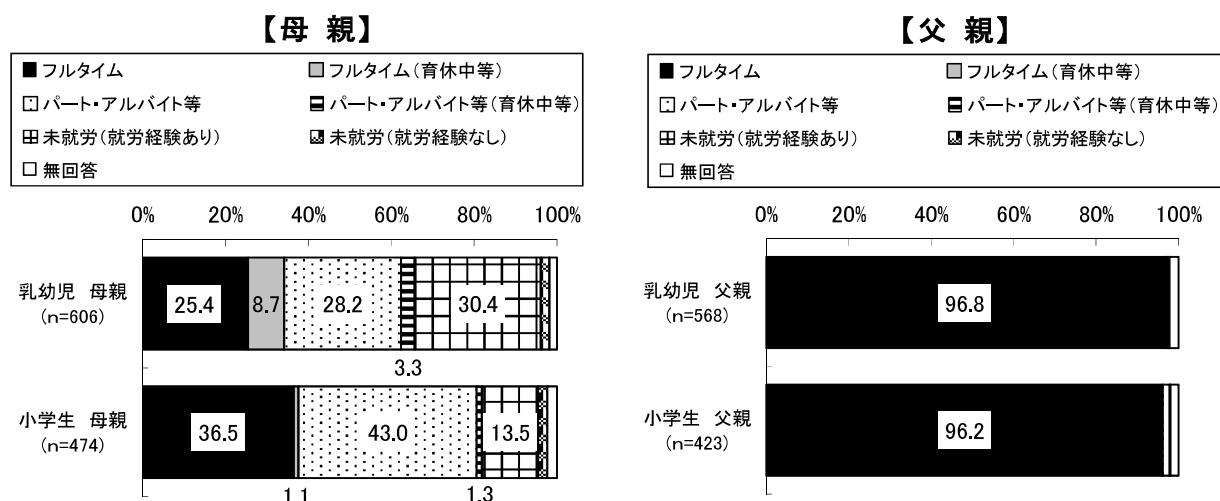
① 母親の就労状況の変化と平日の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ

育休中を含め、現在就労している母親の割合は、乳幼児の保護者で65.6%、小学校児童の保護者で81.9%となっており、乳幼児の保護者では平成25年度調査の結果と比べて、就労者の割合が約10ポイント増加しています。また、現在就労していない乳幼児の母親で「すぐにも、もしくは1年以内に働きたい」という強い就労意向がある者もそれぞれ3割程度いる状況です。それに伴って、「認可保育所」や「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」といった保育に対するニーズも高まっています。

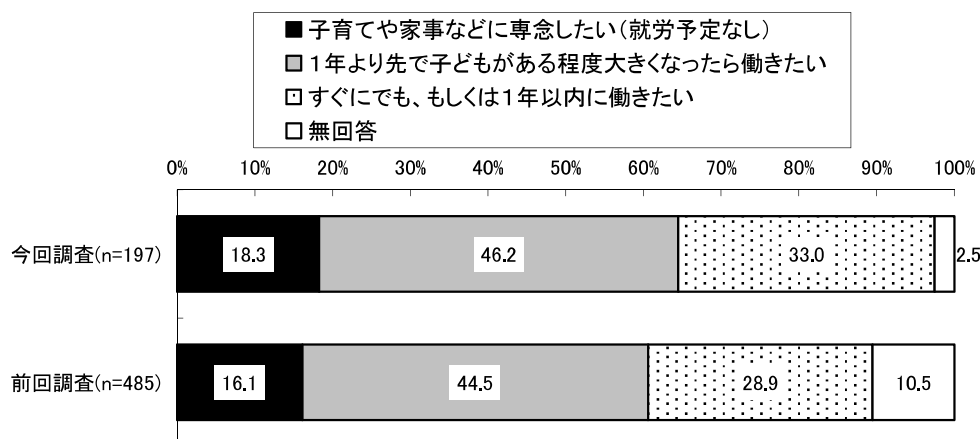
これに関連して、幼児教育・保育無償化が実現した場合に、平日の定期的な教育・保育事業を新しく利用したいと考えている保護者は3割弱おり、現在既に事業を利用している者と合わせると、乳幼児保護者の9割以上が教育・保育事業の利用意向があることとなります。

今後は、本町でも少子化が進んでいくことが予想されますが、就労する母親の増加による保育ニーズの増大を見据えた事業の整備が必要となります。

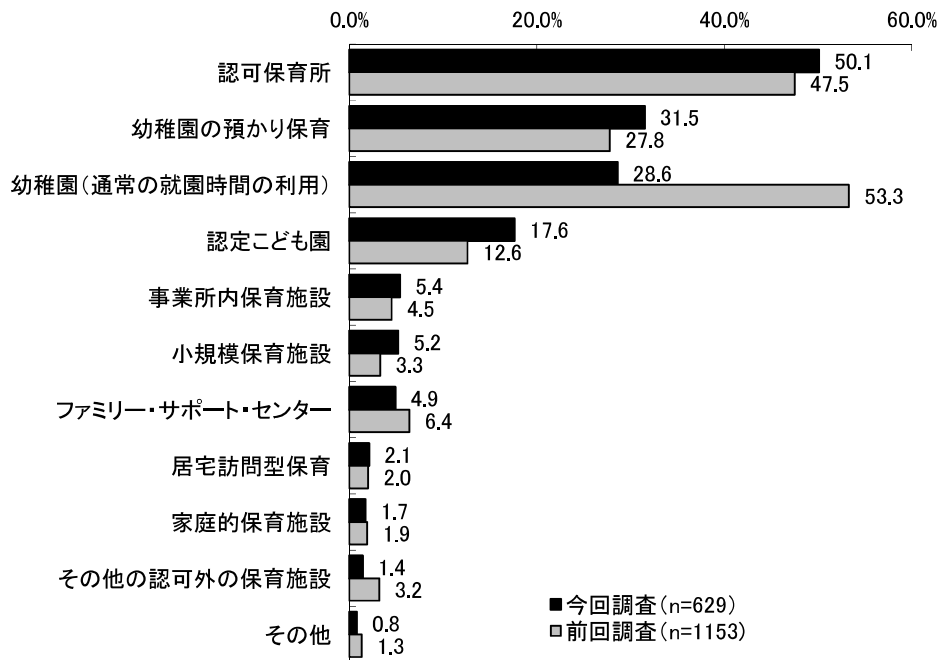
【保護者の就労状況】



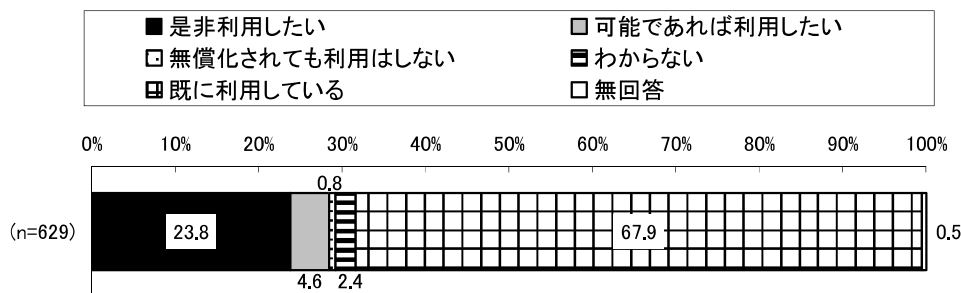
【母親の今後の就労意向（乳幼児保護者）】



【平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向】



【幼児教育・保育無償化による教育・保育の利用意向】

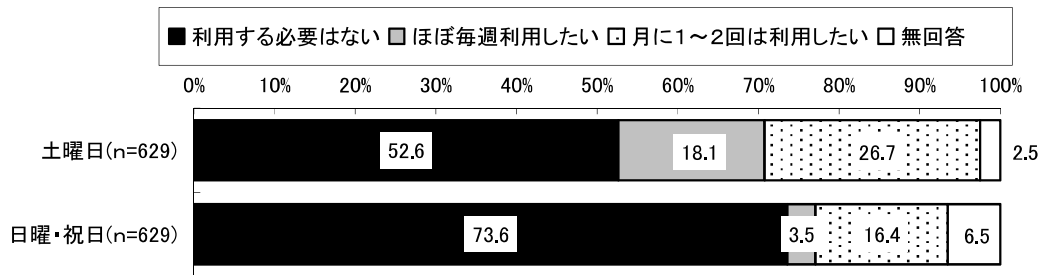


② 土曜日・日祝日や不定期・緊急時の保育サービスの充実

就労する母親の増加は、平日の定期的な教育・保育事業だけでなく、土曜日や日祝日の定期的な教育・保育事業の利用ニーズにも影響しています。土曜日の利用意向者の割合は全体で44.8%、日祝日は19.9%となっており、特に、ひとり親家庭や両方フルタイムの共働き家庭で、日祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向が高くなっています。

ひとり親家庭や共働き家庭については、一時預かり等の不定期の教育・保育事業や病児保育事業の利用意向も高く、ひとり親家庭や共働き家庭は、その他と比べて日頃子どもをみてもらえる親族がいる場合が多い傾向にありますが、それでも共働き家庭の約1割が子どもをみてもらえる親族・知人がいないと回答しています。今後は、多様な働き方に対応した保育事業の整備や緊急時の子どもの預かり体制を整備・充実させていく必要があります。

【土曜日・日祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向】



【保護者の就労状況別 日祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向】

就労状況	(n) 調査数	は利 ない する 必要	しほ たほ たい 毎週 利用	は月 利に 用1 し た2 回	無 回 答	利 用 希 望 者	
全体	629	73.6	3.5	16.4	6.5	19.9	
保護者の就労状況	ひとり親	27	59.3	11.1	22.2	7.4	33.3
	共働き(両方フルタイム)	186	58.6	7.5	24.7	9.1	32.2
	共働き(フルタイムとパート等)	181	75.7	1.7	16.0	6.6	17.7
	共働き(両方パート等)	1	100.0	-	-	-	0.0
	一方のみ就労(フルタイムと未就労)	180	89.4	0.6	7.8	2.2	8.4
	一方のみ就労(パート等と未就労)	-	-	-	-	-	0.0
	その他	-	-	-	-	-	0.0
	(再掲)共働き 計	368	67.1	4.6	20.4	7.9	25.0
	(再掲)一方のみ就労 計	180	89.4	0.6	7.8	2.2	8.4
無回答	54	72.2	1.9	14.8	11.1	16.7	

【保護者の就労状況別 不定期の教育・保育事業の利用意向】

就労状況	調査数 (n)	しシ私 たユ用 い目、 的り でフ 利レ 用ッ	等保行冠 で護事婚 利用者、葬 用等子祭 した通も学 い院や校	利不 用期 した の就 たい 就労 で	そ の 他	な 利 用 す る 必 要 は	無 回 答	
全体	629	28.8	24.2	12.6	1.6	50.7	6.2	
保護者の就労状況	ひとり親	27	37.0	25.9	14.8	-	33.3	22.2
	共働き(両方フルタイム)	186	29.6	23.1	14.0	2.2	51.1	4.8
	共働き(フルタイムとパート等)	181	33.1	28.7	17.7	0.6	47.0	5.0
	共働き(両方パート等)	1	-	-	-	-	100.0	-
	一方のみ就労(フルタイムと未就労)	180	23.9	23.3	7.2	1.7	56.1	5.0
	一方のみ就労(パート等と未就労)	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
	(再掲)共働き 計	368	31.3	25.8	15.8	1.4	49.2	4.9
	(再掲)一方のみ就労 計	180	23.9	23.3	7.2	1.7	56.1	5.0
無回答	54	24.1	14.8	7.4	3.7	51.9	11.1	

【保護者の就労状況別 病児保育の利用意向】

		調査数 (n)	利用 した いと	利用 し た いと 思	無 回 答
全 体		250	35.6	62.4	2.0
保 護 者 の 就 労 状 況	ひとり親	10	30.0	60.0	10.0
	共働き(両方フルタイム)	115	37.4	60.0	2.6
	共働き(フルタイムとパート等)	104	37.5	61.5	1.0
	共働き(両方パート等)	-	-	-	-
	一方のみ就労(フルタイムと未就労)	11	18.2	81.8	-
	一方のみ就労(パート等と未就労)	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	(再掲)共働き 計	219	37.4	60.7	1.8
	(再掲)一方のみ就労 計	11	18.2	81.8	-
無回答	10	20.0	80.0	-	

※過去1年間に、仕事を休んで子どもの病気に対応した保護者が回答対象

【保護者の就労状況別 日頃子どもをみてもらえる状況】

		調査数 (n)	日 常 的 に み て ら れ る	緊 急 時 に も み て ら れ る	日 常 的 に み て ら れ る 友 人 ・ 知 人 が み て ら れ る	緊 急 時 に も み て ら れ る 友 人 ・ 知 人 が み て ら れ る	い ず れ も い な い	無 回 答
全 体		629	27.2	62.5	2.2	10.2	12.6	0.8
保 護 者 の 就 労 状 況	ひとり親	27	48.1	55.6	-	3.7	-	-
	共働き(両方フルタイム)	186	31.7	61.3	1.6	9.1	9.7	-
	共働き(フルタイムとパート等)	181	24.3	64.1	3.3	9.4	13.8	1.7
	共働き(両方パート等)	1	-	100.0	-	-	-	-
	一方のみ就労 (フルタイムと未就労)	180	22.8	63.9	1.7	13.3	15.0	-
	一方のみ就労 (パート等と未就労)	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
	(再掲)共働き 計	368	28.0	62.8	2.4	9.2	11.7	0.8
	(再掲)一方のみ就労 計	180	22.8	63.9	1.7	13.3	15.0	-
不詳	54	25.9	59.3	3.7	9.3	16.7	3.7	

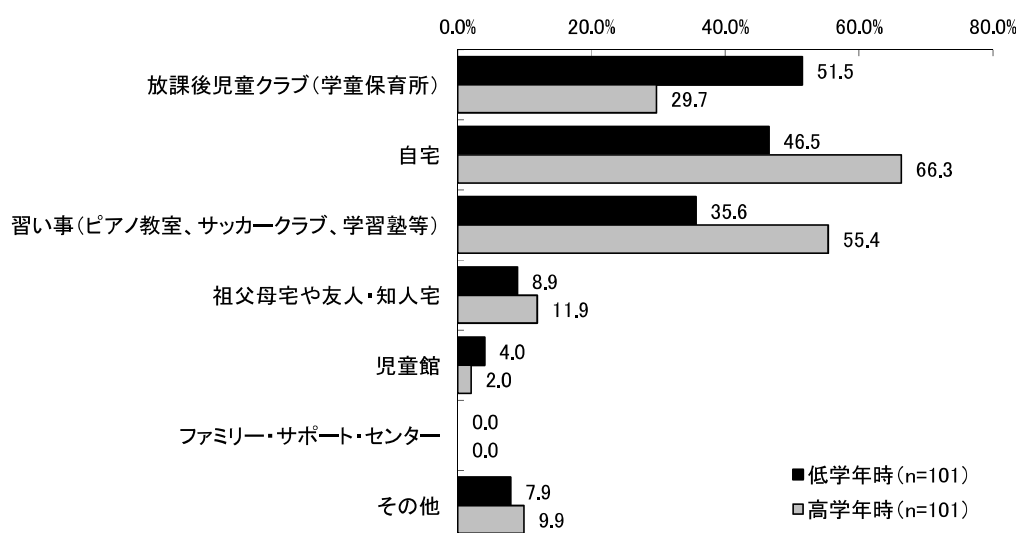
③ 放課後児童クラブの整備

放課後児童クラブの利用意向は、低学年（1～3年生）を中心に高く5割を超えています。

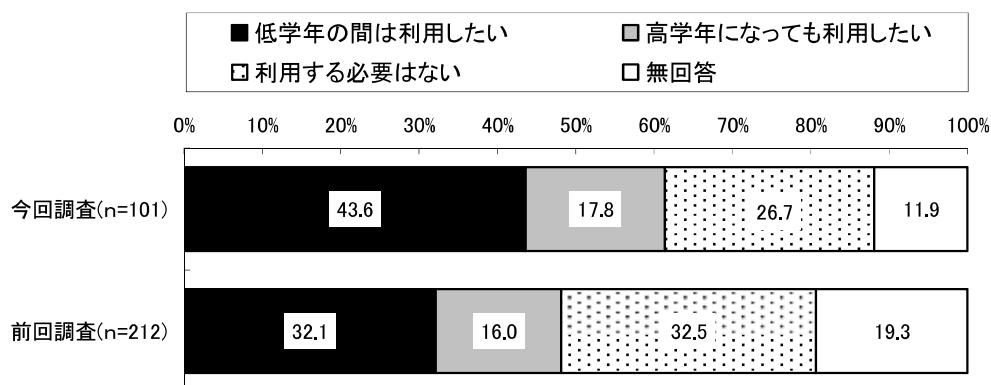
特に、夏休みなどの長期休暇中の利用意向は、前回調査と比べて10ポイント以上高まっており、ここでも就労する母親の増加が影響していると考えられます。

宇美町では現在、放課後児童クラブの利用について1年間の入所が原則となっていますが、今後は保護者のニーズを踏まえた実施形態の検討が必要です。

【放課後の過ごし方の希望（5歳児の保護者）】



【夏休みなどの長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向（5歳児の保護者）】



④ 各種子育て支援事業の認知と利用者の評価

宇美町の子育て支援事業の認知度はいずれも6割を超え高く、特に「①こんにちは赤ちゃん訪問」「②赤ちゃん健診」「③離乳食教室」「⑤乳幼児歯科健診、フッ素塗布」「⑧図書館のおはなし会」は9割を超えています。利用率も同様に、6割弱から9割と高い状況にあります。

一方で、各事業利用者の評価（役に立ったか）については、「⑦ファミリー・サポート・センター事業」「⑬まなびサポートうみ」「⑭中央公民館の各種子育て・親子体験講座」は1～2割弱と他の事業に比べ評価が低く、また、認知度の高い「③離乳食教室」「④妊婦歯科健診」「⑧図書館のおはなし会」についても高い評価を得られていない現状があります。

今後は、引き続き事業を周知するだけでなく、事業の対応職員の質の向上や事業内容の充実を図り、各事業を保護者の様々なニーズに応えることのできるものにしていかなければなりません。

【各種子育て支援事業の認知度・利用状況・評価・利用意向（乳幼児保護者）】

	認知度	利用率	立評価 つた（役 か役 に	利用 意向
①こんにちは赤ちゃん訪問	94.0	86.6	79.8	
②赤ちゃん健診	95.2	90.0	89.4	
③離乳食教室	90.8	70.7	54.8	
④妊婦歯科健診	85.5	68.7	41.4	54.2
⑤乳幼児歯科健診、フッ素塗布	91.9	83.9	80.3	70.1
⑥健康栄養相談	76.5	62.2	27.1	49.6
⑦ファミリー・サポート・センター事業	84.7	57.6	14.1	47.2
⑧図書館のおはなし会	90.8	67.4	41.7	59.0
⑨ブックスタート事業	86.6	81.2	76.9	65.3
⑩こども療育センターすくすく	84.1	60.6	27.8	51.7
⑪子育て支援センター等の各種子育て講座	82.5	64.7	31.7	53.7
⑫宇美町の子育て情報・ホームページ	81.1	69.8	49.4	59.1
⑬まなびサポートうみ	65.8	56.0	10.2	44.2
⑭中央公民館の各種子育て・親子体験講座	69.6	58.2	16.7	49.4

※認知度＝『事業を知っているか』で「はい」と答えた割合
 ※利用率＝『これまでに利用したことがあるか』で「はい」と答えた割合
 ※評価＝『役に立ったか』で「はい」と答えた割合、集計対象は利用経験者のみ
 ※利用意向＝『今後利用したいか』で「はい」と答えた割合

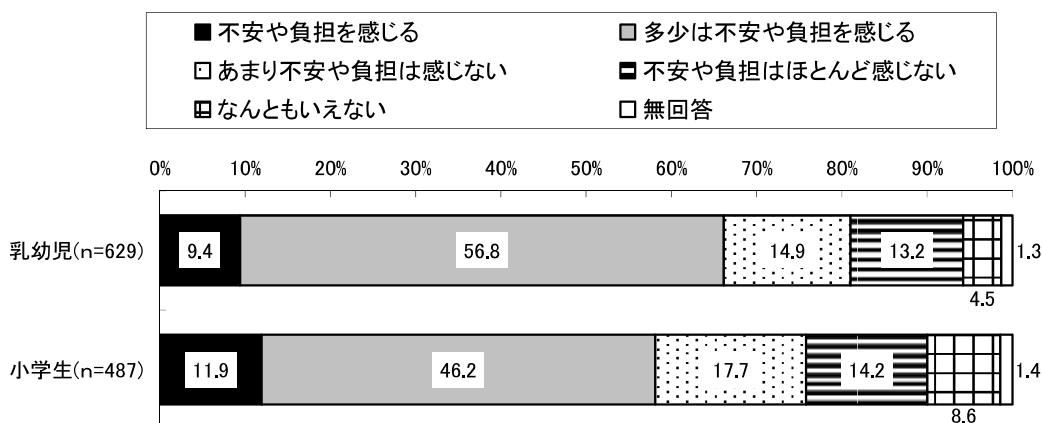
⑤ 子育ての負担感解消のための支援体制の充実

子育ての不安感・負担感については、『感じる』の割合は乳幼児の保護者が66.2%、小学校児童の保護者が58.1%と過半数を占めている状況です。

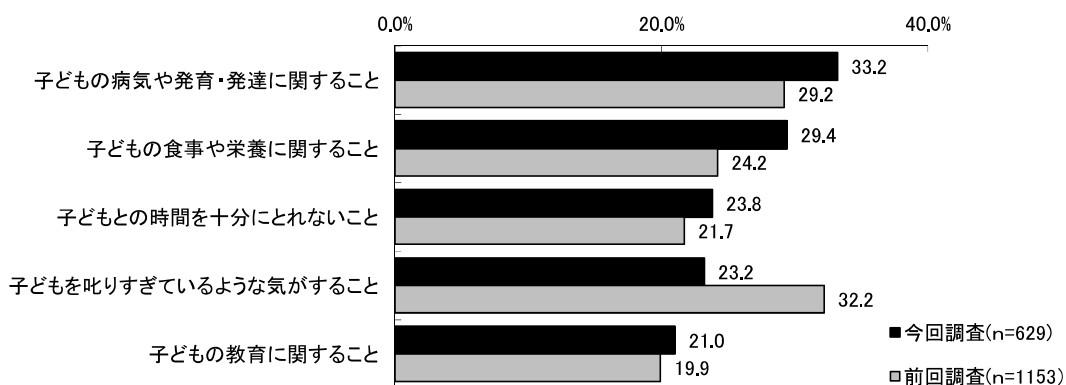
子育てに関する悩みや気になることでは、「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもの教育に関すること」が乳幼児・小学校児童に共通して上位にあがっています。そのほか、乳幼児の保護者では「子どもの食事や栄養に関すること」、小学校児童の保護者では「子どもの友だちづきあい」に関することなどがあげられています。宇美町では、母子健康相談や子どもの発育・療育訓練、家庭教育に関する講座などの事業を行っていますが、これらの事業を一層充実させることが保護者の負担感の解消につながっていくと考えられます。

保護者の子育てに関する情報の入手先は、親族や友人・知人が多くなっていますが、前回調査と比較するとインターネット・電子メールの割合が大きく増加しており、特に、乳幼児の保護者にとっては、子育て情報の入手手段として主流となりつつあります。今後は、インターネットやメール・SNS等を活用し、子育ての不安を解消するための相談窓口や事業などの情報提供をしていくことも有効と考えられます。

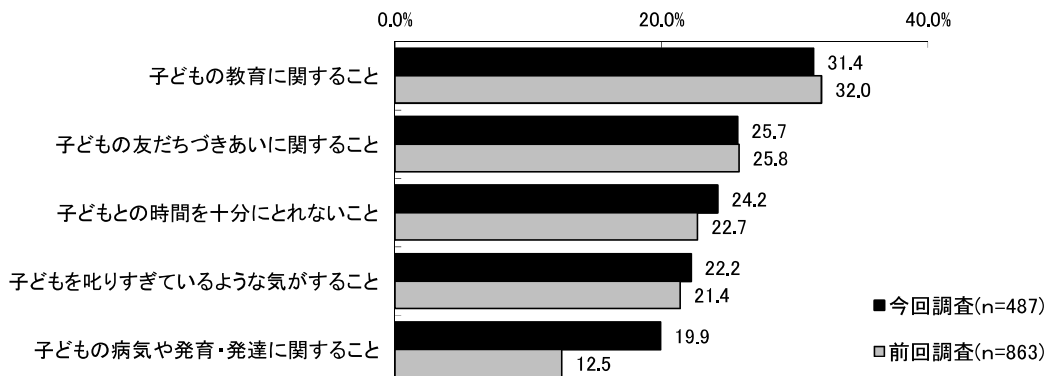
【子育ての不安感や負担感】



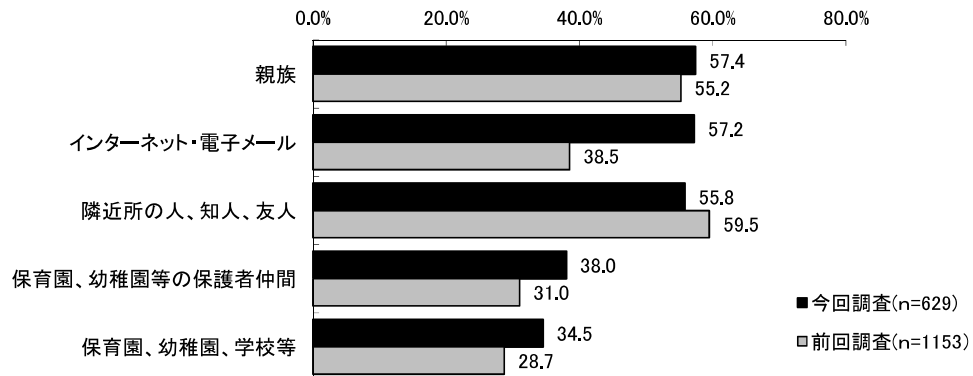
【子育てに関する悩みや気になること（乳幼児保護者） 上位5項目】



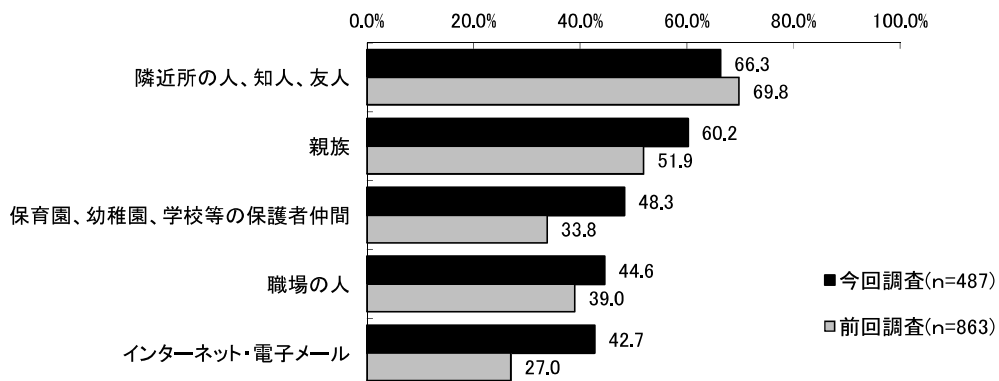
【子育てに関する悩みや気になること（小学校児童保護者） 上位5項目】



【子育てに関する情報の入手先（乳幼児保護者） 上位5項目】



【子育てに関する情報の入手先（小学校児童保護者） 上位5項目】



⑥ 宇美町の子育て環境の評価と要望

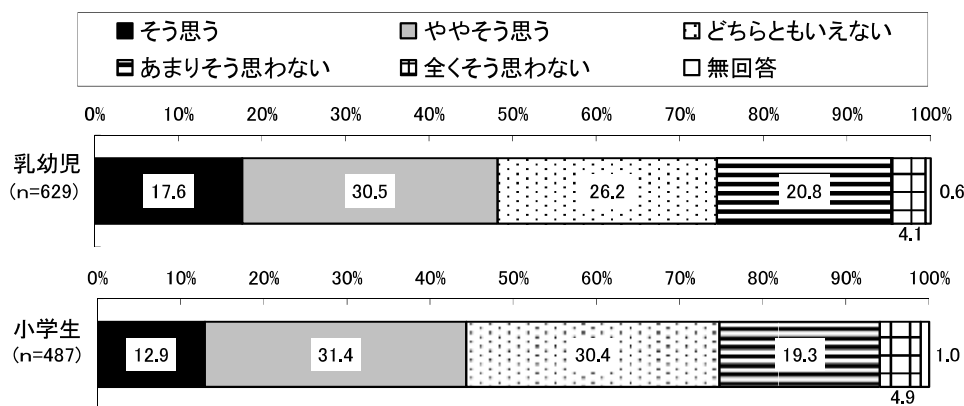
宇美町は結婚・妊娠・出産できるような環境・社会であるかどうか、総合的に評価してもらったところ、乳幼児保護者の48.1%、小学校児童保護者の44.3%が『思う』と回答しており、いずれも『思わない』の割合を上回っています。

しかし、宇美町の子ども・子育てに関する取組に対する満足度についてたずねると、「子どもの居場所づくり」「子どもが安心して生活できる環境整備」に対しては、乳幼児保護者・小学校児童保護者いずれも『不満』の割合が『満足』の割合を上回りました。

今後充実を図ってほしい子育て支援においても「子どもや親子が安心して集まり、遊べる場所をつくってほしい」という意見が、乳幼児保護者・小学校児童保護者ともに1位にあげられています。

今後、宇美町が子どもや子育て家庭にやさしいまちと評価されるためには、公園の整備や天候に関わらず親子や子ども同士が集える場所の整備、子どもを交通事故や犯罪被害から守るための対策の充実・強化を検討する必要があるといえます。

【宇美町の子育て環境の評価（結婚・妊娠・出産しやすいまち）】



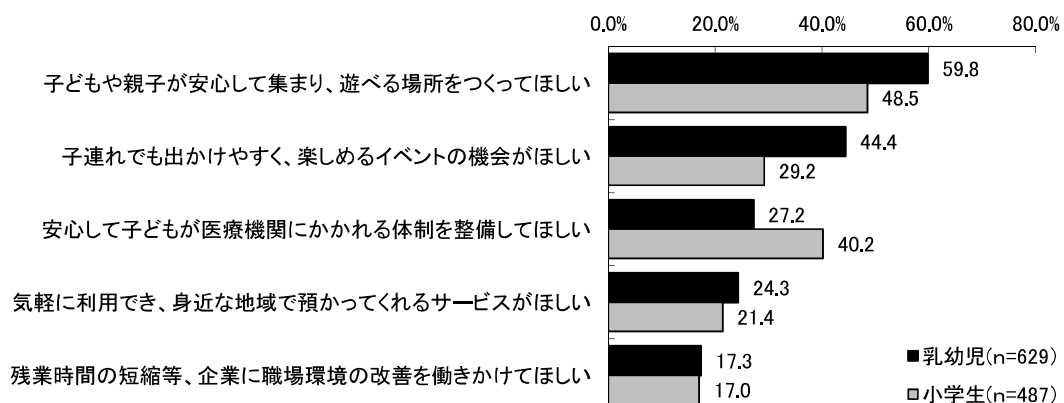
【宇美町の子ども・子育てに関する取組の満足度】

(%)

	乳幼児 (n=629)			小学生 (n=487)		
	満足	不満	(満足・不満) 差	満足	不満	(満足・不満) 差
①多様な教育・保育事業の充実	27.5	13.0	14.5	18.9	12.7	6.2
②地域子育て支援事業の充実	33.8	6.7	27.1	33.3	10.1	23.2
③妊娠期からの子どもと保護者の健康支援	63.7	3.7	60.0	55.0	4.3	50.7
④仕事と家庭生活の両立支援	13.5	9.3	4.2	15.6	11.9	3.7
⑤家庭の教育力の向上	48.5	4.6	43.9	36.8	3.7	33.1
⑥小児医療の充実	46.8	21.6	25.2	42.9	25.4	17.5
⑦ひとり親家庭等の自立支援の充実	12.1	3.3	8.8	12.5	6.2	6.3
⑧子どもの生きる力を育成する教育活動の充実	35.3	3.3	32.0	28.5	7.6	20.9
⑨次代の親の育成	19.5	2.2	17.3	23.2	3.3	19.9
⑩青少年の健全育成の推進	22.2	1.0	21.2	30.4	3.1	27.3
⑪いじめや不登校、虐待への対応の充実	24.8	6.0	18.8	18.7	10.0	8.7
⑫障がい児施策の推進	12.3	3.2	9.1	12.6	6.4	6.2
⑬子育て支援の人材育成	21.4	4.3	17.1	21.8	4.7	17.1
⑭子どもの居場所づくり	19.4	39.4	-20.0	15.2	40.4	-25.2
⑮子どもが安心して生活できる環境整備	21.5	36.1	-14.6	21.1	37.4	-16.3

※満足＝「満足」＋「どちらかといえば満足」
 ※不満＝「不満」＋「どちらかといえば不満」

【充実を図ってほしい子育て支援】



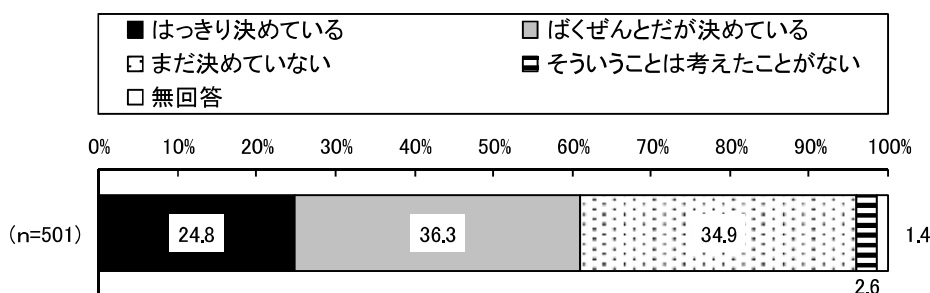
⑦ 中学生・高校生世代の将来に対する期待と不安

中学生・高校生世代の約6割が将来の目標を持っており、将来したい仕事についても「自分の趣味や能力が活かせる仕事」「仲間と楽しく働ける仕事」「収入や雇用が安定している仕事」などが上位にあげられています。一方で、現在抱えている悩みや心配ごとでは「自分の将来のこと」「就職のこと」が上位にあがっていることから、中学生・高校生世代が自分の将来についての期待と不安の両方を抱えている状況が伺えます。

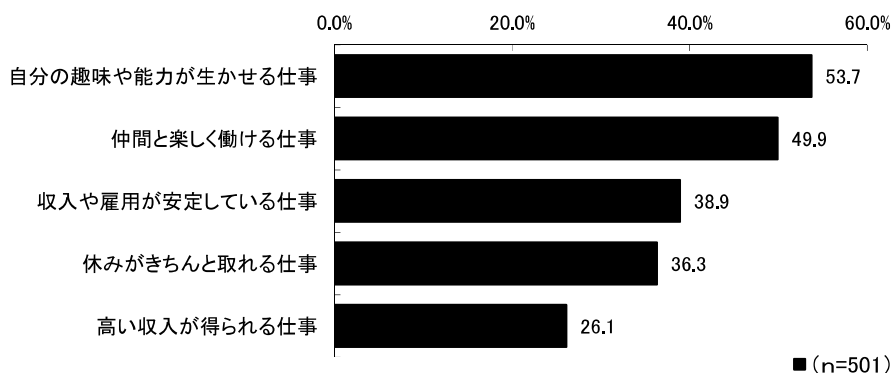
悩みや心配ごとの相談相手は、友人や母親をはじめとする家族が大半を占めていますが、「誰にも相談しない」「相談する場所（相手）がない」も合わせて1割強となっています。

宇美町では、中学生に対する職場体験学習を通して職業意識の育成に取り組んでいるほか、スクールカウンセラーによる教育相談を行っています。今後は、職場体験やそのほか地域の大人たちと交流の機会が、若者の将来に対する漠然とした不安を解消する場としても機能するよう関連事業の内容充実に取り組む必要があります。

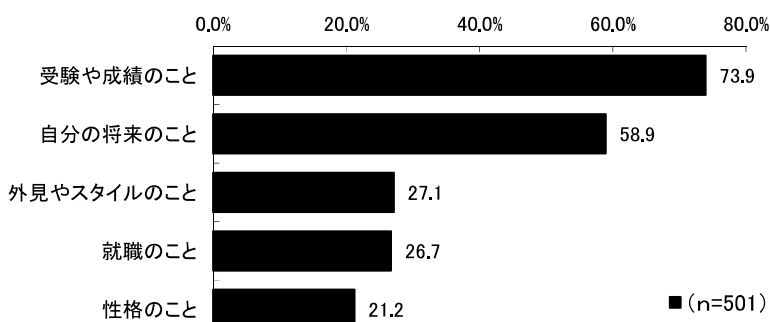
【将来の目標（中学生・高校生世代）】



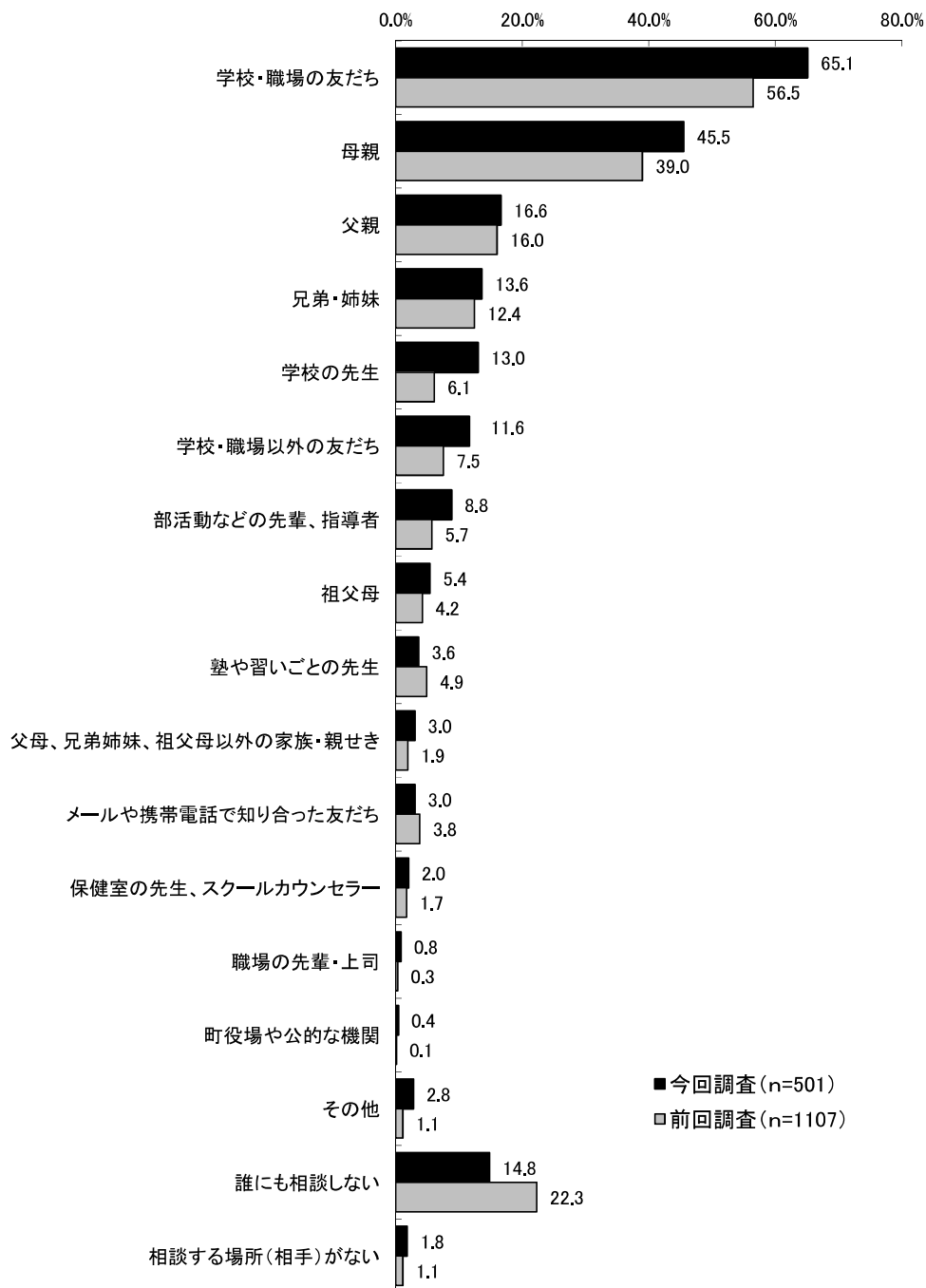
【将来したい仕事（中学生・高校生世代） 上位5項目】



【悩みや心配ごと（中学生・高校生世代） 上位5項目】



【悩みや心配ごとの相談相手（中学生・高校生世代）】



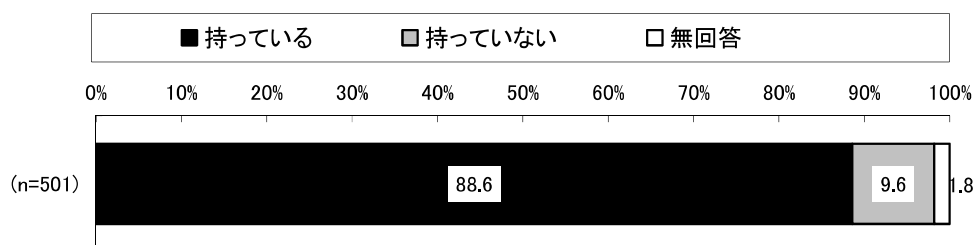
⑧ 携帯電話・スマートフォンの普及と安全な利用

携帯電話やスマートフォンは中学生までの間に大半が所持している現状があります。

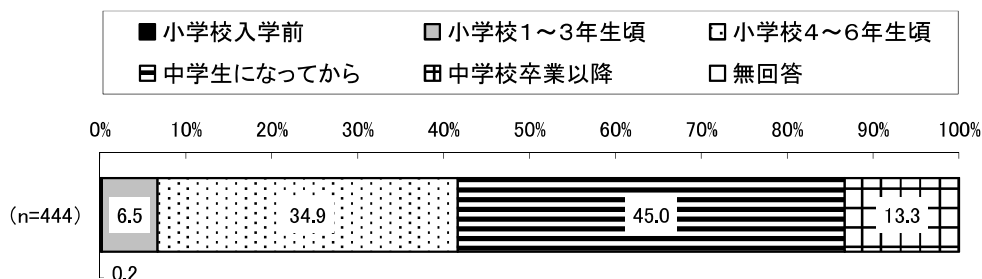
そのようななか、中学生・高校生世代の4割弱がスマートフォン等を通じ、見知らぬ人と連絡を取った経験があると回答しており、さらにそのうち6.7%が現在でも実際に「たまに会う」と回答しています。数は少ないながらも犯罪被害防止の観点からは見逃せない数値です。

スマートフォン等の利用に関するルールの取り決めが特に何も無い家庭は、約3割となっており、中学生・高校生世代に対する情報モラルの教育だけでなく、保護者に対しても、スマートフォンを持つことで子どもにおよぶ身近な危険についての理解を深めてもらう必要があります。

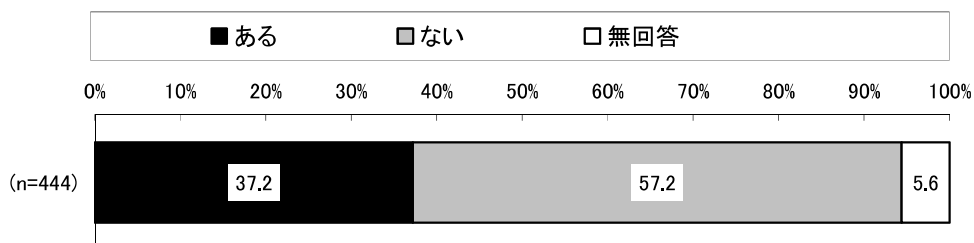
【携帯電話やスマートフォンの所持率（中学生・高校生世代）】



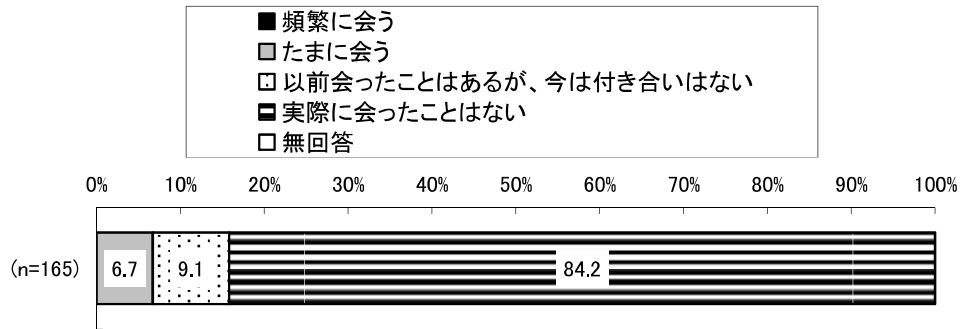
【携帯電話やスマートフォンの所持率（中学生・高校生世代）】



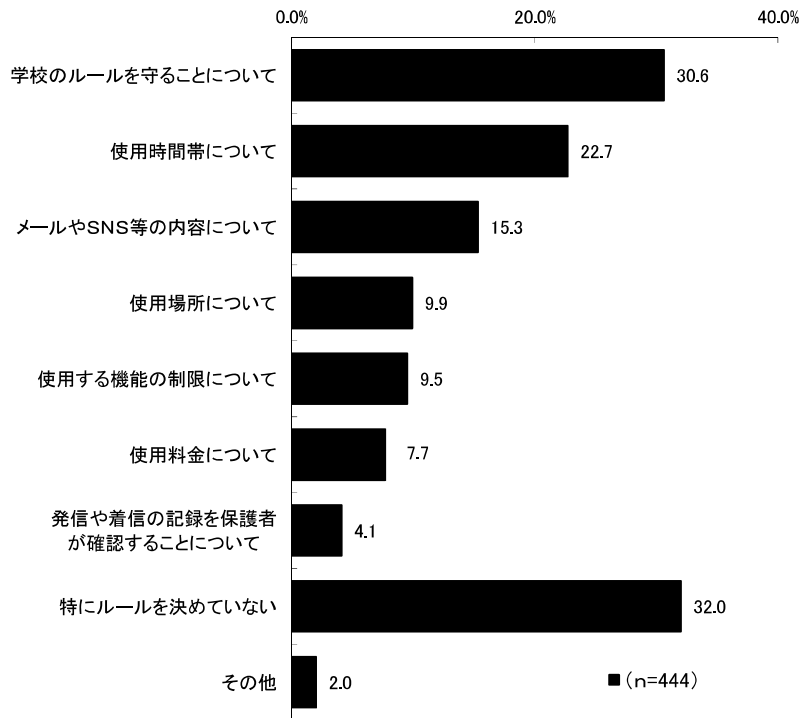
【スマートフォン等を通じ、見知らぬ人と連絡を取った経験（中学生・高校生世代）】



【スマートフォン等を通じ、見知らぬ人と実際に会った経験（中学生・高校生世代）】



【スマートフォン等の利用に関する家庭のルールへの取り組み（中学生・高校生世代）】

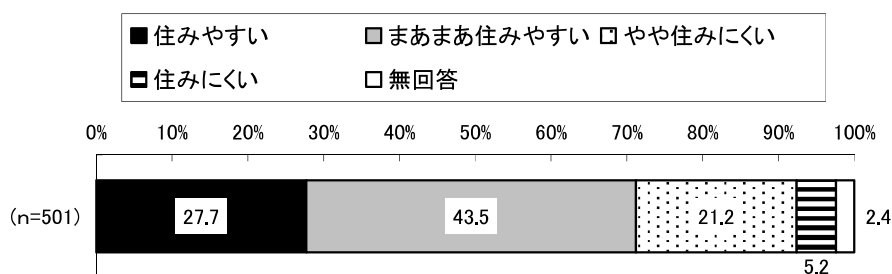


⑨ 中学生・高校生世代の宇美町の評価と定住条件

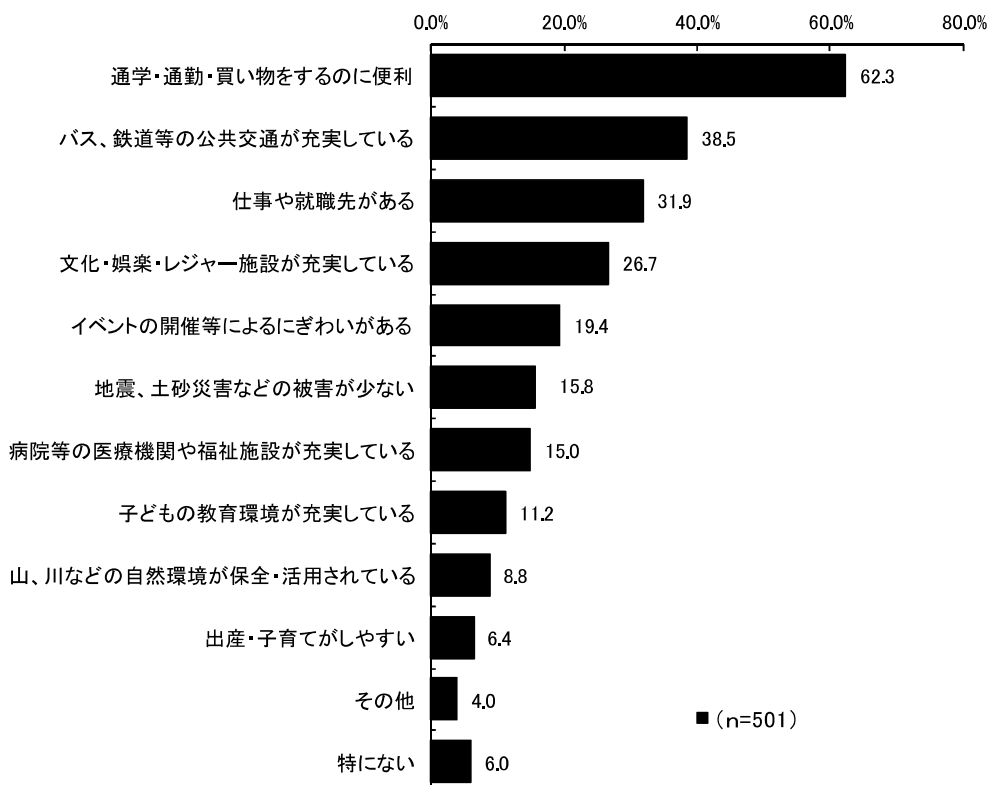
中学生・高校生世代の7割が宇美町を『住みやすい』と評価しており、6割弱が定住意向を持っています。宇美町での定住の条件としては「通学・通勤・買い物をするのに便利」「バス、鉄道等の公共交通が充実している」「仕事や就職先がある」などが上位にあげられており、「子どもの教育環境が充実している」「出産・子育てがしやすい」はそれほど高くない状況です。

しかし、宇美町に住む中学生・高校生世代が大人になった際、「子どもの教育環境が充実している」「出産・子育てがしやすい」といった要素は、定住や一度町外に移り住んだ後に宇美町に帰ってくる際の重要な条件になり得ます。今後、少子化や人口の減少に対しても歯止めをかけられるよう、地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援し、支えていくような取組を充実させていくことが重要です。

【宇美町の住みやすさの評価（中学生・高校生世代）】



【宇美町での定住条件（中学生・高校生世代）】



(4) 第一期子ども・子育て支援事業計画の成果と課題

第一期子ども・子育て支援事業計画では、計画の着実な推進を図るために、宇美町独自に各事業の成果指標を定めて、これまでの計画の進捗状況を、各項目について検証しました。

子育て支援センターの利用者や母子保健事業、図書館におけるおはなし会の実施、障がい児保育、子育てサポーター養成講座の実施回数などは概ね目標値を達成していますが、家庭教育講座の参加者数や子育てサロン・世代間交流子育てサロンの実施回数、地域子ども教室の実施か所数、子ども体験活動の参加者数、18歳以下の図書館利用者数は、目標値に達していない状況です。

今後も引き続き、各事業の周知をしていくとともに、子どもや保護者の様々なニーズに対応できるように、事業の内容を充実させていく必要があります。

事業名	成果指標	目標値 (平成31年)	実績値 (平成30年)
子育て支援センターの機能の充実	つどいの広場 実施か所数、利用者数	1か所7,000人	1か所7,531人
乳幼児健康診査の充実	各乳幼児健診受診率 ・4か月児健診 ・7か月児健診 ・1歳6か月児健診 ・3歳児健診 ・幼児健診での歯科健診 及びブラッシング指導、フッ素塗布の実施	4か月児健診 98.0% 7か月児健診 98.0% 1歳6か月児健診 98.0% 3歳児健診 98.0%	4か月児健診 93.7% 7か月児健診 99.0% 1歳6か月児健診 98.0% 3歳児健診 93.2%
未熟児養育医療対象児の母子訪問	必要な家庭への訪問実施率	100%	100% (6件)
妊娠出産期の保健指導及び相談の充実	必要な妊婦相談及び保健指導実施率	100%	100% (244件)
	必要な妊婦への訪問実施率	100%	100% (7件)
乳幼児期の健康相談と指導の充実	赤ちゃん教室参加率 (受診者数/対象者数)	70.0%	73.2% (210件)
	栄養相談実施率	月1回の実施	※平成30年度から 相談希望者に随時実施
	離乳食教室の参加率	50.0%	※平成29年度で 離乳食教室は終了
家庭教育に関する学習機会や情報の提供	家庭教育講座開催回数及び参加者数	実施回数8回 (2コース実施) 参加延べ人数280人以上	実施回数8回 (2コース実施) 参加延べ人数71人

第1章 計画の策定にあたって

事業名	成果指標	目標値 (平成31年)	実績値 (平成30年)
世代間交流の推進	中学校での子育てサロン実施回数	宇美東中：年12回 宇美南中：年9回 宇美中：年7回	宇美東中：年7回 宇美南中：年6回 宇美中：年6回
	世代間交流子育てサロン実施回数	年10回	年7回
青少年団体の支援及び連携の強化	立ち入り調査 各種団体への支援	年2回	年2回
地域の交流の場の整備	地域子ども教室の実施か所数	2校区以上	1校区
	アンビシャス広場の実施か所数	2地区	2地区
子どもの体験活動の推進	ふみの里まなびの森フェスタ開催回数	参加人数 950人以上	1回/年実施 参加人数 767人
	チャレンジクラブの参加者数	延べ人数 690人以上	延べ人数 592人
町立図書館の機能の充実	おはなし会の実施回数	実施回数 定例20回/年 スペシャル6回/年	実施回数 定例43回/年 スペシャル5回/年
	18歳以下の利用者数	月平均1,300人	月平均629人
障がい児保育の充実	研修の実施回数	研修3回/年	研修3回/年
	「すくすく」巡回回数	巡回3回/年	巡回3回/年
子育てボランティアの育成	サポーター養成講座の開催回数	1回/3年	1回/3年
防犯灯等の整備	平成25年度から新たに5か年継続事業としてLED防犯灯整備か所数（平成29年度完成）	LED防犯新設 334か所 LED防犯灯具取替 654か所 計988か所にLED防犯灯を整備 ※目標値は平成25年度からの累計	LED防犯新設 2か所（348か所） LED防犯灯具取替 54か所（742か所） 計56か所（1,090か所）にLED防犯灯を整備 ※（ ）の数値は平成25年度からの累計

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

**みんな宇美の子・地域の子、
いきいき育つ未来の子、
宇美はみんなが育つ町**

本計画は、平成27年度に策定した「第一期子ども・子育て支援事業計画（うみっ子未来プラン）」と同様、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づいて策定するものであり、平成17年度に策定した「次世代育成支援対策行動計画（うみっ子未来プラン）」を継承するものとします。

法の基本理念では、子ども・子育て支援は、「全ての子どもが健やかに成長するように支援すること、保護者とともに家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が役割を果たし、協力すること、地域の実情に応じて提供されること」としています。

また、「次世代育成支援対策行動計画（うみっ子未来プラン）」では、子育ては子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことであり、子育ての第一義的責任は保護者にあるという基本認識のもとに、家庭・地域等と連携しながら宇美町全体で、明るく元気な未来の宝が育つ環境づくりを進めてきました。このことは、法の基本理念と重なるものです。

したがって、本計画においては、子育て支援事業の目指す方向性である基本理念を、「第一期子ども・子育て支援事業計画」と同様に、本町に暮らすすべての子どもたちが次代の担い手として、家庭や地域・学校で豊かな心を持ち、安全な環境において、たくましく主体的に生きる力をもった次代の親に成長することを目指して、『みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、宇美はみんなが育つ町』とします。

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

妊娠・出産期から親が安心して子育てに取り組めるように、保護者の心身の健康支援、子育て家庭への経済的支援、子どもの健やかな成長のための健康支援など、子育て支援を充実します。乳幼児期の子どもに対して、質の高い教育や保育事業を安定的かつ総合的に提供していきます。

子どもを育てることが、家族の愛情や絆を深め、親自身の新たな人間形成につながり、生きがいとなるよう啓発を推進します。また、男女がともに子育てに関われるよう男女共同参画社会の形成を進めるとともに、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスについて啓発を進めて、子どもの成長段階に応じた多様な働き方を選択できる環境づくりを目指します。

ひとり親家庭など個別の状況を配慮して、子育て家庭のセーフティネットとなる支援を進めていきます。

基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

すべての子どもが、いのちの輝きを放ち、健やかに育つよう健康づくり体制の構築、生きる力を育成する教育環境の整備を図ります。異世代交流や体験活動を重ねて、子どもの個性にあった力を伸ばし、次代の社会を担う一員として健全に育まれる生活環境を整えます。子どもの最善の利益を守る観点から、いじめや不登校、子どもの貧困対策など社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援体制を強化し、また、障がいのある子どもと家庭への支援の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり

校区コミュニティなどの地域全体で子どもと子育て家庭を支えていくために、住民が主体的に子どもの育ちを支えるまちづくりの推進に努めます。地域における子育て支援のネットワークを充実し、社会資源としての人材を育成していきます。子連れで安心して外出できるまちづくりを推進するとともに、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止に取り組み、子どもを育てやすい生活環境づくりの推進に努めます。

3. 基本的支援

本計画における個別事業の実施にあたっては、次の3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とし、子どもの健康と幸せを第一に考えて事業を実施していきます。子どもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重し、その権利が保障される環境を整えていきます。特別な支援が必要な子どもに対しては、実情に応じて配慮します。

(2) すべての子どもと家庭を支える視点

子どもが健やかに生まれ育つようすべての子どもと子育て家庭に対して、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援が重要です。社会環境の変化や人々の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態も子育て支援への親のニーズも多様化しています。家庭における子育ての不安や負担、孤立感を和らげ、保護者が子どもにしっかりと向き合い、子育てに喜びを感じながら、親として成長していけるよう、子どもと子育て家庭を支える事業を進めていきます。

(3) 社会全体で子どもと子育てを支える視点

子どもは、「社会の宝」です。子育ては未来の社会を築く重要な営みです。子どもの心身の健やかな育ちと子育てを支えることは、本町の将来の担い手を育てることにつながることから、家庭はもとより保育所・幼稚園、学校、企業、行政などの地域社会を構成する人々が、それぞれの役割を担ってつながりながら子どもと子育て家庭を支えることが重要です。地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援し、支えていくような取り組みを進めます。

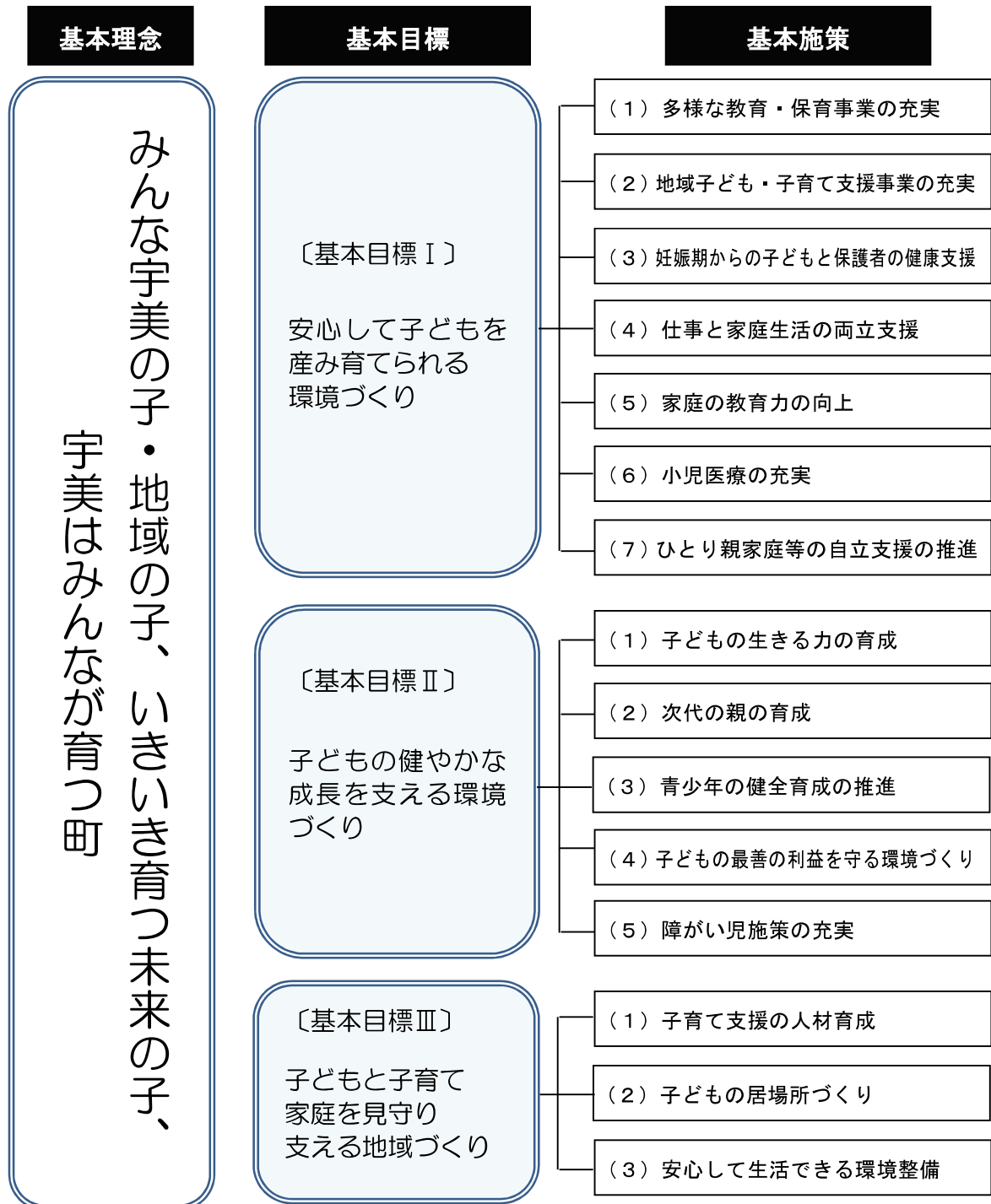
第3章

計画の基本施策及び事業（基本施策と個別事業）

第3章 計画の基本施策及び事業

1. 計画の体系

本計画の基本理念である『みんな宇美の子・地域の子 いきいき育つ未来の子 宇美はみんなが育つ町』の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組を推進します。



2. 重点施策

計画を推進するにあたり特に重点的に取り組むべき3つの施策を次のように定めます。

(1) 多様な教育・保育事業の充実

本町では、就労している母親の増加に伴い、共働き家庭が増加しています。また、現在就労していない母親の約3割は今後の強い就労意向を持っています。

これに加えて、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたことから、今後ますます保育需要は増大し、保育事業の必要性はますます高まっていくと予想されます。

子ども・子育て支援新制度では、各市町村の実情に合わせた教育・保育施設での保育事業の拡大が定められています。今後、本町でも少子化が進んでいくことと女性の就労率の上昇や核家族化の進行に伴い、保育需要が増大していくことの相反する2つの要素を踏まえつつ、過不足なく教育・保育事業を整備・提供していく必要があります。さらに、子どもの最善の利益を尊重することで保育の質の向上を図り、子ども・子育て支援をより一層充実します。

(2) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり

妊娠期から支援を受けることによって保護者の子育てへの安心感が高まります。乳幼児期においても、子どもの成長・発達に応じた関わり方について相談できる体制は、保護者が子どもを健全に育てる基盤となり虐待等の予防にもつながります。

子ども・子育て支援制度では、「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」など妊娠期はもとより将来を見据えた子どもと保護者の生活習慣病の予防、産後うつ等のメンタルヘルスを含めた心と身体の健康に関する支援体制を整備してきました。

また、平成31年1月には、健康福祉センターうみハピネス内に妊娠・出産・子育てに関する様々な悩みのワンストップ相談窓口として、「子育て世代包括支援センター」を開設しました。子育て支援の機関や医療機関、教育機関等と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくりを推進していきます。

(3) 子どもの居場所づくり・安心して生活できる環境整備

子育て支援センター「ゆうゆう」は、平成29年度に健康福祉センターうみハピネスへ移転後、利用者も増加しており、就学前児童とその家族が気軽に利用できる居場所であり、新たな子育て仲間の輪が広がる場所になっています。

今後、子どもがいきいきと安心して遊べる場・居場所づくりや子どもを犯罪や交通事故から守り、子どもや子育て家庭が安心・安全に生活できるまちづくりに向けて、関係機関や団体、学校、地域住民等と連携した居場所の提供や安全な道路交通環境の整備、子どもに対する防犯・交通安全教育、町民への交通安全に対する啓発活動の取り組みを推進します。

3. 計画の施策事業

基本目標 I 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

基本施策 1 多様な教育・保育事業の充実

現状と課題

子ども・子育て支援新制度では、待機児童解消を目指し多様な保育需要に対応するために、市町村が地域の実情に合わせて、教育・保育施設における保育事業を拡充すること、「地域子ども・子育て支援事業」として延長保育、病児保育及び一時預かり事業を計画的に取り組むよう定めています。この背景には、既婚女性の就労率の上昇、育児休業の定着による休業明けの保育需要の著しい増加、サービス産業の拡大や雇用の流動化に伴った夜間勤務や休日の就労など働き方の多様化などがあります。

本町においても、共働き家庭やひとり親家庭の増加等も影響し、第一期計画期間中には待機児童が発生した年もあったため、保育所の増設や地域型保育施設の整備を推進してきました。また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたことから、今後さらに保育ニーズが高まる可能性もあります。

平成31年4月現在、本町では、認可保育所が8園、認定こども園が2園、幼稚園が3園、小規模保育施設が3園、家庭的保育施設が1園、届出保育施設が2園あり、認可保育所では、すべての保育所で19時までの延長保育事業を行っています。また、原田保育園では、「一時保育事業」を実施し、病児保育は委託事業として行っています。

ニーズ調査によると、平成25年度に実施した調査と比べ、乳幼児の母親でフルタイムまたはパート・アルバイト等で就労している母親は増加しており、さらに、現在未就労だが今後就労意向のある母親の割合も増加しています。平日の定期的な教育・保育事業の利用意向においても「認可保育所」や「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」のニーズが前回調査と比べ高くなっています。また、子どもが病気の際に、仕事を休んで看護した保護者の病児保育事業の利用意向は、前回調査同様、約4割みられました。これらのことから、今後も教育・保育事業をより一層充実する必要があります。

方向性

- ・教育・保育事業については、待機児童を発生させないように、民間活力を活用した柔軟なサービス提供体制の整備や老朽化した園舎の建て替え及び定員の見直しを推進します。
- ・地域子ども・子育て支援事業の保育に関わる事業については、子どもの発達を保障しながら利用形態の多様化に対応できるよう、充実していきます。

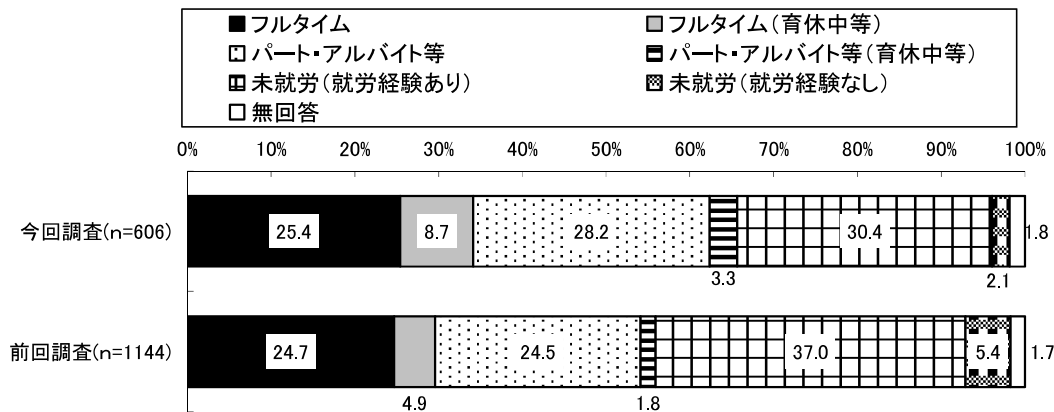
第3章 計画の基本施策及び事業

具体的施策

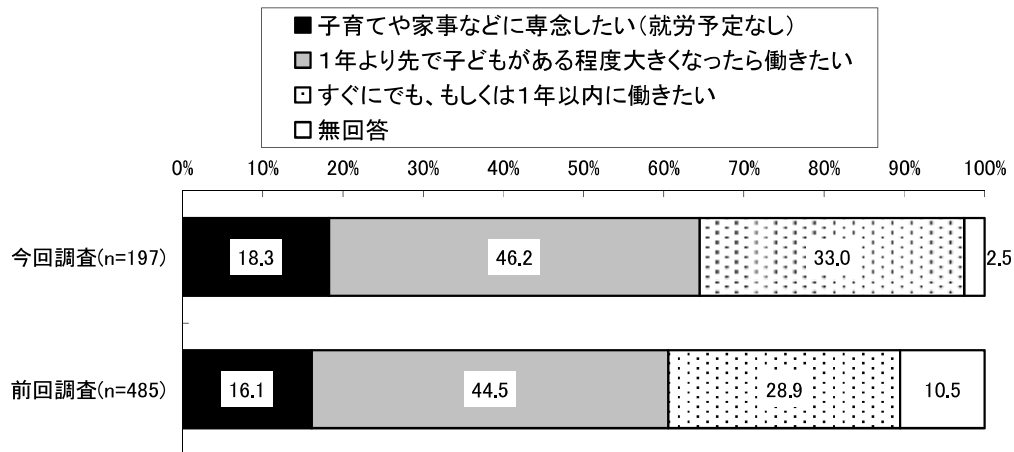
番号	施策名	施策の内容	担当課
1	保育の質の向上	保育所保育指針や自己評価ガイドライン等に沿って、保育の質の向上のための取り組みを行います。保育に関わる情報等を積極的に発信するとともに、利用者のニーズを保育に反映するよう努めます。	こどもみらい課
2	通常保育事業	保護者の就労等により保育が必要な、概ね3か月から就学前までの児童を保護者等に代わって保育します。待機児童解消と保育環境のさらなる充実を図るため、民間活力を活用した柔軟なサービス提供体制の整備や老朽化した園舎の建て替え及び定員の見直しを推進します。	こどもみらい課
3	延長保育事業	町内すべての認可保育所で通常の11時間開所の後、午後6時から7時までの延長保育を実施します。	こどもみらい課
4	一時保育事業	保護者の病気やけが、子育て疲れの解消など、緊急または一時的に保育が必要となる児童に対する保育を、時間単位で実施します。また、一定程度の日時に保育が必要な児童に対しても保育を実施します。平成30年度から町外者利用の受入を開始しました。	こどもみらい課
5	保育施設の環境整備	安全・安心な保育を実施するため、財政状況等を勘案して、整備を進めます。入所児童数に即した適切な施設の整備、維持管理を行い、保育環境の充実に努めます。	こどもみらい課
6	幼稚園教育の充実	幼稚園保護者に対し、施設等利用費の無償化を実施し、経済的支援を行います（令和元年10月から実施、就園奨励費は令和元年9月で廃止）。また、副食費の補足給付については、要件に該当する保護者に対し実施します。	こどもみらい課
7	病児保育事業	疾病により、保育所等での集団生活が困難であり、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童（小学校6年生まで）を、医療機関に委託して預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。近隣3町での共同実施を基本として実施し、今後、福岡都市圏内で病児保育の広域利用や利用料減免制度について検討していきます。	こどもみらい課
8	幼児教育アドバイザーの育成・配置の検討	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、町内の教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育内容や指導方法、指導方法の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を検討します。	こどもみらい課

参考データ

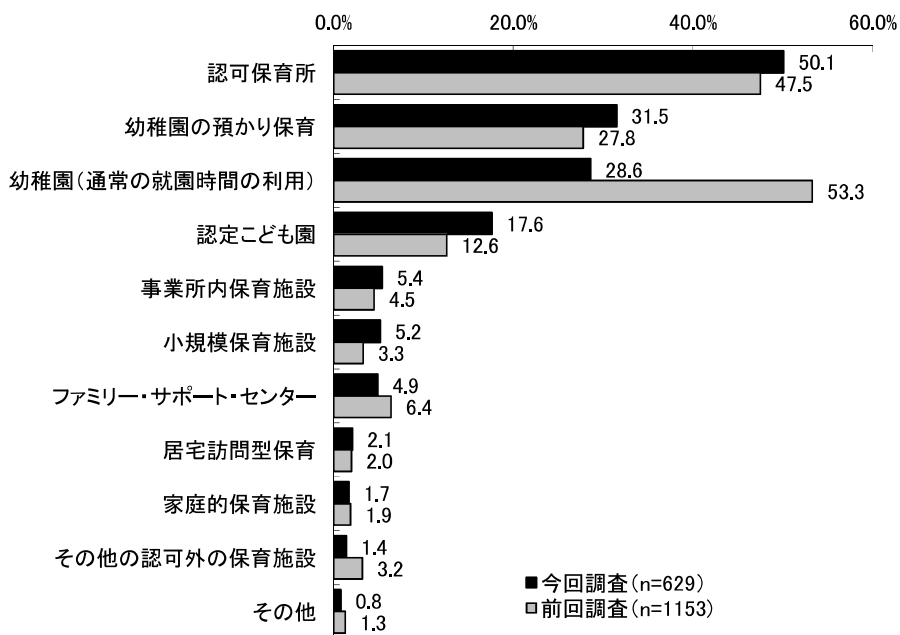
◇母親の就労状況（乳幼児保護者）



◇未就労の母親の今後の就労意向（乳幼児保護者）

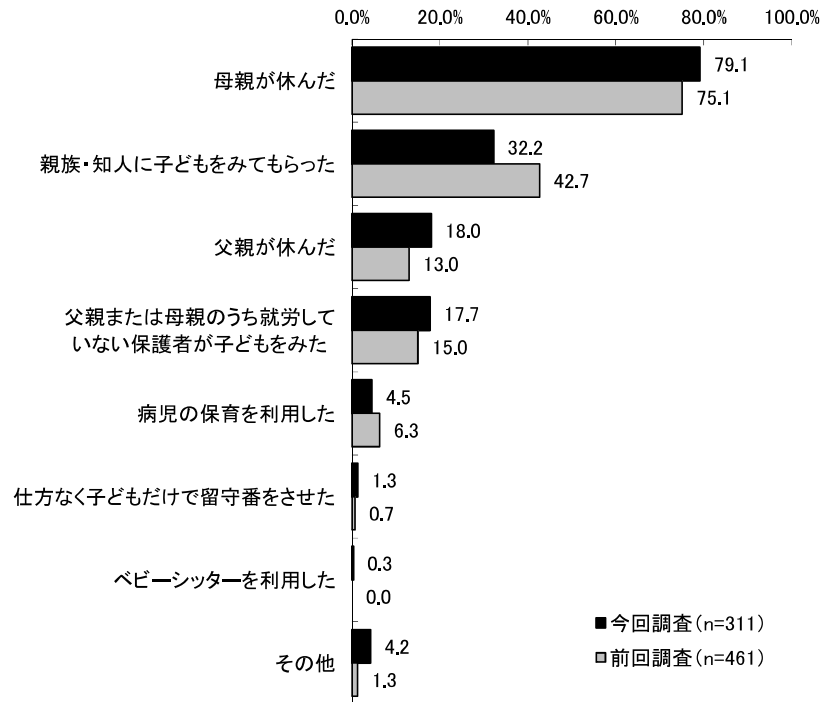


◇定期的な教育・保育事業の利用意向

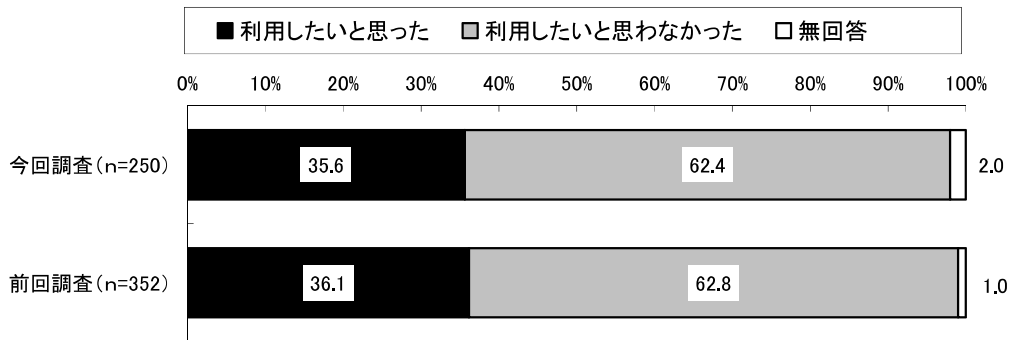


第3章 計画の基本施策及び事業

◇子どもが病気の際の対処方法（乳幼児保護者）



◇病児保育の利用意向（乳幼児保護者）



基本施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実

現状と課題

子ども・子育て支援新制度では、従来、子育て支援として進められてきた事業のうち、「地域子育て支援拠点事業」「放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業」「ファミリー・サポート・センター事業」などを「地域子ども・子育て支援事業」とし、市町村が重点的に整備していくことが定められています。

本町において、地域子育て支援拠点事業は、平成15年に開設された子育て支援センター「ゆうゆう」が中心となって取り組んでいます。また、町内の3つの中学校での子育てサロンを定期的に開催し、中学生と乳幼児の親子との世代間交流を行ってきました。放課後児童クラブは、5つの小学校区すべてに設置し、現在11か所で実施しており、平成31年4月から運営を民間事業者へ変更しました。ファミリー・サポート・センター事業は、平成20年に開設しており、専任のアドバイザーが会員相互の支援をしています。

ニーズ調査によると、子育て支援センターは乳幼児の保護者のうち約15%が利用しており、また、約20%が今後新たに利用したいと考えています。5歳児の保護者の放課後児童クラブの利用意向については小学校低学年時で約50%、高学年時で約30%の保護者が望んでおり、今後、低学年時を中心に利用者増が見込まれます。また、乳幼児の保護者のファミリー・サポート・センター事業の認知度は8割強と高いものの、利用者の評価（役に立ったと思う人の割合）は1割強に留まっており、今後は事業の運営方法等を改善していく必要があります。

今後も、現行の地域子育て支援サービスをより多くの保護者に周知し、事業内容を充実させていくことが重要です。

方向性

- ・宇美町子育て支援センターにおける相談体制機能の充実を目指します。
- ・放課後児童クラブの安定的な運営を行います。
- ・ファミリー・サポート・センター事業の周知と利用促進に向けた取組を強化します。

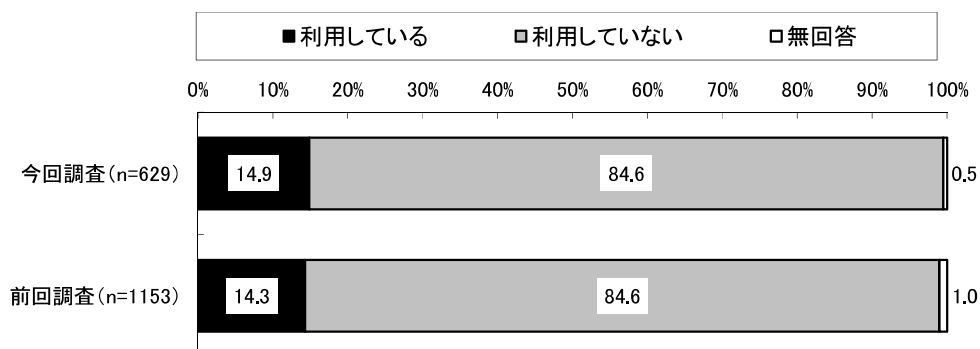
第3章 計画の基本施策及び事業

具体的施策

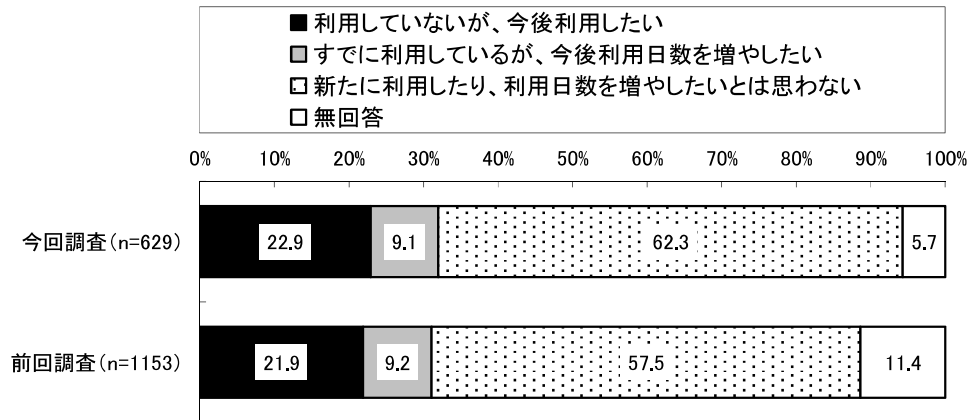
番号	施策名	施策の内容	担当課
9	子育て支援センターの機能の充実	未就学児とその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座の開催、子育て支援団体への支援、相談体制機能を充実していきます。	こどもみらい課
10	放課後児童クラブ（学童保育）の推進	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を預かり、児童の健全育成を図ります。今後、施設の老朽化対策と児童一人当たりの専用面積1.65㎡を確保できる安全で安心な放課後児童クラブの整備に努めます。また、長期休業日の臨時入所の対応等について検討していきます。	学校教育課
11	ファミリー・サポート・センター事業の拡充	子育ての支援を受けたい人（おねがい会員）と、子育ての支援ができる人（まかせて会員）が会員登録し、相互支援活動（有料）を行います。母子健康手帳交付時の案内や「おねがい会員」から、「まかせて会員」へのステップアップの促進、緊急に支援を必要とする方への仮会員証の発行等、会員数、活動数の増加に向けた取組を強化します。	こどもみらい課
12	保育所等利用者支援事業	子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、相談窓口を設置し、必要な支援を行います。	こどもみらい課

参考データ

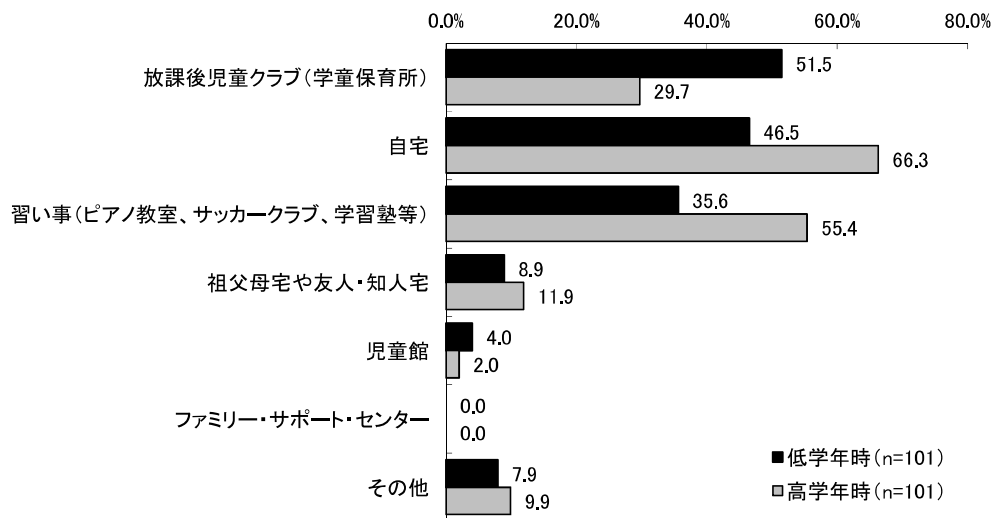
◇宇美町子育て支援センター・ゆうゆうの利用状況（乳幼児保護者）



◇宇美町子育て支援センター・ゆうゆうの利用意向（乳幼児保護者）

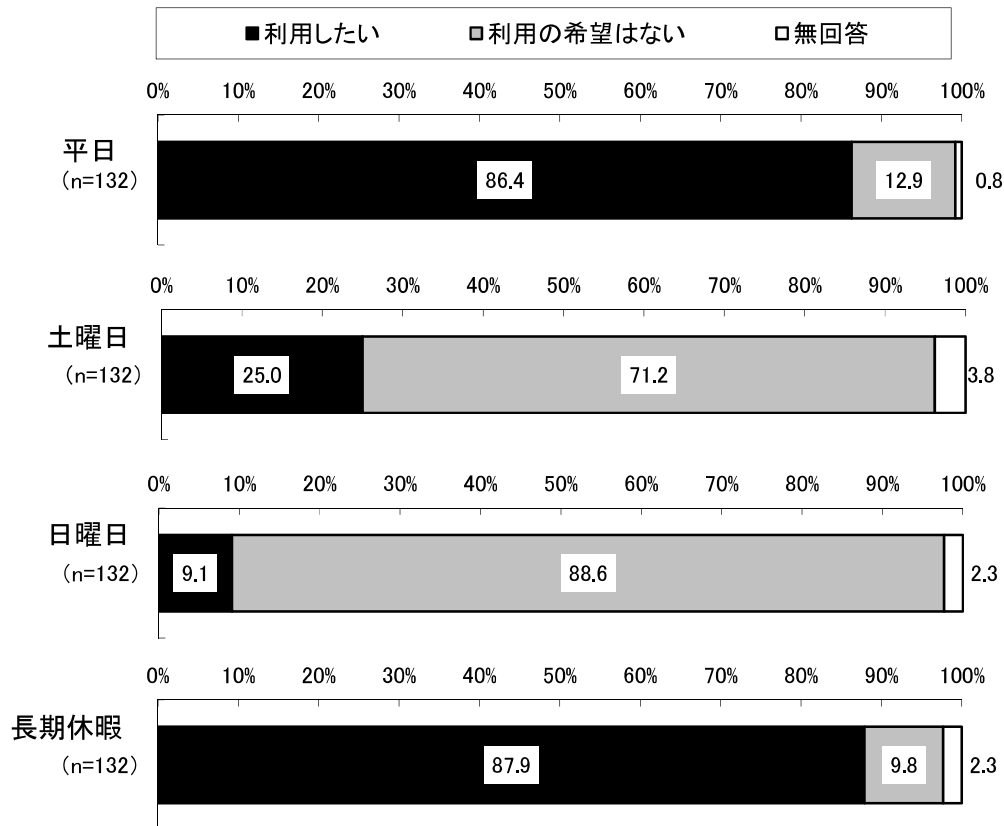


◇小学校入学後の放課後の過ごし方の希望（5歳児の乳幼児保護者）



第3章 計画の基本施策及び事業

◇放課後児童クラブの利用意向（小学校児童保護者）



◇ファミリー・サポート・センター事業の認知度・利用率・評価・利用意向（乳幼児保護者）

	認知度	利用率	評価 した（役 に ）に	利用 意向
ファミリー・サポート・センター事業	84.7	57.6	14.1	47.2

※認知度＝『事業を知っているか』で「はい」と答えた割合
 ※利用率＝『これまでに利用したことがあるか』で「はい」と答えた割合
 ※評価＝『役に立ったか』で「はい」と答えた割合、集計対象は利用経験者のみ
 ※利用意向＝『今後利用したいか』で「はい」と答えた割合

基本施策3 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援

現状と課題

妊娠期の子どもと保護者への健康支援は、子どもの生涯を通じた健康な生活の第一歩であり、子どもが健やかに生まれ、育つために安心して妊娠、出産し子育てができる切れ目のない支援として、子どもの健全な成長・発達のための健康支援や環境整備が重要です。子ども・子育て支援新制度では、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、市町村において「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」を重点的に推進していくことが求められています。乳児家庭全戸訪問事業は、乳児の家庭を訪問し、子育ての助言や情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や環境を把握し、さらに支援が必要な家庭には適切な健康支援事業を提供するなど、乳児家庭の孤立化を防いで健全な育成環境の確保を図るものです。乳幼児健診は、乳幼児の病気の予防や早期発見とともに、健康の保持・増進、健全な体をつくる基本的な生活習慣づくりのための健康支援事業であり、保護者からの相談の場でもあります。妊娠期からの継続した健康支援体制は、児童虐待防止に有効であり、計画的に整備を図ることが必要です。

本町では、「赤ちゃん健診」などで、成長に合わせた食事や睡眠などの生活習慣の大切さをはじめ、母子の健康についての助言や指導、情報提供などを行っています。生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しており、医療機関と連携しながら養育支援が必要な家庭を把握しています。また、平成31年1月から「子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師等が妊娠・出産・子育て・子どもの成長・発達などに関する様々な悩みの相談対応や、関係機関と連携し支援を行っています。

ニーズ調査では、「こんにちは赤ちゃん訪問」「赤ちゃん健診」「乳幼児歯科健診、フッ素塗布」を知っている乳幼児の保護者は約8～9割と多く、そのうち「こんにちは赤ちゃん訪問」「赤ちゃん健診」「乳幼児歯科健診、フッ素塗布」の利用者の評価（役に立ったと思う人の割合）は約8割と高い状況です。乳幼児の保護者の子育ての悩みや気になることの内容として「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもの食事や栄養に関すること」が上位2項目としてあがっていることから、保護者の幅広い悩みや不安に対応できるよう、健診などの場だけでなく困ったときにいつでも相談できる体制整備と職員の質の向上を図るなど改善が必要です。

今後も、妊娠期から子どもと保護者の健康に関する不安を軽減する対策が必要といえます。

方向性

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制のワンストップの拠点として、子育て世代包括支援センターの体制の充実を図ります。
- ・乳児家庭全戸訪問事業の訪問実施率を高めるとともに、養育支援が必要な家庭をサポートします。
- ・親子の健康に関する相談事業に対応する職員の質の向上に努めるとともに、健康に関する学習機会の内容充実に努めます。

第3章 計画の基本施策及び事業

具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
13	乳幼児健康診査の充実	各健診を通して保護者に子どもの成長発達について適切な保健指導を行い、未受診児には訪問や相談等を通して健診の必要性を説明し受診率の向上を図ります。健診により疾病や障がいを早期に発見し、早期治療・早期療育に必要な機関へ適切につながりことで、安心して子育てができるような体制を充実させます。	こどもみらい課
14	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月までの乳児（やむを得ない理由があれば生後5か月まで）がいる家庭を対象に、母子の状況に応じて保健師または看護師の全戸訪問による育児支援を行います。	こどもみらい課
15	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業や医療機関との連携等により把握した養育支援が必要な保護者と児童等に対し、適切な養育が行われるよう保健師の訪問による保健指導、その他必要な支援を行います。	こどもみらい課
16	未熟児養育医療対象児の母子訪問	未熟児養育医療対象児（出生体重2000g以下の乳児で成熟児の諸機能を得るに至っていない者であり医師が入院養育が必要と認める者）の保護者に対し、保健師が訪問し乳幼児の成長を一緒に確認しながら、必要な助言・指導を行います。	こどもみらい課
17	妊娠出産期の保健指導及び相談の充実	妊娠届出があったすべての妊婦に対して行ったアンケートをもとに適切な保健指導を行い、妊娠高血圧症候群等の予防及び妊産婦・胎児の将来の生活習慣病予防のための保健指導をします。また、電話による相談を随時受け付け、必要な場合には訪問を行うなど相談体制の充実に努めます。	こどもみらい課
18	乳幼児期及び学童期の健康相談と指導の充実	はじめまして赤ちゃん健診・離乳食教室・栄養相談・乳幼児健康診査・うみっ子健診などの機会を活用し、生活習慣病予防のための保健指導を行います。さらに、乳幼児期の健康管理と食に関する学習の機会を提供します。	こどもみらい課
19	妊婦健診受診の促進	妊婦が安全安心な出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に、補助券を交付するとともに、妊娠中の健康管理や健診の必要性を説明します。また粕屋歯科医師会が実施する無料の妊婦歯科健診の周知と受診勧奨を行います。	こどもみらい課
20	不妊治療助成の周知	福岡県の「不妊治療費助成事業」及び粕屋保健福祉事務所の相談窓口の周知に努め、不妊に悩む方の支援を行います。	こどもみらい課
21	子育て世代包括支援センターの体制の充実	母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、各相談に応じて、関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供や助言を行い、妊娠期から子育て期までの支援について、子育てのワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制づくりの充実を図ります。	こどもみらい課

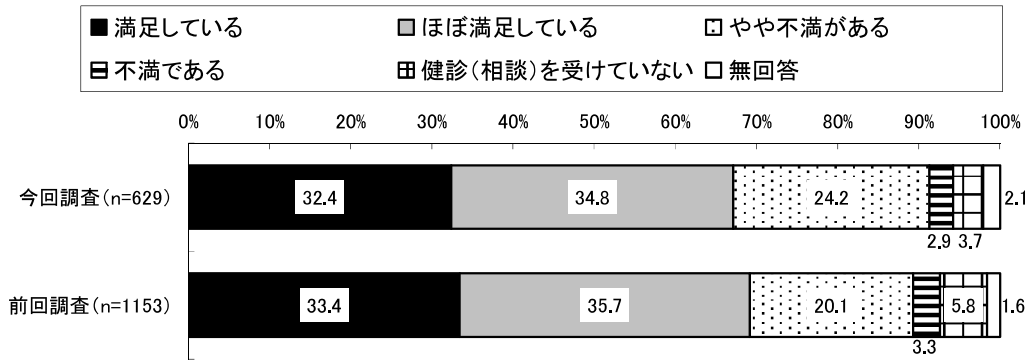
参考データ

◇こんにちは赤ちゃん訪問等の認知度・利用率・評価・利用意向（乳幼児保護者）

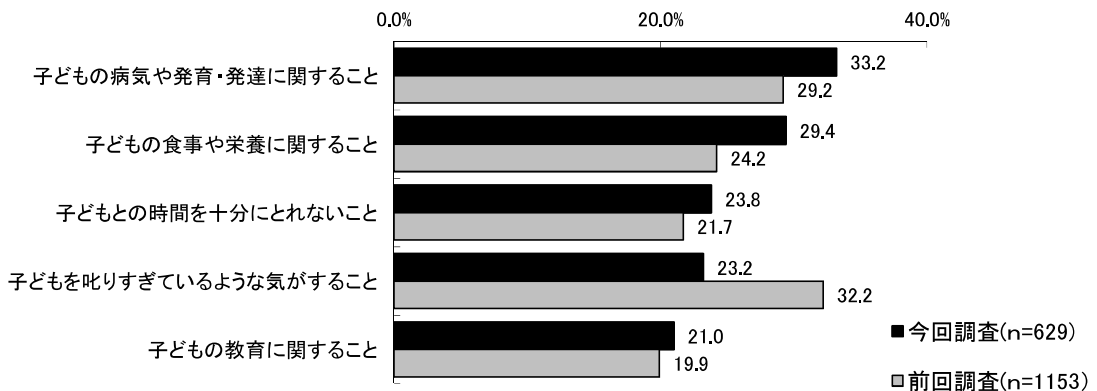
	認知度	利用率	立評価 つた（役 か役 ）に	利用 意向
こんにちは赤ちゃん訪問	94.0	86.6	79.8	
赤ちゃん健診	95.2	90.0	89.4	
乳幼児歯科健診、フッ素塗布	91.9	83.9	80.3	70.1

※認知度＝『事業を知っているか』で「はい」と答えた割合
 ※利用率＝『これまでに利用したことがあるか』で「はい」と答えた割合
 ※評価＝『役に立ったか』で「はい」と答えた割合、集計対象は利用経験者のみ
 ※利用意向＝『今後利用したいか』で「はい」と答えた割合

◇乳幼児健診の満足度（乳幼児保護者）



◇子育てに関する悩みや気になること（乳幼児保護者）＜上位5項目＞



基本施策4 仕事と家庭生活の両立支援

現状と課題

社会・経済状況が依然として厳しいなか、共働き家庭の増加とともに、非正規雇用も増加しています。仕事との両立が難しいという理由で出産を機に退職する女性も少なからず存在しており、仕事との両立は重要な課題となっています。

国は、仕事と生活の調和の実現に向けて、平成19年に「ワーク・ライフ・バランス憲章」を制定し、平成22年には新たな決意が表明され、仕事と生活の両立支援、男性の子育てや介護への関わりの促進、女性の能力発揮の促進などに官民一体となって、より一層取り組んでいくこととしています。子ども・子育て支援制度の基本指針にも、「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」があげられています。

ニーズ調査では、乳幼児保護者・小学校児童保護者ともに、2割強の保護者が子育てに関する悩みや気になることとして、「子どもとの時間を十分にとれないこと」と回答しており、充実を図ってほしい子育て支援としても、2割弱が「残業時間の短縮等、企業に職場環境の改善を働きかけてほしい」と回答しています。このことから、共働き家庭が増加するなかで、仕事をしながら子どもと深く関わるということが難しい状況が伺えます。また、男性の育児休業率は前回調査からやや上昇したものの依然として2.5%に留まっており、一方、母親で育児休業を取得していない理由は依然として4割が「子育てや家事に専念するために退職した」と回答しており、ワーク・ライフ・バランスが実現しているとはいえない状況です。

男女がともに子育てに責任をもって仕事と家庭生活を両立していくためにも、ワーク・ライフ・バランスが可能となるよう、社会全体の関心と理解を深めていくさらなる啓発が必要です。

方向性

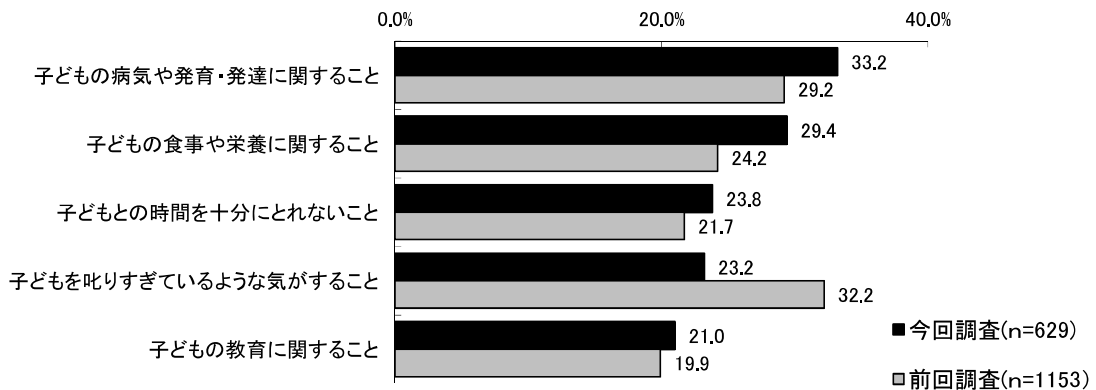
- ・住民や町内の事業主に対して、仕事と子育ての両立の環境整備に向けた情報提供や啓発活動を推進します。

具体的施策

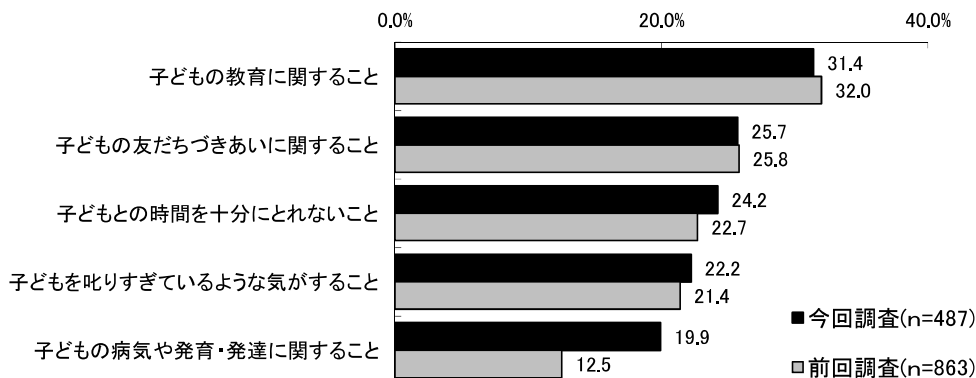
番号	施策名	施策の内容	担当課
22	仕事と子育ての両立支援の広報・啓発	仕事と子育ての両立の環境整備に向けて、ホームページや情報誌を通じて広く住民への情報提供や啓発活動に努めます。また、町内の事業主等に対して、仕事と家庭の両立を支援する環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。	こどもみらい課 まちづくり課
23	就業に関する情報と学習の機会の提供	就業に関する情報の提供や、資格取得について、関係課の連携による学習機会の提供に努めます。	まちづくり課
24	育児・介護休業制度の周知	住民に向けて広報やホームページ、また、窓口での相談時に制度等に関する情報提供に努めます。	こどもみらい課 まちづくり課

参考データ

◇子育てに関する悩みや気になること（乳幼児保護者）＜上位5項目＞

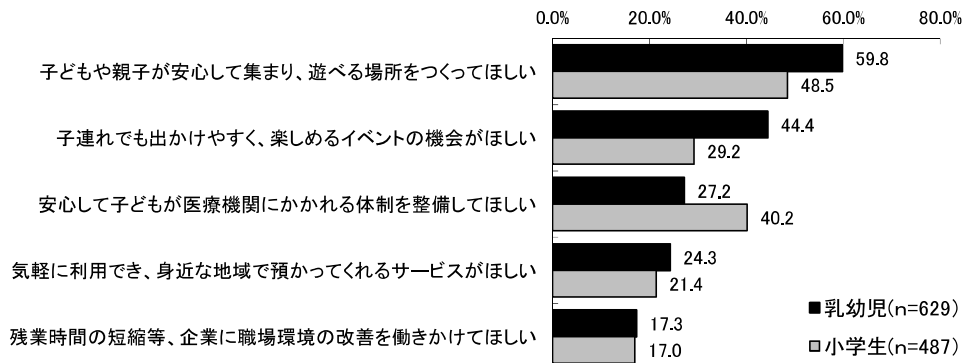


◇子育てに関する悩みや気になること（小学校児童保護者）＜上位5項目＞

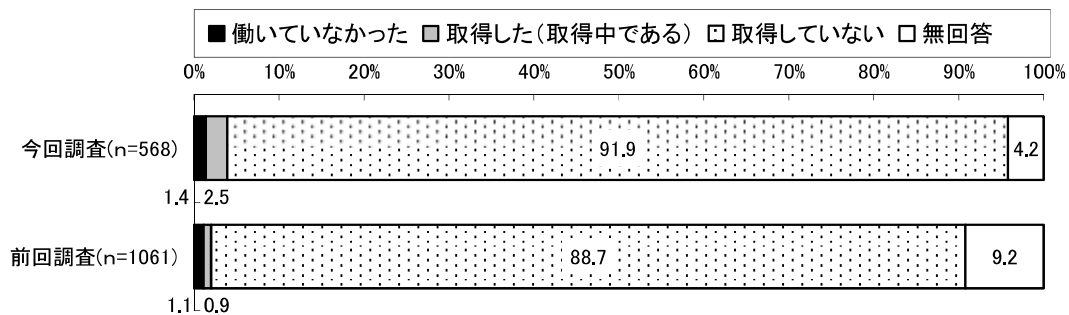


第3章 計画の基本施策及び事業

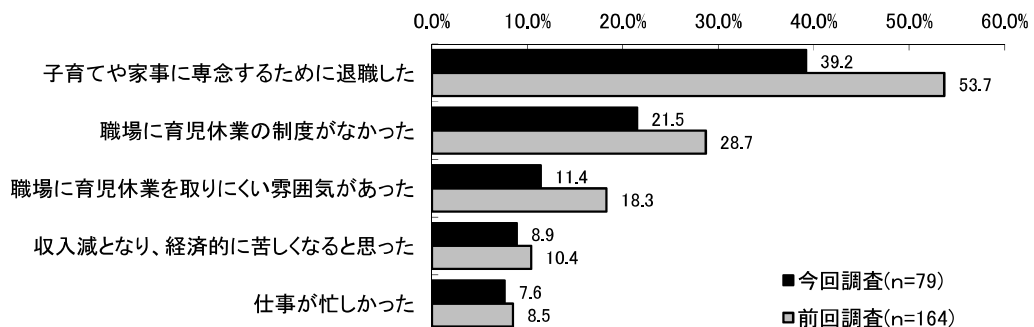
◇充実を図ってほしい子育て支援<上位5項目>



◇父親の育児休業取得率（乳幼児保護者）



◇母親が育児休業を取得していない理由（乳幼児保護者）<上位5項目>



基本施策5 家庭の教育力の向上

現状と課題

乳幼児を抱えた保護者の子育ての負担感が増加する背景には、地域社会の関わりが希薄化し地域の子育て力が失われてきただけでなく、多くの保護者が乳幼児に触れる経験が乏しいまま親になったために、子どもへの適切な関わり方の知識が不足している状況があります。保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもにしっかりと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう親育ちの過程を支援していくことが必要とされています。

本町では、子育て家庭の保護者を対象として、子どもの心身の発達や健康などについての実践的な講座を開催したり、家庭における教育力の向上を図っています。また、子ども同士や母親同士の交流の場となるよう学習機会を提供しています。

ニーズ調査では、乳幼児の保護者の「図書館のおはなし会」「ブックスタート事業」の認知度は約9割と非常に高く、特に「ブックスタート事業」は利用率も約8割と高く、さらにその利用者の評価（役に立ったと思う人の割合）も高くなっています。一方で、「図書館のおはなし会」については、評価はまだ低い状況にあります。また、子育てに関する情報の入手先として、乳幼児保護者・小学校児童保護者ともに「インターネット・電子メール」の割合が前回調査と比べて大きく増加しており、特に乳幼児保護者にとっては、主流の情報入手先となっています。家庭の子育て力を高め子育ての喜びを実感するためには、自分の子どもの実態から子育てについての知識や情報を得ることが重要です。今後もあらゆる情報媒体を通して、家庭教育に関する情報提供を行うとともに、保護者の様々なニーズに応じた学習機会の提供を行っていく必要があります。

方向性

- ・家庭教育に関する学習の機会や情報提供の充実に努めます。

第3章 計画の基本施策及び事業

具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
25	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	子どもの成長段階別の保護者向け講座の実施など、家庭教育に関する学習機会及び情報提供を行います。子育て中の保護者が気軽に参加できる体制の整備に努めるとともに、講座内容については、講座受講者のニーズを取り入れつつ、講師の選定や内容を企画していきます。また受講しやすい日程や他課や団体等で実施していない内容での企画・検討を行い、参加人数の増加を目指します。	社会教育課
26	子育てに関する学習機会の提供	読み聞かせボランティア団体と共働しつつ、子どもの成長段階に応じた事故などの予防ができるよう出前講座やブックスタート事業などの学習機会を提供するとともに、子どもの成長に応じた健康管理や食に関する理解促進に努め、保護者の子育ての力を高めます。また、親子のコミュニケーションや母親同士の交流を図ります。 ①出前講座 ②赤ちゃん健診 ③乳幼児健康診査④ブックスタート事業	こどもみらい課 社会教育課

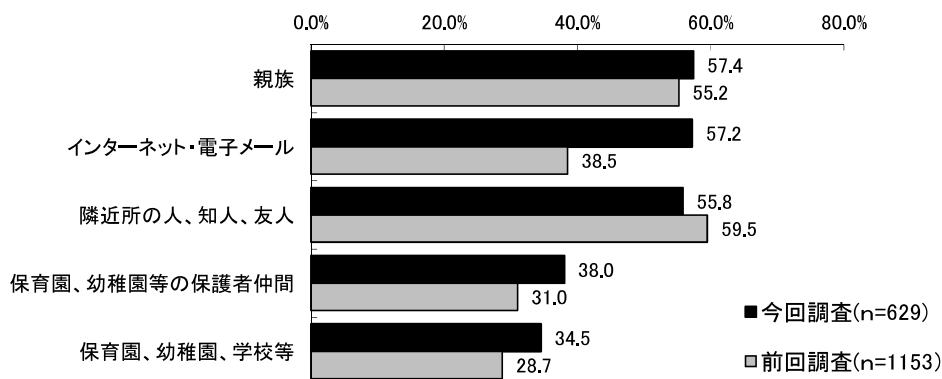
参考データ

◇図書館のおはなし会等の認知度・利用率・評価・利用意向（乳幼児保護者）

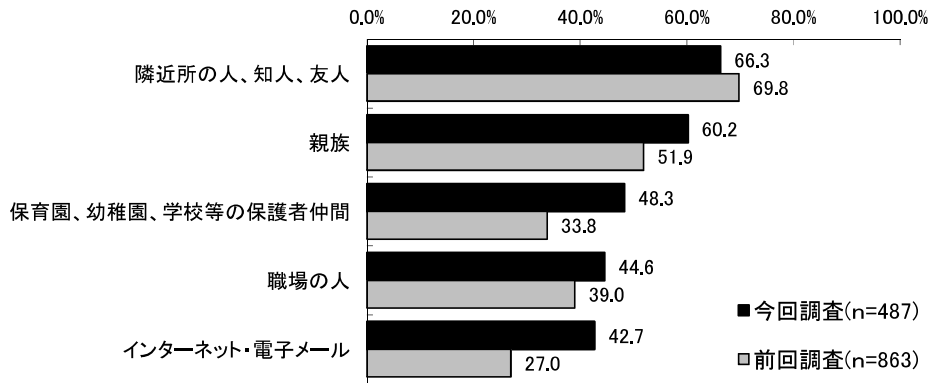
	(%)			
	認知度	利用率	評価 した（役 に）	利用 意向
図書館のおはなし会	90.8	67.4	41.7	59.0
ブックスタート事業	86.6	81.2	76.9	65.3

※認知度＝『事業を知っているか』で「はい」と答えた割合
 ※利用率＝『これまでに利用したことがあるか』で「はい」と答えた割合
 ※評価＝『役に立ったか』で「はい」と答えた割合、集計対象は利用経験者のみ
 ※利用意向＝『今後利用したいか』で「はい」と答えた割合

◇子育てに関する情報の入手先（乳幼児保護者）＜上位5項目＞



◇子育てに関する情報の入手先（小学校児童保護者）＜上位5項目＞



第3章 計画の基本施策及び事業

基本施策6 小児医療の充実

現状と課題

保護者が、安心して子どもを産み健やかに育てるためには、子どもが病気やけがのときに適切に対応できる緊急医療体制は欠かせません。

本町では、子ども医療費について、小学校児童までのすべてと中学生の入院を対象に自己負担分の一部を助成しています。小児救急医療については、福岡県や粕屋保健医療圏における関係機関の連携のもと、体制を整備しています。

ニーズ調査では、乳幼児保護者・小学校児童保護者ともに、子育てに関する悩みや気になることとして、「子どもの病気や発育・発達に関すること」を上位にあげており、特に乳幼児保護者では1位にあげられています。また、充実を図ってほしい子育て支援では、乳幼児保護者の約3割、小学校児童保護者の約4割が「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」と回答しています。

小児医療については、関係機関の連携による体制の確保等継続的な取り組みが必要です。

方向性

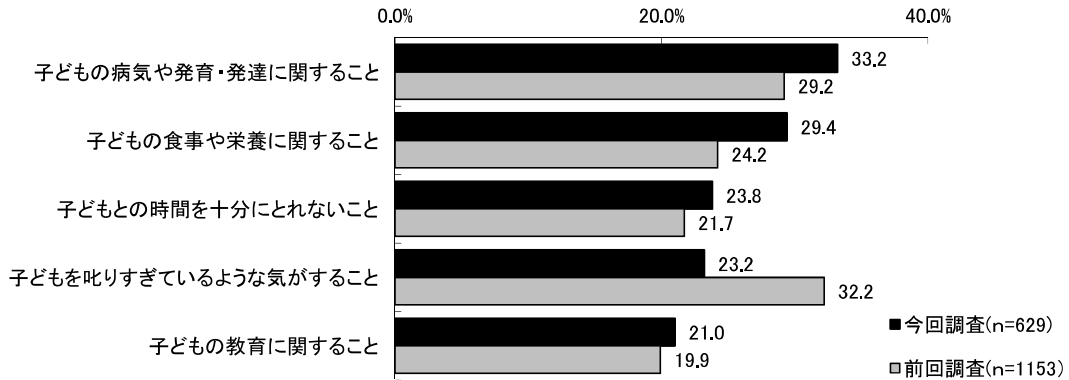
- ・町の財政状況を勘案しながら、子ども医療費助成の充実に努めます。
- ・広域による小児救急医療体制の充実を図ります。

具体的施策

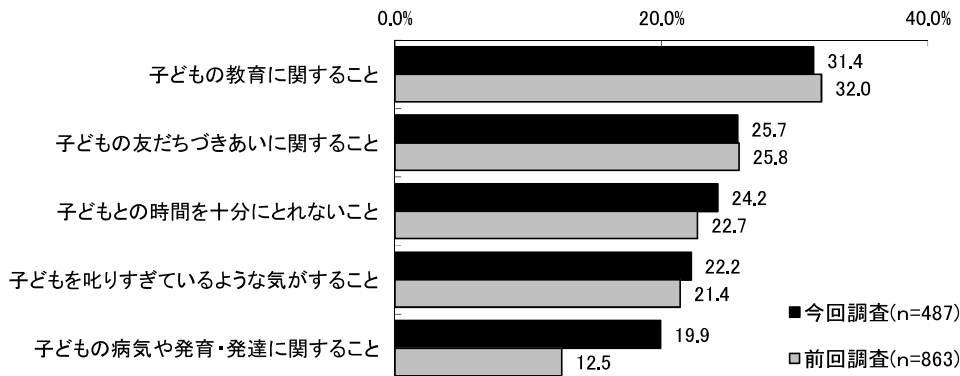
番号	施策名	施策の内容	担当課
27	子ども医療費の助成	子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、小学校卒業の年度末までの子どもに対し、福岡県と町で医療費の一部助成を行います。また、中学生については町単独で入院費用の一部助成を行います。今後、医療費助成の対象拡大について、粕屋保健医療圏の市町の動向を踏まえながら、検討を進めていきます。	住民課
28	小児救急医療体制の充実	救急医療は医師会や消防署など関係機関の連携により粕屋地区をはじめ広域で対応しており、この体制の中で小児医療の充実を図ります。また、休日診療所の案内など情報提供の充実に努めます。	こどもみらい課

参考データ

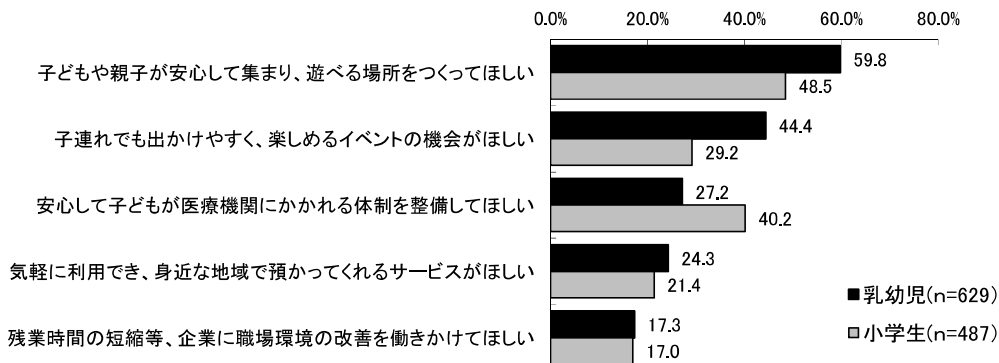
◇子育てに関する悩みや気になること（乳幼児保護者）＜上位5項目＞



◇子育てに関する悩みや気になること（小学校児童保護者）＜上位5項目＞



◇充実を図ってほしい子育て支援＜上位5項目＞



基本施策7 ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

近年、母子や父子家庭、養育者家庭といったひとり親家庭等が急増しています。子育てをしながらの就労等により経済的にも厳しい状況にあるひとり親家庭等に対して、子どもの最善の利益を守るという観点から、子どもの健やかな育ちを図るために、子育てや生活への支援、就業支援や経済的支援等が重要となっています。

平成26年に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「児童扶養手当法」が改正され、ひとり親家庭等を対象に、就業支援施策、子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大などが推進されようとしています。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」も施行され、国は、ひとり親家庭等への経済支援への研究を進めることになりました。

ニーズ調査では、母子または父子のひとり親家庭は乳幼児の保護者では4.4%、小学校児童の保護者では10.0%と多くなっています。

今後も、ひとり親家庭等に対しては、国の支援策に基づき、各種手当や支援制度の周知を図り、自立に向けた支援が必要です。

方向性

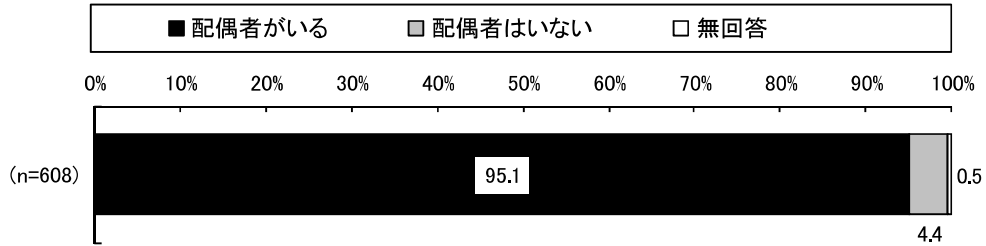
- ・ひとり親家庭等の経済的支援の周知を図るとともに、自立に向けた支援に努めます。

具体的施策

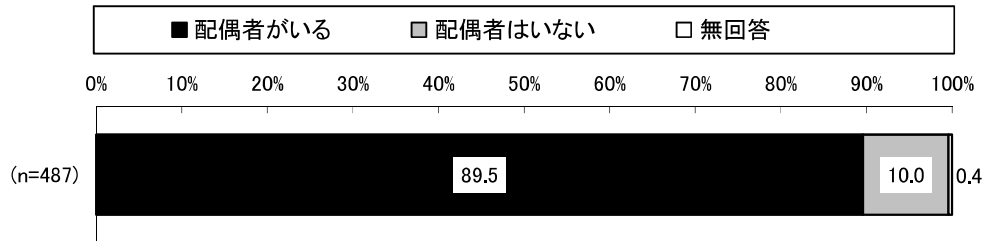
番号	施策名	施策の内容	担当課
29	児童扶養手当の支給	国の基準等に基づき、手当の支給についての手続きを行います。今後も制度の周知・広報に努めます。	住民課
30	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の親と子ども、父母のない子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成します。 (児童扶養手当に準拠した所得制限あり)	住民課
31	就業支援	ハローワークの就業訓練や県の就業支援講習会の情報の提供を行います。	健康福祉課

参考データ

◇母親・父親の配偶関係（乳幼児保護者）



◇母親・父親の配偶関係（小学校児童保護者）



基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

基本施策1 子どもの生きる力の育成

現状と課題

子どもは、社会の希望であり、未来を創る力です。子どもは、自然な心身の成長に伴い、周囲の人々と関わり合うなかで、豊かな人間性を育み、自立した大人に成長していきます。子どもの「生きる力」を育てていくことは、社会全体で取り組む重要な課題となっています。

平成21年に、子どもと若者が健やかに育成され、社会生活を円滑に営むことができるよう、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。法の基本理念には、子どもや若者の発達段階、生活環境、特性などに応じて成長が図られるよう社会環境を整備して必要な配慮を行うこと、子ども・若者の成長の過程には、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、相互に協力しながら一体的に取り組むことなどがあげられています。

本町においては、子どもを地域ぐるみで育てるシステムとして、コミュニティ・スクールを平成24年度からすべての町立小中学校で実施しています。個々の子どもの学習課題に対応できるよう、学力向上支援員を配置したり、スクールサポーターや地域の人材を活用した学習支援者を学校へ派遣しています。また、子どもの生きる力の育成として、食の大切さを理解する食育、メディアからの情報を正しく読み解くための情報教育を発達段階に応じて推進しています。

ニーズ調査によると、中学生・高校生世代の約9割が携帯電話・スマートフォンを現在所持しており、そのうちの約9割が中学生になってから所持し始めています。SNSの発達の影響もあり、約4割がスマートフォン等を通じて見知らぬ人と連絡を取った経験があり、そのうち現在でもたまに会うという人が6.7%いました。犯罪被害防止上の観点からも無視できる数値ではありません。また、スマートフォン等の使い方についての家庭のルールの取り決めについては、3割が何もルールを決めていないという状況でした。今後は、児童・生徒やその親も含めて、情報の活用に関する教育の推進をしていく必要があります。

子どもたちが、健やかに成長していくことができるよう地域と連携・協働して教育環境を整備していくことが求められています。

方向性

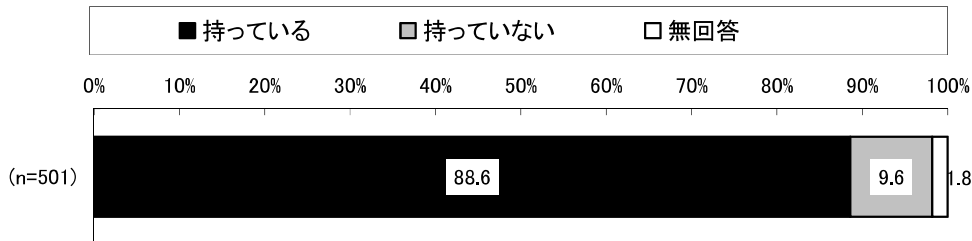
- ・子どもに関わる教育機関の連携を図り、教育体制の充実に努めます。
- ・地域と連携・協働した学校運営により、豊かな教育環境づくりを進めます。
- ・児童生徒の情報活用能力の育成と保護者の適切な管理を促す情報教育を推進します。

具体的施策

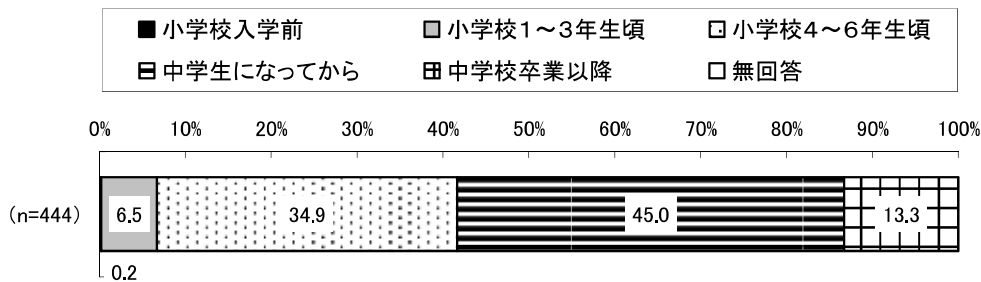
番号	施策名	施策の内容	担当課
32	コミュニティ・スクールの推進	コミュニティ・スクールを通じて、学校、保護者、地域が、子育ての目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていきます。小中学校コミュニティ・スクールが連携しつつ、地域とともにある学校づくりを推進します。	学校教育課
33	保育所・幼稚園・学校における食育の推進	食に関する興味や関心を深め、食べる楽しさや望ましい食習慣の定着、豊かな人間関係の育成等、食に関する総合的な指導を実施します。また保護者に対しても食の大切さを啓発していきます。	こどもみらい課 学校教育課
34	子どもの学習支援活動の推進	きめ細やかな指導の充実を図るため、学力向上支援員を配置します。また、ニーズに沿って特別支援教育支援員やスクールサポーターを小中学校へ派遣し、児童生徒の学校生活の支援に努めます。様々な知識や技能を有する学習支援者を保育所や幼稚園、学校、地域などの学習要請に応じ派遣することにより、学習活動や体験活動の充実に努めます。	学校教育課 社会教育課
35	情報の活用に関する教育の推進	情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する能力を育成します。また、子どもの情報メディア活用時の危険性に関する保護者への啓発も推進していきます。	学校教育課

参考データ

◇携帯電話やスマートフォンの所持率（中学生・高校生世代）

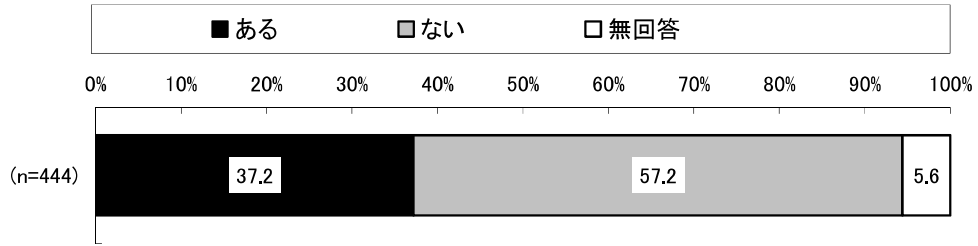


◇携帯電話やスマートフォンの所持した時期（中学生・高校生世代）

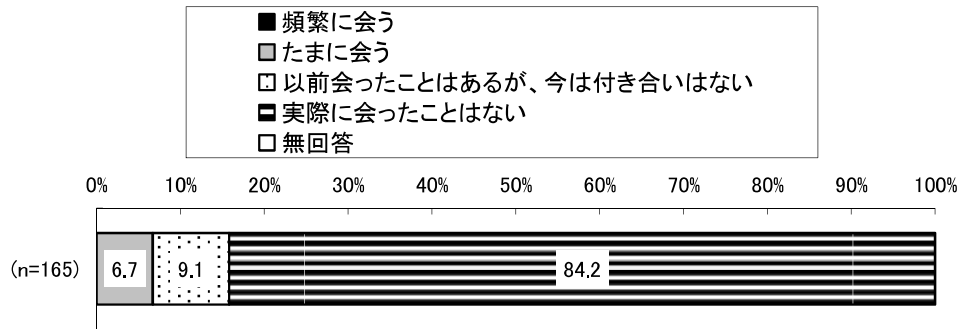


第3章 計画の基本施策及び事業

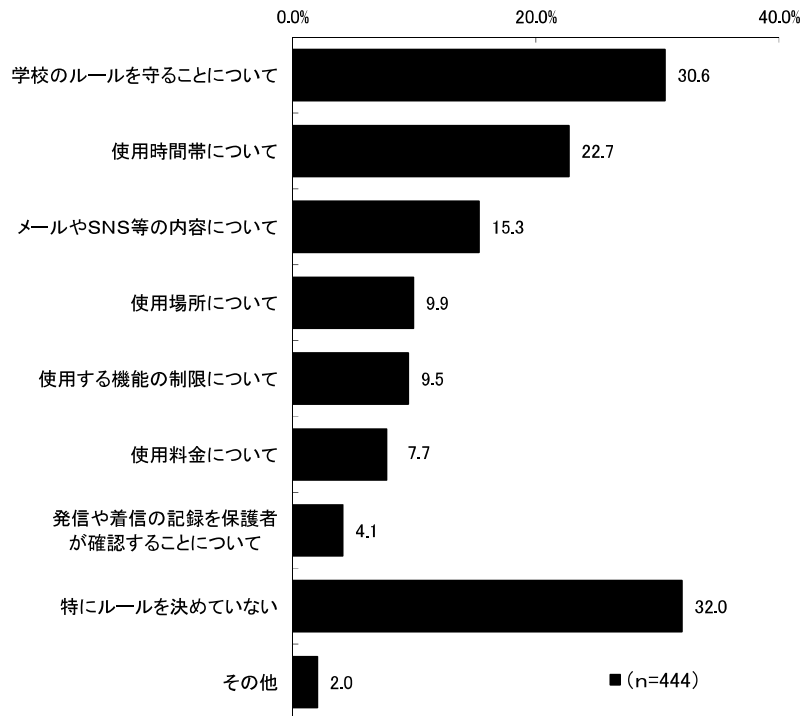
◇スマートフォン等を通じ、見知らぬ人と連絡を取った経験（中学生・高校生世代）



◇スマートフォン等を通じ、見知らぬ人と実際に会った経験（中学生・高校生世代）



◇スマートフォン等の利用に関する家庭のルールへの取り組み（中学生・高校生世代）



基本施策2 次代の親の育成

現状と課題

子どもの健やかな育ちを支援するにあたっては、子どもが次代の親となるという長期的な視野に立って、取り組みを進めることも必要です。自分自身の将来の目標を定め、就職や結婚、出産、子育てに主体的に向き合う力を身につけるために、働くことや子育て等の体験活動は意義深く、重要なことです。また、自分の心と体を大切なものと認識し、自分の健康を管理する力を身につけるよう、薬物等の危険や性に関する健康教育も大切です。

本町では、中学校での職場体験や保育実習などの体験学習を実施しています。また、保育所・幼稚園への訪問や中学校での乳幼児とその保護者が集う子育てサロンの実施等を通して、命の大切さを学び、次代の親となる意識の高揚を図っています。

ニーズ調査では、子育てサロンについては、中学生・高校生世代の3割強が行った経験があり、「かわいい」や「楽しかった」など肯定的な感想を持っています。また、中学生・高校生世代の将来についての考えについて、仕事については「自分の趣味や能力が活かせる仕事」「仲間と楽しく働ける仕事」「収入や雇用が安定している仕事」「休みがきちんと取れる仕事」が上位にあがっており、結婚については約7割が結婚したいと考えています。子どもについては約6割が将来子どもがほしいと回答しています。

体験が自分の生活や将来の明るいイメージにつながり、個性豊かに自分の人生を選びとる力を身につけられるよう、多様な体験学習の機会の提供が求められます。

方向性

- ・発達段階に応じて、性の知識や命の大切さ、子育てについての教育を推進します。
- ・職業意識を育成するよう職場体験学習を充実していきます。

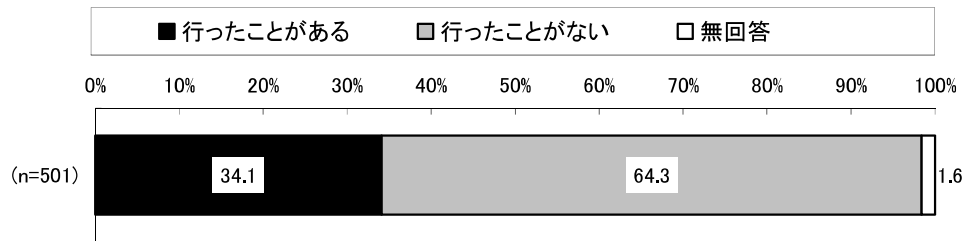
具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
36	保育体験や世代間交流の推進	保育所・幼稚園訪問等を通じて、中学生と園児との交流を行います。また、次代の親を育成するという観点から、中学校子育てサロンや世代間交流子育てサロンを開設し、中学生や地域の方と乳幼児・その保護者との交流を図ります。	こどもみらい課 学校教育課
37	職場体験学習	中学校において、職場体験学習を実施します。各種事業所等の協力のもと、職場体験を通して職業意識を育成します。	学校教育課
38	性や生命に関する正しい知識の普及	学級での指導や総合的な学習の時間等を活用し、養護教諭を中心として、性や生命に関する学習を進めます。また、外部講師を招き、児童生徒の性や生命に関する正しい理解促進を図ります。	学校教育課
39	喫煙や薬物乱用防止等に関する教育	小中学校において、教職員及び児童生徒を対象とした研修を行い、喫煙や薬物乱用における危険性の理解促進を図り、健康教育の充実に努めます。また、相談体制を充実するとともに、専門機関を活用した対応を行います。	学校教育課

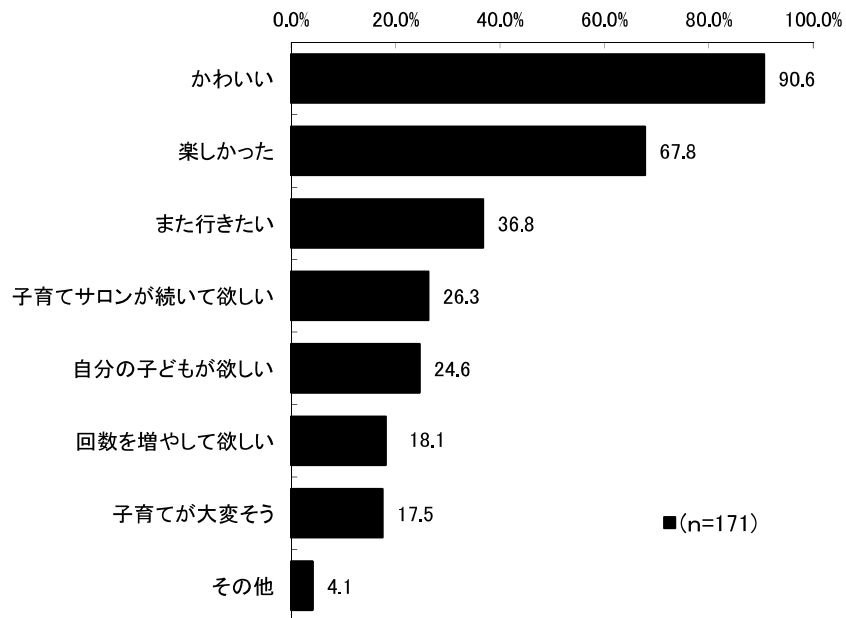
第3章 計画の基本施策及び事業

参考データ

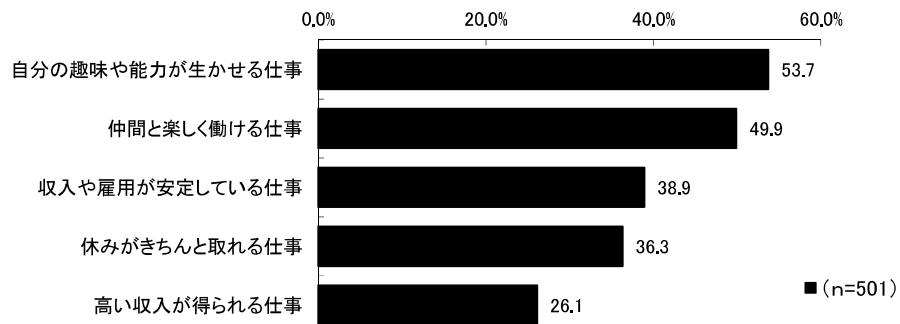
◇子育てサロンの体験（中学生・高校生世代）



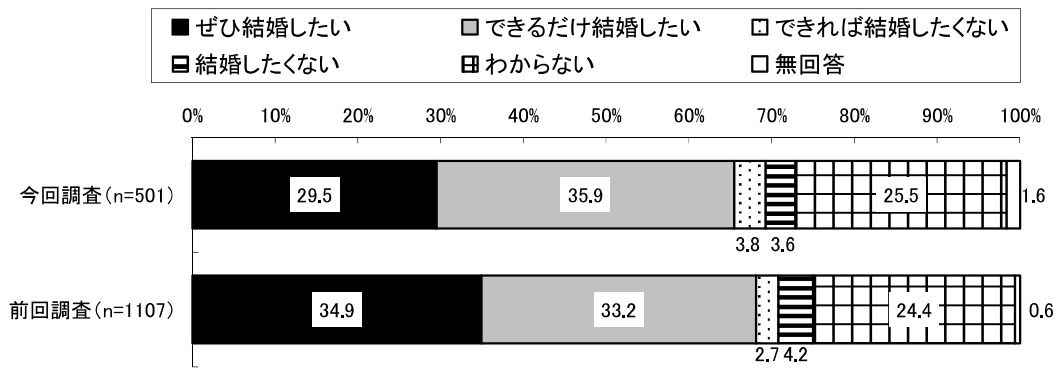
◇子育てサロンの感想（中学生・高校生世代）



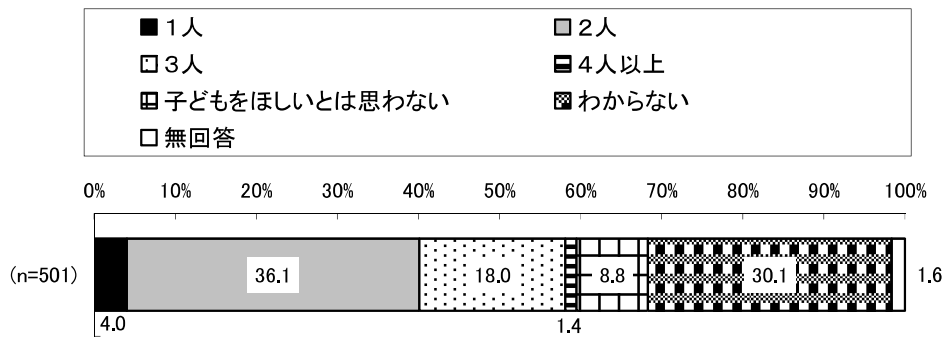
◇将来したい仕事（中学生・高校生世代）〈上位5項目〉



◇将来の結婚に対する意向（中学生・高校生世代）



◇将来子どもをもつことに対する意向（中学生・高校生世代）



基本施策3 青少年の健全育成の推進

現状と課題

子どもは多様な体験のなかで、困難を克服していく問題解決能力を身につけたり、他者を思いやり物事に感動して人間性を高めるなど、人として成長していきます。

本町では、長年にわたり、「地域子ども教室」「アンビシャス広場」など家庭、学校、地域が協働して子どもの活動の場を支えてきました。子ども会育成会連絡協議会では、各自治会子ども会と連携し、子どもの健全育成を進めるとともに、中高生を対象としたジュニアリーダーやシニアリーダー等の将来の指導者となる人材の育成も実施しています。また、子どもたちの多様な体験活動の場として、「ふみの里まなびの森フェスタ」や「チャレンジクラブ」などを実施し、地域が自治公民館等で主体的に行う「通学合宿」を支援するなど、地域の子どもの育ちを支援しています。町立図書館と学校が連携して子どもたちの読書活動を支援したり、「スポーツ少年団」や「ふみの里スポーツクラブ」などと連携・支援を図りながら子どものスポーツの振興や子どもの健全育成を推進しています。

ニーズ調査では、乳幼児の7割弱、小学校児童の5割強、中学生・高校生世代の5割弱が家庭で読書（読み聞かせ含む）をしており、特に乳幼児のいる家庭で読書・読み聞かせの習慣が定着しています。また、中学生・高校生世代は「子ども会や公民館などでの活動」「体育・スポーツ大会や盆踊り大会などのお祭り」「地域の環境美化やリサイクルに関する活動」への参加経験が5割から7割で、子どもと地域との関わりは大きいといえます。

今後も行政、地域の連携による多様な体験活動の場を提供していくとともに、地域全体で子どもの育ちを支援していくという地域の教育力を高めていく必要があります。

方向性

- ・家庭、学校、地域が連携・協働して、子どもの健全育成を進める環境を整備します。
- ・地域の交流の場を整備・拡大し、地域交流や子どもの居場所づくりを推進します。
- ・子どもの読書習慣の定着を目指し、読書活動の推進や図書館機能の充実を図ります。

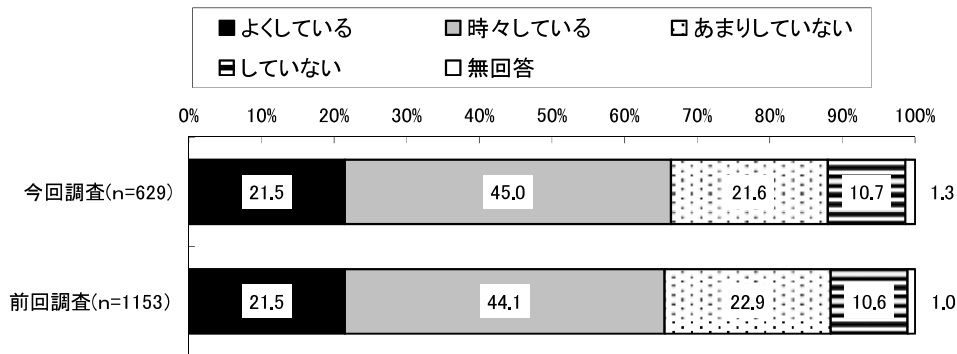
具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
40	青少年団体の支援及び連携の強化	青少年の健全育成を図るため、関係機関・団体と連携して家庭や地域の教育力向上に努め、自主的な活動が実践できる次代のリーダーを育成します。また、青少年育成町民会議や子ども会育成会連絡協議会をはじめ、青少年関係団体の活動及び各種事業へ助成し、地域社会全体で青少年健全育成を推進します。	社会教育課
41	地域の交流の場の整備	放課後や休日に、学校施設等を活用して、スポーツや文化活動などの体験活動を行う「土曜子ども教室」の実施小学校区を拡大し、さらに子どもたちが安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう放課後児童クラブ事業との一体的な実施の検討など、関係部署と連携して「新・放課後子ども総合プラン」の取り組みを目指します。また、地域コミュニティによる地域交流や子どもの居場所づくりを推進します。	社会教育課
42	子どもの体験活動の推進	子どもたちに多様な体験活動や学習の場を提供するために「ふみの里まなびの森フェスタ」において体験ワークショップや少年・少女の主張大会を実施します。また、土曜日や夏休みなど学校休業日を利用して行う体験活動「チャレンジクラブ」や集団宿泊生活のなかで基本的な生活習慣や自然体験をする「通学合宿」などを推進していきます。各事業の参加人数の増加を目指し、実施内容の企画・検討や実施回数の検討を進めていきます。	社会教育課
43	郷土の歴史・文化を学ぶ機会の提供	子どもたちが、郷土の歴史・文化を学ぶために、地域の文化財を活用した講座などの事業を推進します。	町制施行 100 周年事業推進事務局
44	子どもの読書活動の推進	「宇美町子ども読書活動推進計画」に基づき町立図書館を核としながら、家庭・地域・学校（園・所）及び関係諸機関が連携して、子どもの読書環境の整備を推進します。また、小学生読書リーダー並びに中学生読書サポーター養成講座の開催や保育所等への配本、校区コミュニティ文庫の支援活動などを通じ、読書活動を推進します。	社会教育課 学校教育課 こどもみらい課
45	町立図書館の機能の充実	子どもの発達段階に応じた多様な資料を収集整備し、資料の新陳代謝を図るとともに、18歳以下の利用者数の増加に向けた図書館機能の充実や PR 活動を推進します。また、「調べる学習」などを通して子どもたちの資料・情報の活用能力の育成を支援するとともに、ボランティアの支援体制づくりに努め、おはなし会や読み聞かせなどを通して子どもが読書に親しむ活動を推進します。	社会教育課
46	スポーツ活動の促進及び関係団体との連携	子どものスポーツ活動の活性化を図るため、様々なスポーツ教室などを実施し、子どものスポーツ離れを抑え、体力向上を目指します。また、宇美町スポーツ推進委員連絡協議会をはじめ宇美町スポーツ協会、宇美町スポーツ少年団及び宇美町総合型地域スポーツクラブ「ふみの里スポーツクラブ」などと連携・支援を図りながら、子どものスポーツの振興、青少年の健全育成を図ります。	社会教育課

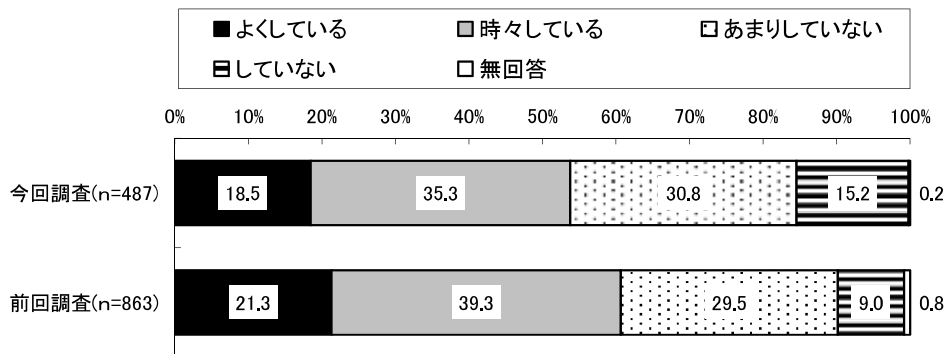
第3章 計画の基本施策及び事業

参考データ

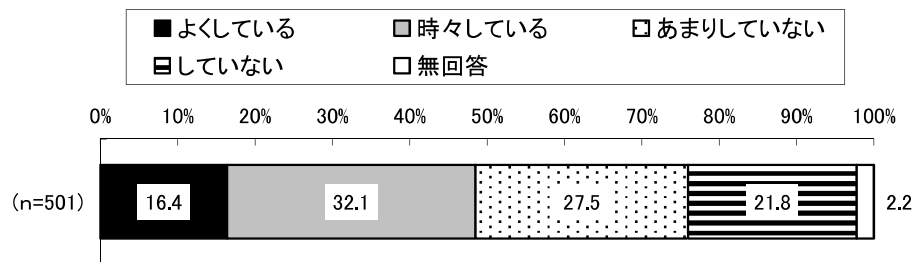
◇子どもの家庭での読書の状況（乳幼児保護者）



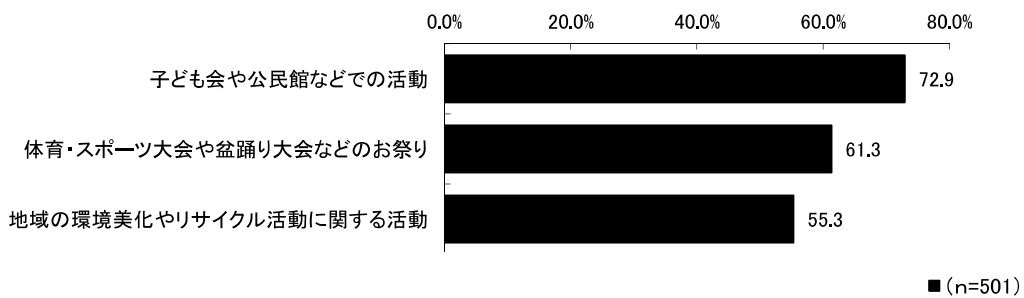
◇子どもの家庭での読書の状況（小学校児童保護者）



◇読書の状況（中学生・高校生世代）



◇地域活動への参加経験（中学生・高校生世代）＜上位3項目＞



基本施策4 子どもの最善の利益を守る環境づくり

現状と課題

国ではこれまで、児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法など、子どもの権利に関わる法律が制定されてきました。平成26年には、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもが健やかに育成される環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本町では、学校におけるいじめや不登校問題に関しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が子どもや保護者の相談を受けています。虐待に対応するために関係機関等で組織する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、各機関と連携を図りながら、援助を要する子どもの家庭の養育状況などを調査したり、家庭訪問をしています。児童虐待の防止に向けても、妊娠期から相談事業や家庭訪問を実施し、保護者の育児への不安を軽減したり、子育て家庭を孤立させないように図り、早期発見、早期介入に取り組んでいます。また、子どもの健全な成長・発達と生活習慣病予防の視点は、将来の子どもの生命を守り社会生活を送るための基礎となります。

ニーズ調査では、学校に行きたくないと感じている中学生・高校生は半数以上あります。乳幼児や小学校児童の子どもがいる家庭で、子育てに不安や負担を感じる人の悩みでは「子どもを叱りすぎているような気がする」と上位にあがっており、身近に相談相手がないことが負担感を重くしていることもわかりました。

子どもの最善の利益を保障するために、いじめ対策や児童虐待防止対策、子どもの貧困対策について、関係機関のさらなる連携のもと迅速で適切な対応が重要となっています。また、いじめや児童虐待への住民の関心と理解を深めるさらなる周知が必要です。

方向性

- ・児童虐待防止対策の充実を図るため、関係機関の連携を強化します。
- ・子育て相談事業を充実させ、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に努めます。

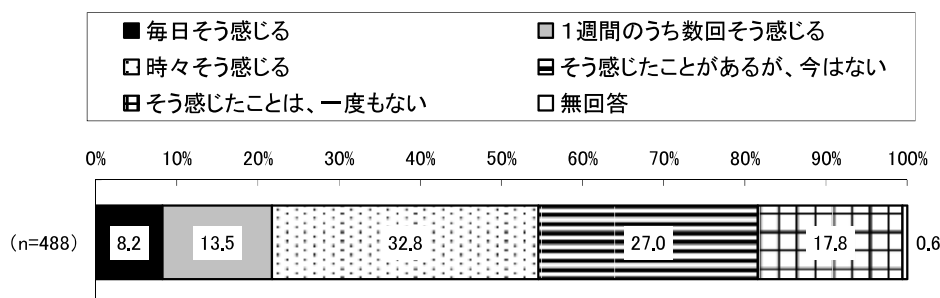
第3章 計画の基本施策及び事業

具体的施策

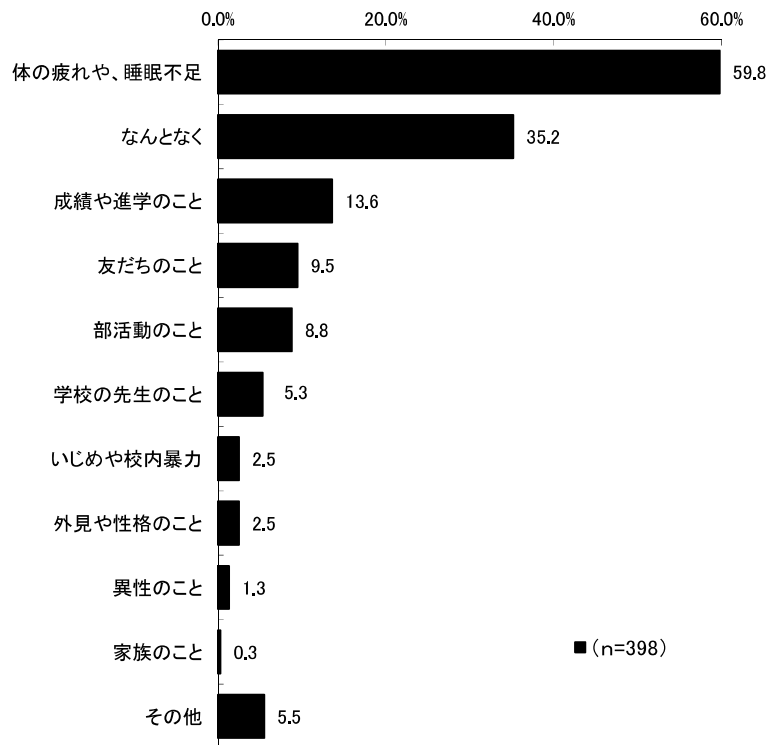
番号	施策名	施策の内容	担当課
47	人権教育・啓発の推進	小中学校では、道徳科や総合的な学習の時間をはじめ、あらゆる場面において人権教育を推進します。また、「人権の花」運動や「人権教室」など啓発活動において、思いやりの心を育むとともに「子どもの人権 SOS ミニレター」「子どもの人権 110 番」などを積極的に周知するなど、法務省の人権擁護機関と連携、協力し、相談しやすい環境づくりを進めます。	社会教育課 学校教育課
48	不登校・いじめ等への支援体制の充実	適応指導教室やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、支援体制の充実を図ります。また、いじめに関するアンケート調査等を実施し生徒指導の充実を図ります。	学校教育課
49	教育相談体制の充実	児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、個に応じた教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
50	児童虐待の未然防止と関係機関の連携による取り組みの推進	母子健康手帳交付時の保健指導・妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて育児相談の機会をつくり、継続的に支援することで、虐待の早期発見と未然防止に努めます。児童虐待に対しては要保護児童対策地域協議会を設置しており、関係機関との連携を強化して、迅速で適切な問題の解決を図ります。	こどもみらい課 健康福祉課 学校教育課
51	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	妊娠期から養育支援が必要な保護者等に対して、保育士等の養育支援員が訪問、面談、電話等を通して、早期から寄り添いきめ細かで切れ目ない子育て支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報提供を行うことで、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図ります。	こどもみらい課
52	学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援法関係）	生活困窮世帯、被保護世帯及びひとり親世帯の子どもに対して、貧困の連鎖を防止する観点から、基本的な生活習慣の習得支援及び居場所の提供等を検討していきます。学習支援については、福岡県学習支援事業による学習会を継続して実施します。	こどもみらい課 健康福祉課 学校教育課
53	子ども家庭総合支援拠点事業	子ども及び妊産婦等とその家庭を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などを行います。（令和4年度までに設置予定）	こどもみらい課

参考データ

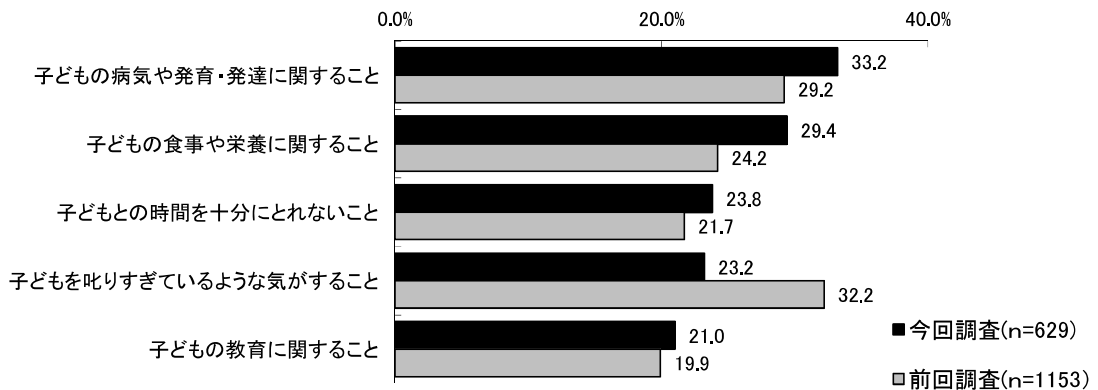
◇学校へ「行きたくない」と感じること（中学生・高校生）



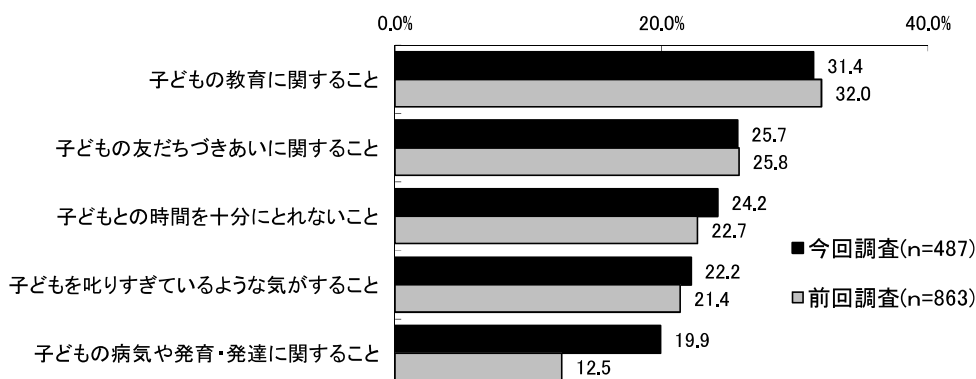
◇学校へ「行きたくない」と感じる理由（中学生・高校生）



◇子育てに関する悩みや気になること（乳幼児保護者）＜上位5項目＞



◇子育てに関する悩みや気になること（小学校児童保護者）＜上位5項目＞



基本施策5 障がい児施策の充実

現状と課題

子どもの心身に障がいがある場合には、適切な対応が求められており、その子どもに応じた発達を支援していくことが必要です。子どもと保護者が地域で安心して生活できるよう、早期療育に取り組み、子どもの健全な発達を支援していかなければなりません。そのためには、関係機関の有機的な連携による多方面にわたった施策を継続的に実施する療育体制の整備が必要です。平成19年4月の学校教育法改正から特別支援教育制度が開始され、以降、それまで障がいと認められにくかった学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障がいに対する理解が広がってきています。

本町においては、発達支援が必要な子どもにはこども療育センター「すくすく」で療育を実施しています。保育所では、障がい児保育を実施しており、「すくすく」と連携して支援しています。小中学校においては特別支援教育を実施し、幼児から中学生までの子どもに対して一貫性を持った支援体制を目指しています。

ニーズ調査によると、乳幼児の保護者の約8割がこども療育センター「すくすく」を知っており、その比率は平成25年度の同調査より、約25ポイント増加して認知が高まっていることがわかります。今後は、障がい児支援に関わるスタッフ・職員の障がいに対する理解を深め、事業の質を向上させる必要があります。

方向性

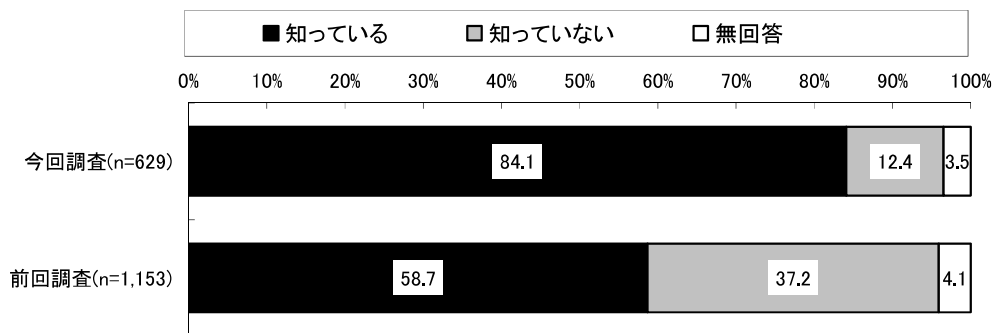
- ・障がい児保育や小中学校の特別支援教育をより適切なものとなるよう充実していきます。
- ・こども療育センター事業を推進し、保育士・幼稚園教諭、小中学校の教職員の障がいに対する理解を一層深め、特別支援教育の強化に努めます。

具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
54	こども療育センター事業の推進	発達訓練・療育訓練の実施により適切な時期に適切な療育を実施します。また、乳幼児健診などから発達支援の必要な子どもに対して、早期の相談及び療育へつなげる体制を整えます。	こどもみらい課
55	障がい児保育の充実	こども療育センター「すくすく」と連携して障がいの程度や一人ひとりに応じた支援体制の充実に努めます。また保育士等への職員研修の充実に努め、障がいに対する理解を深めます。保育所だけでなく、幼稚園との連携強化を図ります。	こどもみらい課
56	特別支援教育の充実	障がいの区分や発達段階に応じた個別の支援を要する児童生徒に対応するため、教職経験者等を支援員として配置し、児童生徒の安全を確保し指導体制の充実に努めます。 臨床心理士や言語聴覚士による巡回を実施し、発達にさまざまな課題のある児童生徒や保護者の面談等を行い支援します。	学校教育課

参考データ

◇こども医療センターすくすくの認知度（乳幼児保護者）



基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり

基本施策1 子育て支援の人材育成

現状と課題

地域で子どもと子育て家庭を支援する団体では、子育て支援事業の情報発信や新たな支援策について共働による取り組みが行われてきました。このような当事者のネットワークが発信する子育て支援に関する情報は、乳幼児を抱えた保護者にとって有用な情報となります。

本町では、平成14年に育児サークルや託児グループなどの自主的な子育て支援のグループが連携して「子育てネットワーク・う～みん（平成24年に NPO 法人化）」が発足し、この17年間に町と共働して活動を展開してきました。現在、子育て支援センター「ゆうゆう」の事業運営や地域での様々なイベントなどを実施しています。また、宇美町では子育てサポーター養成講座を実施し、子育て支援に関わる人材を養成しており、子育てサークルの情報も提供しています。さらに、各種の子育て支援事業の情報をまとめた子育てハンドブック「Um i n g」を母子健康手帳交付時などに配布しています。

ニーズ調査によると、「宇美町の子育て情報・ホームページ」の利用率は約7割と比較的高く、また利用意向も高い状況にあります。また、子育てに関する情報の入手先として、乳幼児保護者・小学校児童保護者ともに「インターネット・電子メール」の割合が前回調査と比べて大きく増加しており、特に乳幼児保護者にとっては、主流の情報入手先となっています。Um i n gの利用状況は乳幼児保護者全体で約1割に留まっていますが、子どもの年齢別にみると0歳児の保護者の利用率が高くなっています。

今後は、子育てサポーター養成講座受講者が、子育て支援事業に携わる人として定着するよう働きかけを強化することで、地域の人材を確保していく必要があるとともに、あらゆる情報媒体を通して、子育て情報を提供していく必要があります。

方向性

- ・サポーター養成講座受講者が、受講後、子育て支援事業に携わる人として定着するよう働きかけを強化します。
- ・子育て情報が必要な人に確実に届くよう、インターネットの活用など積極的に情報を発信します。
- ・地域で子育て講座に関わる人材を養成していきます。
- ・当事者として子育て支援に関われるよう育児サークルの育成を支援します。
- ・子育て支援関係者が切れ目のない支援を行うために、関係機関が連携を図れるように支援します。

具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
57	子育て支援ボランティアの育成	町の子育て支援団体と共働してサポーター養成講座を開催し、サークル活動の育成や地域の子育てを支援する人材の育成を進めます。 また、受講者が、子育て支援事業に携わる人として定着するよう働きかけます。	こどもみらい課
58	子育て支援ネットワークの充実	町の子育て支援団体の活動を支援し、より柔軟で積極的な支援の展開を図ります。	こどもみらい課
59	子育て支援情報の発信	子育てに関する情報を掲載した子育てハンドブックを改訂して、母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問時、未就学児童がいる転入世帯に配布します。また、広報やホームページ、またインターネット（SNSなど含む）を利用して、子育てに関する情報を積極的に提供します。	こどもみらい課
60	子育て支援関係者の情報共有の場の提供	教育・保育施設、子育て支援団体、小学校、中学校などの子どもや子育て支援関係者の情報共有・情報交換の機会を提供します。	こどもみらい課

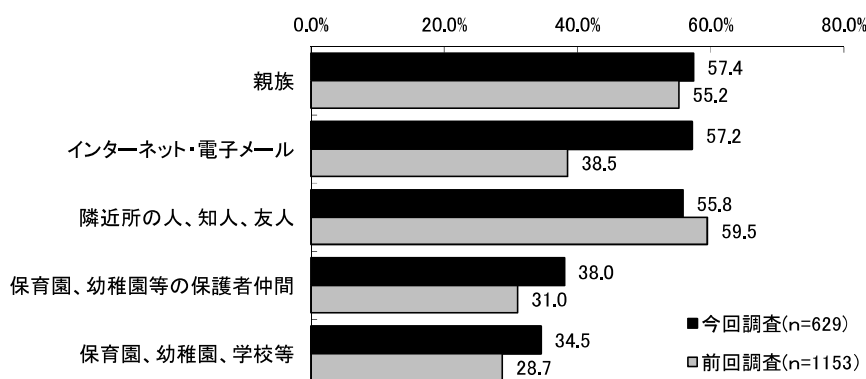
参考データ

◇宇美町の子育て情報・ホームページの認知度・利用率・評価・利用意向（乳幼児保護者）

	認知度	利用率	評価 した（役 に）	利用 意向
宇美町の子育て情報・ホームページ	81.1	69.8	49.4	59.1

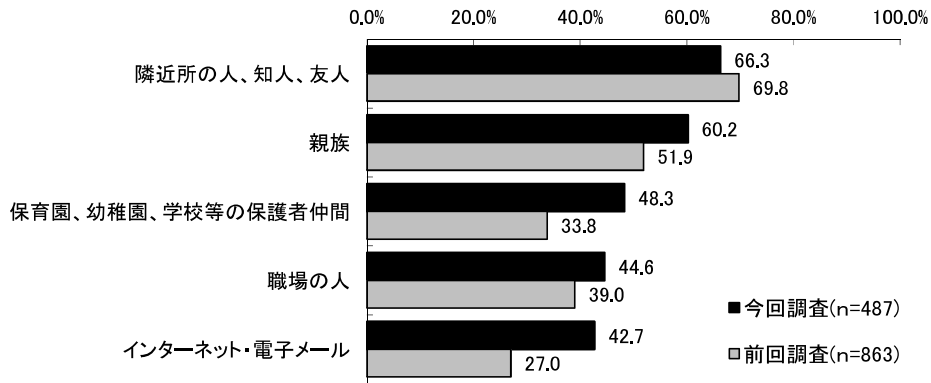
※認知度＝『事業を知っているか』で「はい」と答えた割合
 ※利用率＝『これまでに利用したことがあるか』で「はい」と答えた割合
 ※評価＝『役に立ったか』で「はい」と答えた割合、集計対象は利用経験者のみ
 ※利用意向＝『今後利用したいか』で「はい」と答えた割合

◇子育てに関する情報の入手先（乳幼児保護者）＜上位5項目＞

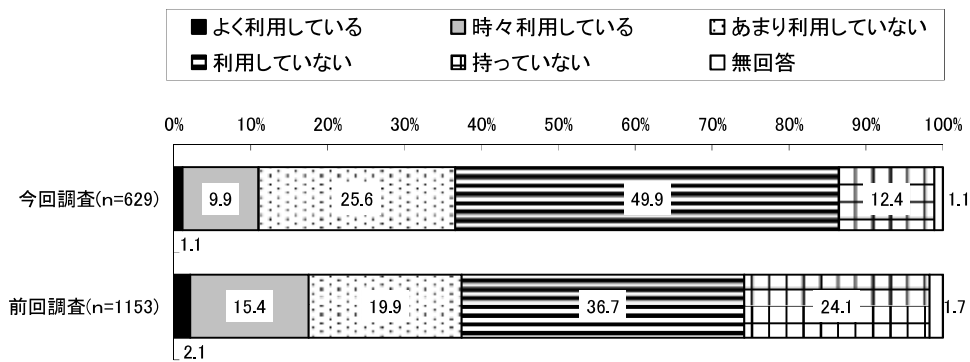


第3章 計画の基本施策及び事業

◇子育てに関する情報の入手先（小学校児童保護者）＜上位5項目＞



◇宇美町子育てハンドブック『Uming』の利用状況（乳幼児保護者）



	調査数 (n)	よく 利用 している	時々 利用 している	い あまり 利用 してい ない	利用 してい ない	持 つて いな い	無 回 答	『利 用 し て い る 』	『利 用 し て い な い 』	
全 体	629	1.1	9.9	25.6	49.9	12.4	1.1	11.0	75.5	
子 ど も の 年 齢	0歳	132	2.3	17.4	28.0	42.4	8.3	1.5	19.7	70.4
	1歳	84	-	7.1	29.8	52.4	10.7	-	7.1	82.2
	2歳	96	1.0	6.3	28.1	49.0	15.6	-	7.3	77.1
	3歳	93	1.1	9.7	22.6	53.8	11.8	1.1	10.8	76.4
	4歳	105	1.0	2.9	32.4	48.6	13.3	1.9	3.9	81.0
	5歳	101	1.0	12.9	12.9	58.4	13.9	1.0	13.9	71.3
無回答	18	-	11.1	22.2	38.9	22.2	5.6	11.1	61.1	

基本施策2 子どもの居場所づくり

現状と課題

地域における子どもの数の減少は、遊びを通しての仲間づくり、社会性の発達、規範意識の形成などに影響を及ぼしていると考えられます。子どもたちが放課後や週末などに気軽に出向き、遊んだり、学習したり、ほっとできる場所が身近にあることは、子どもの安心感や自己肯定感を高め、放課後の生活を豊かにし、子どもの健全な育成が図られます。

ニーズ調査によると、本町の「子どもの居場所づくり」に関する取組の満足度は、乳幼児保護者・小学校児童保護者ともに、「不満」の割合が「満足」の割合を10ポイント以上上回っており、親子や子ども同士が集まることのできる居場所づくりに関する取組の強化が求められています。今後充実を図ってほしい支援においても、乳幼児保護者・小学校児童保護者ともに、「子どもや親子が安心して集まり、遊べる場所をつくってほしい」の割合が最も高い状況にありました。

中学生や高校生世代が自由な時間を過ごすのにあればいいと思う場所では、「体を思いきり動かすことができる場所」や「ひとりでぼんやりと過ごせる場所」が多くなっていました。

今後は、各地域の子どもの活動がより活性化されることを目指し、子どもの活動を支える環境を整備していく必要があります。

方向性

- ・ 身近にある公園の定期的な点検を行い、維持管理に努めます。
- ・ 親子や子ども同士の遊び場・居場所づくりとして、既存の公的施設の活用等を検討します。

具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
61	身近な遊び場の整備	身近にある公園の照明灯、遊具の定期的な点検を行い、安全で利用しやすい公園を維持していきます。	都市整備課
62	親子や子どもが安心して集える居場所づくりの検討	天候に関わらず、親子が、また子どもたちが気軽に集まれるような居場所・遊び場として関係課と協議し、様々な公的施設の開放を検討します。また、小学校区コミュニティ運営協議会、自治会など様々な団体と行政が連携しながら、地域の子どもの居場所づくりを検討します。	こどもみらい課 まちづくり課

第3章 計画の基本施策及び事業

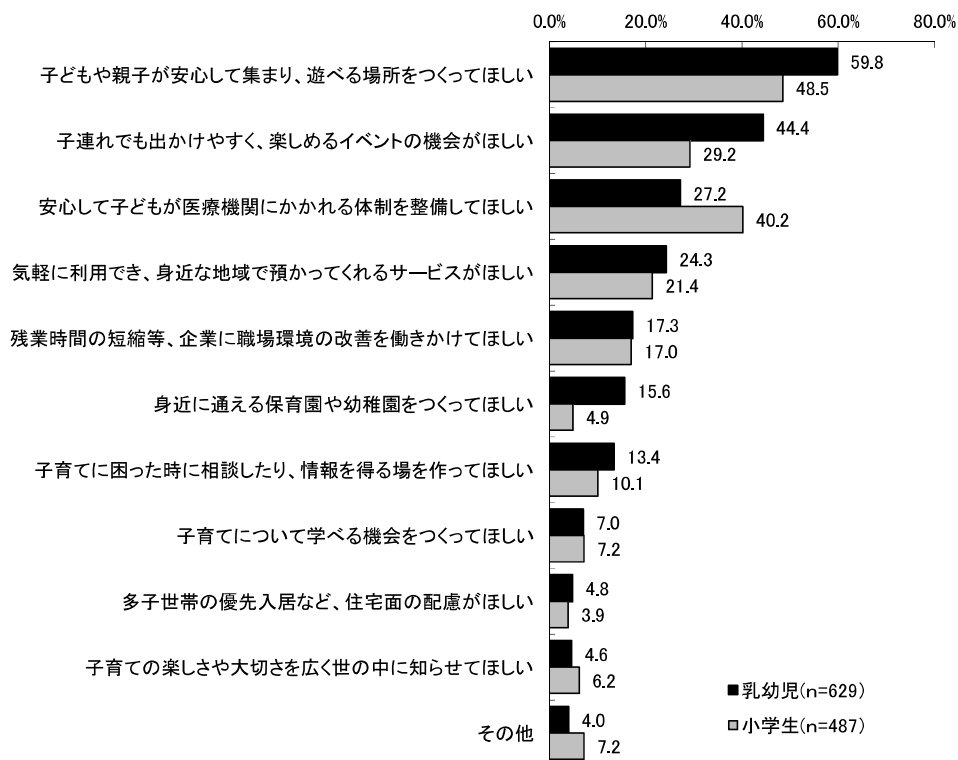
参考データ

◇宇美町の子ども・子育てに関する取組の満足度（⑭子どもの居場所づくり）

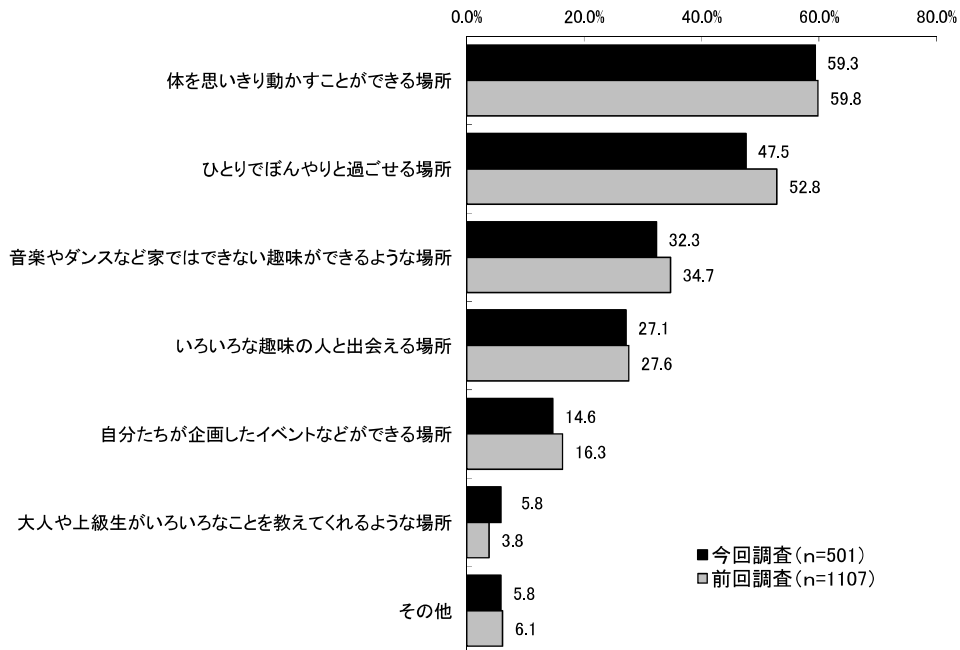
	就学前児童 (n=629)			小学生 (n=487)		
	満足	不満	(満足・不満) 差	満足	不満	(満足・不満) 差
⑭子どもの居場所づくり	19.4	39.4	-20.0	15.2	40.4	-25.2

※満足＝「満足」＋「どちらかといえば満足」
 ※不満＝「不満」＋「どちらかといえば不満」

◇充実を図ってほしい子育て支援



◇自由な時間を過ごすためにあったらいい場所（中学生・高校生世代）



基本施策3 安心して生活できる環境整備

現状と課題

近年、子どもが交通事故に巻き込まれたり、登下校中や外で遊んでいる際に犯罪被害に遭うなどの事件が後を絶たず、子育て中の保護者にとって不安な状況が続いています。子どもは成長とともに、通学路や公園など一人で行動する範囲が広がります。保護者や子どもが安心できる環境整備には、子どもを危険や犯罪から守る地域の体制が重要となります。また、子どもの安全対策として、保護者、地域住民、そして子ども自身が危機管理の意識を持つことも必要です。

本町では、通学路や公園の防犯灯・防犯カメラの設置、ICタグ付きの防犯システムの導入など、安全な環境の整備を進めており、今後はこれらの事業の一層の充実に努めます。また、みるみるウォーク協力員をはじめ多くの防犯ボランティアが活動しており、地域住民の協力のもとに安全・安心なまちづくりを進めています。また、スクールカウンセラーや相談員などと連携して、被害にあった児童の保護と心のケアの体制を整備しています。

しかし、ニーズ調査において、本町の「子どもが安心して生活できる環境整備」に関する取組の満足度は、乳幼児保護者・小学校児童保護者ともに、「不満」の割合が「満足」の割合を10ポイント以上上回っており、安全な歩道の整備や防犯灯の整備等の取組の強化が求められています。

今後も通学路の危険か所の把握や地域全体で子どもたちを見守る体制を強化していく必要があります。

方向性

- ・ 通学路の交通危険か所の把握及び夜間の防犯対策の取組を強化し、子どもの安全を守ります。
- ・ 学校における防犯システムを強化し、児童の安全を守ります。
- ・ 地域住民の協力を呼びかけ、地域一丸となつての安全・安心なまちづくりに取り組みます。

具体的施策

番号	施策名	施策の内容	担当課
63	安全な交通環境の整備	生活道路における通過車両の進入や速度の抑制等の路上表示を行い、安全な道路環境の整備に努めます。また、歩道においては道路改良工事や維持補修工事を適宜実施し、歩行者の安全性を確保します。通学路に関しては、「交通安全プログラム」において、危険か所等の把握、関係機関との協議を推進し、安全確保に努めます。	都市整備課 危機管理課 学校教育課
64	児童に対する交通安全教育の実施	保育所、小中学校において、粕屋警察署、交通安全協会宇美支部等の関係団体の協力のもと、体験学習などの様々な形式での交通安全教室を行います。児童が交通安全について必要なルールや心得を理解し、日常生活において実行する習慣を養います。	学校教育課 こどもみらい課
65	防犯灯等の整備	地域からの要望内容を検討し、防犯灯等の設置について必要に応じて順次対応します。また、通学路を中心にLED防犯灯を整備することで、中学校の部活動や塾・スポーツクラブ等から帰宅する児童生徒の安全を確保します。	都市整備課
66	防犯・防災・交通安全に関する広報・啓発の実施	「防犯ふくおか」「粕屋警察署だより」の自治会回覧や広報うみでの防犯・防災に関する情報の掲載、「防災メールまもるくん」への登録の促進などを通じて、防犯・防災意識の向上を図ります。宇美町内の事案発生があれば「防災メールまもるくん」にて配信します。年4回、JR宇美駅前で、「交通安全県民運動」期間中に、町内交通安全の啓発活動を実施します。	危機管理課
67	学校等における防犯等の取組の推進	小中学校に防犯カメラを設置し機械警備を継続して実施します。また、登下校時における地域ボランティア等による見守りを実施します。ランドセルにICタグを付けた防犯システム「ツイタもん」に関する周知を行い、登下校の時間管理を行うことで子どもたちの安全・安心を確保します。	学校教育課
68	地域における防犯活動の促進	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため関係機関、団体との連携を強化し、安全・安心なまちづくりを推進します。朝夕の散歩時等に子どもたちを見守る防犯ボランティアである「みるみるウォーク協力員」への参加の呼びかけをはじめ、地域防犯ボランティア活動の促進を図ります。また、「子ども高齢者見守りタクシー」による見守り活動をタクシー事業者と協力して実施するとともに、防犯カメラ支援自販機による防犯カメラの設置を推進していきます。各小中学校PTA活動として実施されている「こども110番の家」の設置について、今後も支援を継続して行います。	まちづくり課 危機管理課 社会教育課
69	事故等に遭遇した子どもの支援	事故や犯罪等の被害にあった子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言を行います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所等の関係機関との連携を図りながら、個に応じた支援体制の充実を図ります。	学校教育課 こどもみらい課

第3章 計画の基本施策及び事業

参考データ

◇宇美町の子ども・子育てに関する取組の満足度（⑮子どもが安心して生活できる環境整備）

	就学前児童 (n=629)			小学生 (n=487)		
	満足	不満	(満足・不満) 差	満足	不満	(満足・不満) 差
⑮子どもが安心して生活できる環境整備	21.5	36.1	-14.6	21.1	37.4	-16.3

※満足＝「満足」＋「どちらかといえば満足」
 ※不満＝「不満」＋「どちらかといえば不満」

第4章
教育・保育事業及び
地域子ども・子育て支援事業の提供体制

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

本計画では、子ども・子育て支援法第61条の規定及び国の「基本指針」に基づいて、宇美町の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について、その提供区域を設定したうえで教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の提供区域について、国の「基本指針」では、地理的条件や人口、地域の交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育に係る施設・事業等の状況及び子どもと保護者のニーズ等を総合的に勘案して定めることとしています。

宇美町では、教育・保育の提供区域を宇美町全域を一つとして設定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容とその実施時期を定めます。

2. 定期的な教育・保育事業の提供体制

乳幼児の保護者を対象として実施したニーズ調査により保育所、幼稚園等の現在の利用状況や潜在的利用希望を含めて推計した「量の見込み」に対する各施設の利用定員を定めて提供体制の確保を図ります。

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て新制度では、就学前の子どもについて「保育の必要性の事由、保育の必要量（保育利用時間）」等の認定を市町村が行います。認定は以下の3つの区分となり、それぞれの施設の利用が決定することから、確保の内容と実施時期はこの認定区分ごとに設定します。

【保育の必要性の認定】

認定区分	対象者	主に利用する施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 小規模保育等

なお、保育の必要性の認定は、子ども・子育て支援法第19条の規定により以下の「保育の必要性の事由」に該当することが必要です。

■保育の必要性の事由■

小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合

- ① 1月当たり48時間から64時間までの範囲を下限として月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。(10年間の経過措置あり)(※)
- ② 妊娠中であるか、または出産後間もないこと。
- ③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がい有していること。
- ④ 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学(職業訓練校等での職業訓練を含む)していること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ その他、上記に類するものとして市町村が認める場合。

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。)

(2) 保育の必要量の認定に係る基準

保育の必要量(保育の利用時間)については、国の基準では「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分となっており、就労時間の下限については各自治体で48時間~64時間の間で定めることとしていますが、宇美町では64時間と定めています。

宇美町の保育の必要量の認定に係る基準は以下の2つとなります。

■保育の必要の認定に係る基準■

	保育標準時間	保育短時間
保育の認定の事由	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労・就学等の要件が120時間以上 ● 妊娠・出産(出産月を含む3か月) ● 疾病・障がい等 ● 介護・看護 ● 災害復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労・就学等の要件が64時間以上120時間未満 ● 求職期間 ● 育児休業時間
最大利用時間	11時間/日	8時間/日

3. 幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策

【事業内容】

- ・就学前児童に対して幼児教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。（P83参照）
- ・また、給付は、幼稚園や認定こども園、認可保育所といった幼児教育・保育施設で行うもの（施設型給付）と、これらの幼児教育・保育施設（原則20人以上）より少人数の単位で0～2歳の低年齢児を預かる小規模保育や家庭的保育等（地域型保育給付）に大きく区分されています。
- ・平成31年度現在、町内には認可保育所が8園、認定こども園が2園、幼稚園が3園、小規模保育施設が3園、家庭的保育施設が1園、届出保育施設が1園あります。
- ・なお、本計画では、量の見込みは1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。

【量の見込みと確保の内容】

平成30年度実績					
(単位：人)	1号	2号		3号	
	学校教育のみ	3歳～5歳児		0歳児	1, 2歳児
		教育利用意向	保育の必要性あり		
①量の見込み	530	0	464	76	263
計	530		803		
平成31年度実績 (10月1日時点)					
(単位：人)	1号	2号		3号	
	学校教育のみ	3歳～5歳児		0歳児	1, 2歳児
		教育利用意向	保育の必要性あり		
①量の見込み	589	1	480	65	273
計	590		818		

第4章 幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

令和2年度					
(単位：人)	1号	2号		3号	
	学校教育のみ	3歳～5歳児		0歳児	1, 2歳児
		教育利用意向	保育の必要性あり		
①量の見込み	589	1	480	65	273
計	590	818			
②確保の内容	幼稚園	845			
	認定こども園	85	79	15	36
	保育所		474	68	238
	地域型保育事業		780		
	計	930	553	101	318
差(②-①)	340	73	36	45	

令和3年度					
(単位：人)	1号	2号		3号	
	学校教育のみ	3歳～5歳児		0歳児	1, 2歳児
		教育利用意向	保育の必要性あり		
①量の見込み	589	1	480	65	273
計	590	818			
②確保の内容	幼稚園	845			
	認定こども園	85	79	15	36
	保育所		440	68	212
	地域型保育事業		720		
	計	930	519	101	292
差(②-①)	340	39	36	19	

令和4年度					
(単位：人)	1号	2号		3号	
	学校教育のみ	3歳～5歳児		0歳児	1, 2歳児
		教育利用意向	保育の必要性あり		
①量の見込み	589	1	480	65	273
計	590	818			
②確保の内容	幼稚園	845			
	認定こども園	85	79	15	36
	保育所		440	68	212
	地域型保育事業		720		
	計	930	519	101	292
差(②-①)	340	39	36	19	

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

令和5年度					
(単位：人)	1号	2号		3号	
	学校教育のみ	3歳～5歳児		0歳児	1, 2歳児
		教育利用意向	保育の必要性あり		
①量の見込み	589	1	480	65	273
計	590	818			
②確保の内容	幼稚園	845			
	認定こども園	85	79	15	36
	保育所		440	68	212
			720		
	地域型保育事業			18	44
計	930	519	101	292	
差(②-①)	340	912			
		39	36	19	

令和6年度					
(単位：人)	1号	2号		3号	
	学校教育のみ	3歳～5歳児		0歳児	1, 2歳児
		教育利用意向	保育の必要性あり		
①量の見込み	589	1	480	65	273
計	590	818			
②確保の内容	幼稚園	845			
	認定こども園	85	79	15	36
	保育所		440	68	212
			720		
	地域型保育事業			18	44
計	930	519	101	292	
差(②-①)	340	912			
		39	36	19	

【確保の方策】

- 待機児童解消とさらなる保育環境の充実（定員超過状況の改善など）に向けて、民間活力を活用した柔軟なサービス提供体制の整備や老朽園舎の建て替え及び定員の見直しを推進します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

国の基本指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は13事業で、そのうち以下の事業について、それぞれ「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業内容】

- ・保護者の就労状況等により、認定こども園、保育所等において通常の保育時間を延長して保育を行います。
- ・令和元年度現在、延長保育事業として、町内の認可保育所等13園で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	平成 30年度 実績	平成 31年度 見込み	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数（人）	453	460	460	460	460	460	460
②確保の内容	利用者数（人）			480	480	480	480	480
	実施か所数			13	13	13	13	13
差（②－①）				20	20	20	20	20

【量の確保方策】

- ・今後も継続したニーズが見込まれることから、2号（保育）・3号認定に対応する教育・保育施設と連携してニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

(2) 一時預かり事業

【事業内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かります。
- ・量の見込みは、「幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所での一時預かり等）」に分けて算出することとされています。

①一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり【預かり保育】）

【事業内容】

- ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- ・令和元年度現在、町内の私立幼稚園3園全園及び認定こども園（幼稚園部）2園で実施されています。

第4章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

【量の見込みと確保の内容】

	指数	平成 30年度 実績	平成 31年度 見込み	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	利用者数 (人日)	2,622	41,155	41,155	41,155	41,155	41,155	41,155
② 確保の内容	利用者数 (人日)			48,521	48,521	48,521	48,521	48,521
	実施 か所数			5	5	5	5	5
差(②-①)				7,366	7,366	7,366	7,366	7,366

※平成31年度より、無償化に伴う幼稚園の支給認定の児童数を含む

【量の確保方策】

- ・1号・2号(教育)認定に対応する幼稚園や認定こども園と連携して、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

②一時預かり事業(その他)

【事業内容】

- ・就学前児童全般を対象とした認可保育所等での一時預かり事業です。
- ・令和元年度現在、町内の認可保育所1園が実施しています(一時保育事業)。このほか、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)での就学前児童の一時預かりも実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	平成 30年度 実績	平成 31年度 見込み	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	利用者数 (人日)	1,369	375	375	375	375	375	375	
② 確保の内容	保育所の 一時保育	利用者数 (人日)			3,468	3,468	3,468	3,468	3,468
		実施 か所数			1	1	1	1	1
	ファミリー・サポ ート・センター事 業(就学前児童)	利用者数 (人日)			468	468	468	468	468
		実施 か所数			1	1	1	1	1
	計				3,936	3,936	3,936	3,936	3,936
差(②-①)				3,561	3,561	3,561	3,561	3,561	

【量の確保方策】

- ・認可保育所での一時保育事業として、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

第4章 幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(3) 病児保育事業

【事業内容】

- ・家庭で保育が困難な病気の子どもを、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
- ・令和元年度現在、「病児保育事業」として町内1か所で実施しています（おかべ小児科クリニック）。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	平成 30年度 実績	平成 31年度 見込み	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	利用者数 (人日)	119	120	104	101	96	93	90
② 確保の内容	利用者数 (人日)			586	586	586	586	586
	実施か所数			1	1	1	1	1
差(②-①)				482	485	490	493	496

※宇美町内施設の利用者数

【量の確保方策】

- ・現在の供給体制（町内1か所）で対応可能と見込まれます。
- ・令和4年度以降は福岡都市圏において広域化することで、町外でも受入が可能となる見込みです。

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学児〕

【事業内容】

- ・地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（まかせて会員）が、会員として子育てについて有償で相互援助を行う活動の連絡や調整を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	平成 30年度 実績	平成 31年度 見込み	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	利用者数 (人日)	10	51	61	59	58	56	54
②確保の内容	利用者数 (人日)			468	468	468	468	468
差(②-①)				407	409	410	412	414

【量の確保方策】

- ・就学児の利用については今後も現在と同程度の利用を想定しており、就学前児童も含め利用ニーズに対応できる体制の維持・充実に努めます。

(5) 子育て短期支援事業

【事業内容】

- ・保護者の疾病、出産、出張、育児不安等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

【量の見込みと確保の内容】

	指数	平成30年度実績	平成31年度見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用者数(人日)	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	利用者数(人日)			0	0	0	0	0
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- ・アンケート調査での利用意向が0でありましたが、実際に必要になるケースが起こりうることを鑑みて、他事業を含め対応を検討します。

(6) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- ・乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。
- ・令和元年度現在、町内1か所で実施しています(子育て支援センター「ゆうゆう」)。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	平成30年度実績	平成31年度見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用者数(人回/年)	6,389(532)	6,741(561)	6,606(550)	6,473(539)	6,278(523)	6,089(507)	5,906(492)
②確保の内容	利用者数(人回/年)			6,606(550)	6,473(539)	6,278(523)	6,089(507)	5,906(492)
	実施か所数			1	1	1	1	1
差(②-①)				0	0	0	0	0

※ () の数字は人回/月

【量の確保方策】

- ・現在の供給体制(町内1か所)で対応可能と見込まれます。未就学児とその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座の開催、子育て支援団体への支援、相談体制機能を充実していきます。

第4章 幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(7) 利用者支援事業

【事業内容】

- 子どもまたはその保護者が身近な場所で、多様な子育て支援サービスのなかから適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行います。
- 令和元年度現在、町内1か所で実施しており、子育て家庭のニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報提供、相談、利用支援を行う「特定型」と妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応する「母子保健型」の2種類を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	平成30年度実績	平成31年度見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	実施か所数	1	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	実施か所数			1	1	1	1	1
差(②-①)				0	0	0	0	0

【量の確保方策】

- 現在の供給体制(町内1か所)で対応可能と見込まれます。子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- 子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	平成30年度実績	平成31年度見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	実施件数	258	265	262	259	256	253	251
②確保の内容	実施件数			273	270	267	264	261
差(②-①)				11	11	11	11	10

【量の確保方策】

- 対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(9) 養育支援訪問事業(母子保健)、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(児童福祉)

【事業内容】

- ・ 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は平成28年度から実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	平成30年度実績	平成31年度見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	実施件数	8	5	8	8	8	8	7
②確保の内容	実施件数			8	8	8	8	7
差(②-①)				0	0	0	0	0

※上記の量の見込みと確保策の実施件数は養育支援訪問事業(母子保健)のみとしています。

【量の確保方策】

- ・ 対象家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(10) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

- ・ 医療機関及び助産所において、妊婦健康診査補助券を使用し、健診を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげていきます。
- ・ 安全・安心な出産のために重要な事業であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健診も「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられました。
- ・ 本町では、妊婦に対して母子健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診票(14枚)を交付し、指定医療機関で指定検査項目を無料で受診できるようにしています。

【量の見込みと確保の内容】

	指数	平成30年度実績	平成31年度見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用者数(人回)	3,051	2,902	2,870	2,839	2,807	2,776	2,744
②確保の内容	利用者数(人回)			3,822	3,780	3,738	3,696	3,654
	実施か所数			1	1	1	1	1
差(②-①)				952	941	931	920	910

【量の確保方策】

- ・ 今後も健診受診票の交付を継続するとともに、安全・安心な出産に向けて受診勧奨に努めます。

第4章 幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
- ・平成31年度現在、1～6年生を対象に町内11クラブで実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

		指数	平成 30年度 実績	平成 31年度 見込み	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の 見 込 み	1年生	利用者数（人）	157	158	161	165	168	163	158
	2年生	利用者数（人）	121	133	136	139	141	138	133
	3年生	利用者数（人）	88	93	95	97	99	96	93
	4年生	利用者数（人）	54	55	56	58	59	57	55
	5年生	利用者数（人）	20	13	14	14	14	14	13
	6年生	利用者数（人）	7	4	4	4	4	4	4
	合計	利用者数（人）	447	456	466	477	485	472	456
②確保の内容	利用者数（人）			500	500	500	500	500	
差（②－①）				34	23	15	28	44	

【量の確保方策】

- ・現在の供給体制（11クラブ）で対応可能と見込まれます。今後、施設の老朽化対策と児童一人当たりの専用面積1.65㎡を確保できる安全で安心な放課後児童クラブの整備に努めます。また、長期休業日の臨時入所の対応等について検討していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- ・私立幼稚園を利用する園児（低所得者層または第3子以降を対象）に対して、副食費（主食以外のもの）を助成します。
- ※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(13) 多様な主体の参入促進事業

【事業内容】

- ・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。
- ・現在、宇美町では実施の予定はありません。今後、国の実施要綱等を踏まえつつ、地域の幼児教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。
- ※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

(1) 認定こども園の普及

国の基本方針では、質の高い教育・保育事業の提供と子育て支援の総合的な提供を通じて、すべての子どもの健やかな成長を支援する環境の整備が求められています。乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育事業を提供する幼稚園及び保育所とともに幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ「認定こども園」の役割は重要となっていますが、本町では、平成27年度に策定した前回の保育所整備計画において、多様で柔軟な保育サービスの提供ができる「民間活力の導入」をしながら、早急に保育の充実を実現すると定めており、また、平成31年度に策定した宇美町公共施設再配置計画では、この方針に沿い「現在の町立保育所の内、複数園は、平成30年度より民営化の検討に着手し、概ね5年以内に民営保育所の開園を目指す」という方向性を示しています。この一連の計画に沿って、第二期保育所整備計画の策定を行い町立保育所の民営化を現在進めているところであり、認定こども園の普及については、第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画期間中においては、推進しないこととしています。

(2) 質の高い幼児教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

このために、質の向上に対する取組の一環として、県等と連携して地域の幼児教育・保育や子ども・子育て支援に係る人材の確保・育成に努めます。

(3) 保幼小連携等の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

このため、子育て支援関係者の情報共有の場の提供に努め、町が核となり、これらの関係者間の連携強化に努めます。

6. 「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施

「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性、特定子ども・子育て支援施設等の運営に支障がないよう、給付の回数及び時期に配慮し実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等を行うために、情報提供や立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請する等、県との連携を図っていきます。

第5章

計画の推進

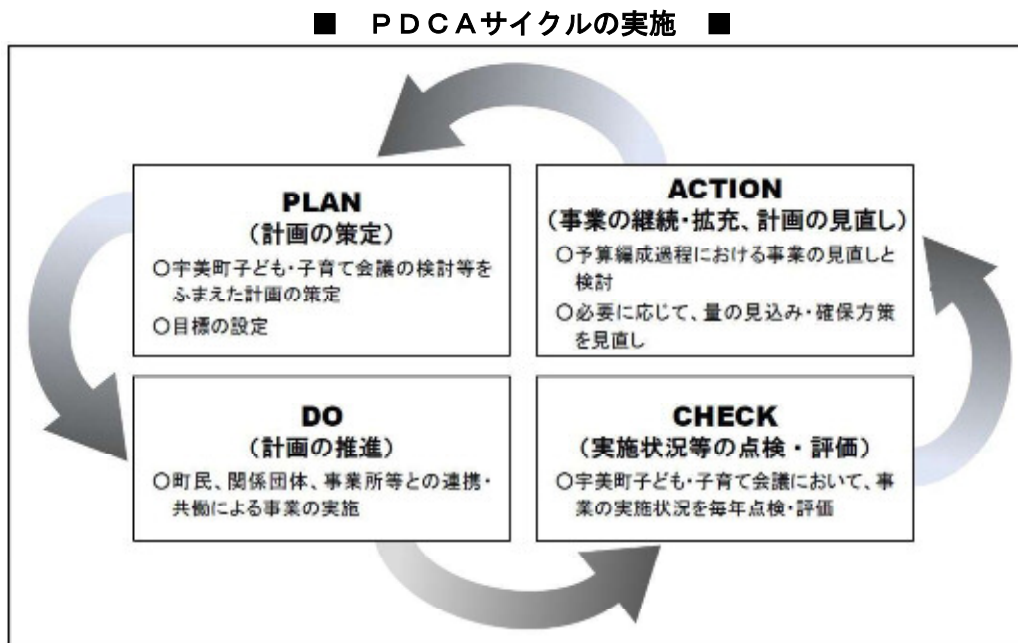
第5章 計画の推進

1. 計画の推進に向けて

本計画の施策・事業をより効果的に推進していくためには、世代を超えたすべての人々が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、社会全体で支援していくことが必要です。そのために、以下3つの取り組みによる総合的な推進体制を確立します。

(1) 計画の進捗状況の点検及び評価

本計画の着実な推進にあたっては、庁内関係各課の連携を図るとともに、計画策定後も計画に基づく各施策・事業の達成状況について関係各課とともに把握し、その結果を広く公表します。また、計画の評価と改善にあたっては、関係団体や学識経験者、町民代表等からなる「宇美町子ども・子育て会議」に対して計画の達成状況を報告し、子ども・子育て会議において点検と評価を行い、必要に応じて改善に取り組みます。



(2) 町民や関係団体との連携による推進

本計画の推進には、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、社会の様々な分野におけるすべての人の関わりが必要であることから、家庭をはじめ、学校、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・共働により取り組んでいきます。

(3) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、必要に応じて計画の見直しを行い、可能な限り着実に推進していきます。

第5章 計画の推進体制

2. 計画の成果指標

本計画の進捗状況を把握するために、宇美町独自の成果指標を以下のように定めます。

No.	事業名	成果指標	現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
9	子育て支援センターの機能の充実	利用者数（講座・サロン含む）	1か所7,531人	7,500人
10	放課後児童クラブ（学童保育）の推進	実施クラブ数	10クラブ	11クラブ
		入所者数	447人	456人
11	ファミリー・サポート・センター事業の拡充	講習会実施回数	5回×2期	5回×2期
		会員数	220人	200人
		活動回数	20回	79回
13	乳幼児健康診査の充実	各乳幼児健診受診率 ・4か月児健診 ・7か月児健診 ・1歳6か月児健診 ・3歳児健診 ・幼児健診での歯科健診及びブラッシング指導、フッ素塗布の実施	4か月児健診 93.7% 7か月児健診 99.0% 1歳6か月児健診 98.0% 3歳児健診 93.2%	4か月児健診 96.0% 7か月児健診 100% 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 97.0%
16	未熟児養育医療対象児の母子訪問	必要な家庭への訪問実施率	100%（6件）	100%
17	妊娠出産期の保健指導及び相談の充実	必要な妊婦相談及び保健指導実施率	100%（244件）	100%
		必要な妊婦への訪問実施率	100%（7件）	100%
18	乳幼児期の健康相談と指導の充実	赤ちゃん健診参加率（受診者数／対象者数）	73.2%（210件）	75.0%
25	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	家庭教育講座実施回数	16回	16回
36	世代間交流の推進	中学校での子育てサロン実施回数	宇美東中：年7回 宇美南中：年6回 宇美中：年6回	宇美東中：年7回 宇美南中：年6回 宇美中：年6回
		世代間交流子育てサロン実施回数	年7回	年7回
41	地域の交流の場の整備	地域子ども教室の実施か所数	1校区	2校区
42	子どもの体験活動の推進	ふみの里まなびの森フェスタ開催回数	1回／年実施	1回／年実施
		ふみの里まなびの森フェスタ参加人数	767人	767人
		チャレンジクラブの参加者数（延べ人数）	592人	600人

第5章 計画の推進

No.	事業名	成果指標	現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
45	町立図書館の機能の 充実	読書ボランティアと共働で開催 するおはなし会の実施回数	48回/年	48回/年
		子ども(18歳以下の町民)の 貸出点数	40,510点/年	45,000点/年
55	障がい児保育の充実	研修の実施回数	3回/年	3回/年
		「すくすく」巡回園数	8か所	9か所
57	子育てボランティアの育 成	サポーター養成講座の 開催回数	1回/3年	1回/3年

附 属 资 料

附属資料

1. 関連資料

(1) 保育所・幼稚園等の園児数

① 保育所

◇園別、年度別推移

(単位：人)

区分	施設名	H27	H28	H29	H30	H31	定員
町立	早見保育園	112	99	98	70	63	90
	原田保育園	131	116	109	97	78	120
	貴船保育園	131	105	95	76	84	120
	柳原保育園	180	151	141	103	88	180
私立	宇美八幡宮保育園	99	97	98	95	100	90
	宇美タンポポ保育園	-	74	103	120	120	120
	めばえ保育園	-	-	-	44	52	40
	四王寺坂ひかり保育園	-	-	-	34	47	50
合計		653	642	644	639	632	810

※各年4月1日現在

◇平成31年度園別、年齢別園児数

(単位：人)

区分	施設名	0～2歳				3～5歳				合計	定員	入所率
		0歳	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳	計			
町立	早見保育園	0	7	6	13	16	11	23	50	63	90	70.0
	原田保育園	3	6	6	15	17	21	25	63	78	120	65.0
	貴船保育園	3	9	17	29	15	19	21	55	84	120	70.0
	柳原保育園	0	6	6	12	21	24	31	76	88	180	48.9
私立	宇美八幡宮保育園	6	13	18	37	20	22	21	63	100	90	111.1
	宇美タンポポ保育園	12	18	18	48	23	23	26	72	120	120	100.0
	めばえ保育園	3	9	12	24	12	8	8	28	52	40	130.0
	四王寺坂ひかり保育園	5	9	13	27	9	10	1	20	47	50	94.0
合計		32	77	96	205	133	138	156	427	632	810	78.0

※平成31年4月1日現在

② 認定こども園

◇園別、年度別推移

(単位：人)

施設名	H27	H28	H29	H30	H31	定員
認定こども園 チムニーズ ENGLISH スクール	86	91	98	103	102	100
認定こども園 空とぶくじら幼児園 うみ園	58	58	51	62	100	110
合計	144	149	149	165	202	210

※各年4月1日現在

附属資料

◇平成31年度園別、年齢別園児数

(単位：人)

施設名	0～2歳				3～5歳				合計	定員	入所率
	0歳	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳	計			
認定こども園 チムニーズ ENGLISH スクール	-	-	-	0	36	31	35	102	102	100	102.0
認定こども園 空とぶくじら幼児園 うみ園	8	18	18	44	19	20	17	56	100	110	90.0
合計	8	18	18	44	55	51	52	158	202	210	96.1

※平成31年4月1日現在

③ 地域型保育施設

◇園別、年度別推移

(単位：人)

施設名	H27	H28	H29	H30	H31	定員
家庭的保育 四王寺坂ひかり 乳幼児園	-	5	5	3	5	5
小規模保育 どれみ乳幼児園	-	-	13	17	12	19
小規模保育 ゆうあいおむすび保育園	-	-	-	15	19	19
小規模保育 すみれ乳幼児園	-	-	-	12	19	19
合計	0	5	18	47	55	62

※各年4月1日現在

◇平成31年度園別、年齢別園児数

(単位：人)

施設名	0～2歳			合計	定員	入所率
	0歳	1歳	2歳			
家庭的保育 四王寺坂ひかり 乳幼児園	2	2	1	5	5	100.0
小規模保育 どれみ乳幼児園	4	4	4	12	19	63.2
小規模保育 ゆうあいおむすび保育園	4	6	9	19	19	100.0
小規模保育 すみれ乳幼児園	3	6	10	19	19	100.0
合計	13	18	24	55	62	88.7

※平成31年4月1日現在

④ 届出保育施設

◇園別、年度別推移

(単位：人)

施設名	H27	H28	H29	H30	H31	定員
朝陽こどもえん	11	8	13	9	6	30
合計	11	8	13	9	6	30

※各年4月1日現在

◇平成31年度園別、年齢別園児数

(単位：人)

施設名	0～2歳				3～5歳				合計	定員	入所率
	0歳	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳	計			
朝陽こどもえん	0	2	0	2	1	1	2	4	6	30	20.0
合計	0	2	0	2	1	1	2	4	6	30	20.0

※平成31年4月1日現在

⑤ 町内私立幼稚園

◇園別、年度別推移

(単位：人)

施設名	H27	H28	H29	H30	H31	定員
宇美幼稚園	205	188	171	165	160	260
三葉幼稚園	231	235	243	243	232	315
博多第二幼稚園	289	282	273	261	275	270
合計	725	705	687	669	667	845

※各年5月1日現在

◇平成31年度園別、年齢別園児数

(単位：人)

施設名	3歳	4歳	5歳	合計	定員	入園率
宇美幼稚園	49	56	55	160	260	61.5
三葉幼稚園	77	80	75	232	315	73.7
博多第二幼稚園	89	88	98	275	270	101.9
合計	215	224	228	667	845	78.9

※令和元年5月1日現在

附属資料

(2) 小学校の児童数

◇学校別、年度別推移

(単位：人)

学校名	H27	H28	H29	H30	H31
宇美小学校	725	700	686	675	670
宇美東小学校	342	326	334	325	340
原田小学校	528	531	514	507	498
桜原小学校	456	478	499	530	526
井野小学校	255	260	276	276	271
合計	2,306	2,295	2,309	2,313	2,305

※各年5月1日現在

◇平成31年度学校別、学年別児童数

(単位：人)

学校名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
宇美小学校	111	99	108	118	115	119	670
宇美東小学校	65	60	59	57	44	55	340
原田小学校	74	77	73	92	95	87	498
桜原小学校	96	95	76	90	84	85	526
井野小学校	38	45	45	41	51	51	271
合計	384	376	361	398	389	397	2,305

※令和元5月1日現在

(3) 中学校の生徒数

◇学校別、年度別推移

(単位：人)

学校名	H29	H30	H31
宇美中学校	481	505	510
宇美東中学校	300	309	318
宇美南中学校	270	258	249
合計	1,051	1,072	1,077

※各年5月1日現在

◇平成31年度学校別、学年別生徒数

(単位：人)

学校名	1年生	2年生	3年生	合計
宇美中学校	184	158	168	510
宇美東中学校	119	110	89	318
宇美南中学校	74	84	91	249
合計	377	352	348	1,077

※令和元年5月1日現在

(4) 放課後児童クラブ（学童保育所）の入所児童数

◇クラブ別、年度別推移

(単位：人)

学校名	クラブ名	H27	H28	H29	H30	H31	定員
宇美小学校	うみっこ第1クラブ	60	39	39	39	29	40
	うみっこ第2クラブ	29	30	37	40	28	40
	うみっこ第3クラブ	-	29	36	41	29	40
	うみっこ第4クラブ	-	-	-	-	25	40
宇美東小学校	だんだんだんくらぶ	47	39	44	45	56	60
原田小学校	はるだっこ第1クラブ	39	41	46	41	47	60
	はるだっこ第2クラブ	43	44	58	59	47	60
桜原小学校	さくらんぼ第1くらぶ	42	48	44	47	59	60
	さくらんぼ第2くらぶ	36	40	40	40	40	40
井野小学校	いのっこクラブ	35	45	39	49	50	60
全小学校対象	放課後キッズ	37	40	46	46	46	40
合計		368	395	429	447	456	540

※各年5月1日現在

◇平成31年度クラブ別、学年別入所児童数

(単位：人)

学校名	クラブ名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	定員	入所率
宇美小学校	うみっこ第1クラブ	10	8	4	5	2	0	29	40	72.5
	うみっこ第2クラブ	12	5	8	2	1	0	28	40	70.0
	うみっこ第3クラブ	10	8	8	2	1	0	29	40	72.5
	うみっこ第4クラブ	7	7	8	2	0	1	25	40	62.5
宇美東小学校	だんだんだんくらぶ	22	18	9	5	0	2	56	60	93.3
原田小学校	はるだっこ第1クラブ	15	16	10	5	1	0	47	60	78.3
	はるだっこ第2クラブ	15	11	11	7	2	1	47	60	78.3
桜原小学校	さくらんぼ第1くらぶ	24	18	9	8	0	0	59	60	98.3
	さくらんぼ第2くらぶ	17	11	6	5	1	0	40	40	100.0
井野小学校	いのっこクラブ	13	15	9	8	5	0	50	60	83.3
全小学校対象	放課後キッズ	13	16	11	6	0	0	46	40	115.0
合計		158	133	93	55	13	4	456	540	84.4

※令和元年5月1日現在

2. 宇美町子ども・子育て会議条例

(平成25年6月17日条例第15号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、宇美町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 法第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、町長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第4条 子育て会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員20人以上をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する団体の推薦を受けた者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第7条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長がその職務を代理する。

5 第7条第2項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議についてそれぞれ準用する。この場合において、第7条第2項並びに前条中「会長」とあるのは「部会長」と、「子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第10条 会長又は部会長は、子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、それぞれの会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者からの必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 子育て会議の庶務は、こどもみらい課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(子育て会議の招集の特例)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に開催される子育て会議の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 属 資 料

3. 宇美町子ども・子育て会議 委員名簿

任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日（2年間）

◇補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

No.	氏名	所属団体及び役職等		備考
1	高木 里美	NPO法人 福岡ジェンダー研究所	理事	
2	中村 奈穂	宇美町幼稚園	宇美幼稚園 副園長	
3	有田 桂子	宇美町保育園	宇美町立原田保育園 園長	
4	福田 憲彌	宇美町認定こども園	認定こども園 空とぶくじら幼児園 総園長	
5	三徳屋 典子	宇美町教育委員会	教育委員	
6	福田 雅子	宇美町社会教育委員会議	社会教育委員	
7	中島 康幸	宇美町小中学校校長会	宇美町立 宇美中学校 校長	
8	土生 政勝	宇美町民生委員・児童委員協議会	会長	会長
9	川上 利香	特定非営利活動法人 宇美こども子育てネット・う～みん	代表理事	副会長
10	田中 賢治	宇美町子ども会育成会連絡協議会	副会長	
11	猪瀬 正典	宇美町青少年育成町民会議	会長	
12	古賀 幸江	就学前児童の保護者	う～みんより推薦	
13	本山 美奈	宇美町幼稚園の保護者	博多第二幼稚園	
14	坂口 政勝	宇美町保育園の保護者	原田保育園	
15	橋本 智美	宇美町小中学校の保護者	宇美町小中学校PTA 連絡協議会代表	

4. 宇美町子ども・子育て支援事業計画策定経過

期 日	主 な 内 容	
平成 30 年 7 月 17 日	平成 30 年度 第 1 回 子ども・子育て会議	(1) 第一期子ども・子育て支援事業計画の実施状況 (2) 第二期計画策定スケジュールについて
12 月 20 日	第 2 回 子ども・子育て会議	(1) 放課後児童クラブ検討部会の報告及び事業者 選定結果及び今後のスケジュールについて (2) 保育所整備検討部会の報告 (3) 第二期子ども・子育て支援事業計画策定の 今後のスケジュールとアンケート調査について
平成 31 年 1 月 30 日 ～3 月 14 日	子ども・子育て支援に 関するニーズ調査	(1) 調査対象者 宇美町に居住する乳幼児・小学校児童の保護者及び 中学生、高校生世代の生徒 (2) 調査対象者数 ①乳幼児保護者 1,000 人 ②小学校児童保護者 750 人 ③中学生 350 人 ④高校生世代 400 人
令和元年 6 月 5 日	平成 31 年度 第 1 回 子ども・子育て会議	(1) アンケート調査結果について (2) 今後のスケジュールについて
8 月 7 日	第 2 回 子ども・子育て会議	(1) 第一期計画進捗状況報告 (2) 人口推計・事業目標量(案)報告
10 月 7 日	第 3 回 子ども・子育て会議	(1) 第二期子ども・子育て支援事業計画 (1 章～3 章) 原案検討 (2) アンケート調査結果について
11 月 29 日	第 4 回 子ども・子育て会議	(1) 第二期子ども・子育て支援事業計画原案検討 (2) 地域の子育て支援者とのワークショップ実施報告
12 月 18 日	第 5 回 子ども・子育て会議	(1) 第二期子ども・子育て支援事業計画原案検討
令和 2 年 1 月 8 日 ～1 月 21 日	パブリックコメント の実施	『第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画(案)』 に対する意見募集について

5. 宇美町 地域の子育て支援者ワークショップ

▶ テーマ 「成長に応じた切れ目のない支援」を行うには？
～支援者それぞれの立場から考えてみよう～

計画の策定にあたり、保育士や幼稚園教諭、その他様々な子育て支援の活動をされている方々を対象とし、支援者の視点からみた宇美町の子ども・子育て支援に関する課題等について意見交換や解決策の検討を目的とした「子育て支援者等のワークショップ」を開催しました。

《開催概要》

日時	令和元年10月17日（木） 18:30～20:30
場所	宇美町健康福祉センター（うみハピネス）
参加者	20名
	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所（6名） ・地域型保育施設（4名） ・放課後児童クラブ（5名） ・ファミリー・サポート・センター（1名） ・こども療育センター（1名） ・認定こども園（1名） ・私立幼稚園（1名） ・子育て支援センター（1名）
実施方法	ワークショップ形式

《ワークショップの流れ》

【ワークショップ開催日まで】

①事前調査票の記入

ワークショップ当日の意見交換をスムーズに行うために、当日の意見交換を行うテーマについて、事前に調査票を配布し、皆さまの意見を聴収しました。

▶ 成長に応じた切れ目のない支援（現状の課題・課題解決に向けた取組）

【ワークショップ開催当日】

①グループ別作業

- ・メンバー自己紹介
- ・課題の情報共有・意見交換

4グループに分かれ、テーマに関する現状の課題を付箋紙に書き出し、各グループに用意された模造紙に張り付けながら、情報共有・意見交換しました。

- ・課題の解決策の検討

出された課題に対しての解決策について、子育て支援者の立場としてできることを付箋紙に書き出し、各グループに用意された模造紙に張り付けながら意見交換、解決策を検討しました。

②各グループの検討結果の発表・情報共有

グループで話し合った結果について、グループ代表者が発表し、宇美町の課題やその解決策について、参加者全員で情報共有しました。

《ワークショップの検討結果》

全体テーマ	「成長に応じた切れ目のない支援」を行うには？
項目	支援者の課題と解決策
日頃の活動のなかで感じる課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員同士のチームプレイ、園児の情報共有、保育の記録の取り方（事務作業になりがち） ・経験の浅い保育士の育成 ・保育士が不足しており、+αの支援が難しい ・職能を向上させる目標管理とサポート力（タイムマネジメント） ・協働する力（チーム力）を発揮できる組織力の向上 ・保護者のニーズの多様化。個々のニーズに十分対応することが難しいケースもある ・就労している保護者が多く、子どもたちの様子をゆっくり伝えることが難しい ・ファミリー・サポート・センターまかせて会員の不足、周知の不足 ・放課後児童クラブでは、お迎えに来ない母親から子どもの家庭での状況を知ることが難しい 	
解決するためにできること・必要なこと	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員会で園児の情報や対応についての話し合いを深める ・保育の記録の視点 誰がどこで何をして遊んでいるか、どのような経験をしたのか、次に必要な経験は何か、その経験が満たされる活動や環境は何か ・保育士同士で相談できる時間の確保 ・支援者の数を増やし援助を充実する ・支援に関する研修を増やす ・仕事の見える化、月別スケジュールの作成⇒SOSが出せる⇒協働できる ・仕事の振り返り評価による実態把握 ・園での子どもの様子に変化があれば、その都度直接会えるときや連絡帳等で伝える。その際、家庭での様子も聞くようにする ・親子イベントからその子・親の対応を把握する ・ファミサポおねがい会員からまかせて会員へのスキルアップの促進 	

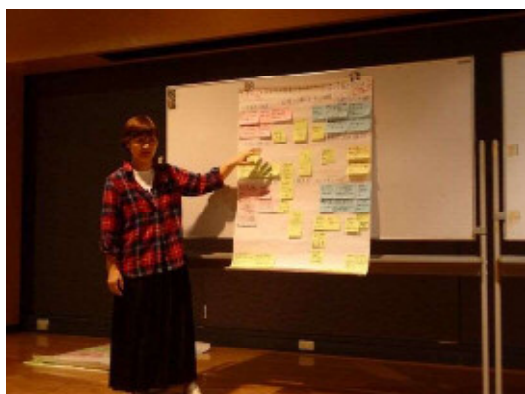


全体テーマ	「成長に応じた切れ目のない支援」を行うには？
項目	保護者やその子どもの課題と解決策
日頃の活動のなかで感じる課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が忙しく、子どもに目が向いていない。無関心。話を聞き入れてくれない ・ 保護者が様々な支援があることを知らない ・ 気になる子、愛着障がいの子が増えてきている ・ 家で寝返りやハイハイをせず、転びやすい子が増えてきている ・ 放課後児童クラブでは、高学年の児童がリーダー役を務め、下級生をまとめてくれるが、高学年が少ないため、たくさんの下級生をみないといけな場合がある ・ 親育て、父育ての難しさ、 ・ おやじの会など父親のコミュニティが少ない、地域差がある⇒コミュニティがなくなると、情報入手ルートがなくなる ・ 父親向けイベント情報が届いていない ・ 0～2歳の親子の関わりが薄い ・ 園に頼らず、まずネットに頼る保護者がいる ・ 保育園に預けたいから働く、という母親がいる ・ 仕事が休みなのに預ける人。19時以降に迎えに来る人。保護者の意識も問題。 ・ 妊婦のサポートが必要（切れ目のない支援のスタート） ・ 特別支援を受けることを認めない親がいる ・ 療育に通っている子に、出来るだけ寄り添った対応をしたいが、予算的なこともあり職員を配置できない。保護者の承諾と医療機関の診断があれば、加配職員を置くこともできると思うが、保護者にどのようにたずねたらよいかを迷う ・ 施設等を頼られる姿が多く親と子のふれあいの時間が減っている（仕事が休みでも子どもたちをいつも通り連れて来られ、子どもがぐずってしまう） ・ 保護者の居場所づくり、親同士のコミュニケーションが必要 	
解決するためにできること・必要なこと	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との信頼関係を築く ・ 様々な支援の情報を知ってもらう機会づくり ・ 少ない時間でも親子のスキンシップの時間を提案する ・ 子どもの発達過程を示しながら、離乳食や運動面のアドバイスを行う ・ 気になる子が増えるなか、年中児全員に健診を行い、一人ひとりの育ちをしっかりと見つめ、その子にとって何が必要か保護者に確認してもらう ・ 放課後児童クラブ支援員が下級生でも可能なリーダーのお仕事を見つけてあげる ・ 就学後の保護者の相談の場をつくる ・ 親子の関わり大切さを教える講座の実施 ・ 保護者の子どもに対しての考え方の教育の場の提供 ・ 園の行事を増やす、活性化させる⇒保護者が子どもの様子を見る機会を増やす ・ 保護者の話を聞いてもらえるベテランの保育士の派遣（各施設へ） ・ ワーク・ライフ・バランスの見直しなど社会全体が変わっていかないとけない ・ 子どものためにどんな支援が必要か、という視点で支援をしていくべき ・ 保護者アンケートで保護者や子どもの家庭での状況を確認する ・ 面談をしながらそのときの成長や保護者とのやりとりを小学校につなげる ・ 父親への情報共有ルートの確立（母親経由）⇒父親向けチラシは捨てられやすいため、内容を工夫 ・ 保護者同士が集まってリフレッシュできる場所の提供。全く違う場所ではなく、子どもの近くでできて、子どもも親がいるのだと安心できる距離感での提供 ・ 町民に子育て情報をPRする機会づくり 	

全体テーマ	「成長に応じた切れ目のない支援」を行うには？
項目	地域の連携・協力に関する課題と解決策
日頃の活動のなかで感じる課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが遊んだり、多世代が交流できる場があるとよい ・保育園等での集団生活を経験しないまま、小学校に入学する子どもの支援をどのように行っていくか ・園庭解放などの参加者が少なく、地域の働きかけ、広報活動が難しい ・子どもの遊び場が少ない。 ・校区内に小学生～高校生の居場所（遊び場・学習する場）がない。 	
解決するためにできること・必要なこと	
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設を利用し、児童館的に利用できるような工夫。自由遊びの場やコミュニティ施設の検討。 ・子どもの意見を聞く場（子ども会議など）を設け、子どもの要望を取り入れた遊び場づくり ・保育園等に入所していない子どもが気軽に遊びに来られる機会の提供（園庭解放等） ・園の行事を地域の方、子育て世代の方の関心を持ってもらえるように広報活動を充実させる ・地域、コミュニティの行事に積極的に参加させる ・魅力あるイベントの実施 ・建物のなかで来るのを待っているのではなく、どうしたら交流できるか、参加しやすい仕掛けも必要 ⇒公民館に保育士等や支援センター職員等を派遣し、地域の子どもに対して、お絵かきや折り紙、遊び歌などを行う。⇒支援者同士の交流・情報共有、保護者の相談対応もできる ・園庭解放よりも参加しやすい場がないか、地域のなかで自然に交流できる場があればいい ・園の子だけでなく、地域の子ども全体をみる視点が必要 ・遊具（手作り）名人さんによる教材、教具、おもちゃづくり 	



全体テーマ	「成長に応じた切れ目のない支援」を行うには？
項目	関係機関同士の連携・情報共有に関する課題と解決策
日頃の活動のなかで感じる課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・園では登園していたが、卒園後に不登校になっているケースがある。学校との連携が不十分。 ・様々な年齢で入園してくるが、子どもによっては入園前の面談だけでは育ちの状況がわかりにくい ・地域の子育て支援者が集まる機会、支援施設や園同士の横のつながり（ネットワーク）がない、町内にあるそれぞれの施設の情報共有の場がもっとほしい ・新しい保育園など関係機関との連携体制、ネットワーク不足 ・学校との連携について、学校によって温度差がある。交流できるところとできていないところがある ・児童相談所や子育て支援課との連携 	
解決するためにできること・必要なこと	
<ul style="list-style-type: none"> ・当事者からのSOSを待つのではなく、困り感に気づき医療機関・学校・園・自治体・地域がもう少し踏み込んだ支援を行う ・入園前の育ちの情報として、町の健診等の結果を提供してもらう ・サービスを受ける子ども、保護者を軸にした組織運営体制の柔軟さ ・色々な子育て支援者同士で話をする場、情報共有する場をつくり、保護者にフィードバック ・校区の保育園や幼稚園、放課後児童クラブがつながり、情報を共有する（横のつながり） ・子ども支援者の縦のつながり（幼保⇄小学校⇄中学校⇄高校）と得た情報の共有 ・公民館などで保育士同士が集まって話をする機会をつくる ・保育園巡回を通じた情報共有 ・小学校との連携を積極的に行う ・保健師は連携の「ジョイント役」 ・関係機関と半年に1回情報交換を 	



6. 用語集

【あ行】

用語	解説
預かり保育	保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）

【か行】

用語	解説
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
教育・保育施設、特定教育・保育施設	「教育・保育施設」とは、認定こども園、幼稚園、認可保育所のことをいい、「特定教育・保育施設」とは、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言う
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる
子育てサークル	子育て支援センターなどで、情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的に集まる子育て家庭の親からなるグループのこと
子育て短期支援事業	保護者の疾病、出産、出張、育児不安等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」で、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である。宇美町における本会議は、子ども・子育て支援事業計画について、立案から実行、評価まで一貫して審議する場となっている。
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

附 属 資 料

【さ行】

用語	解説
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
時間外保育事業 (延長保育)	保護者の就業状況等により、認定こども園、保育所等において通常の保育時間を延長して保育を行う事業
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
施設型給付	新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する
実費徴収に係る補足給付を行う事業	私立幼稚園を利用する園児（低所得者層または第3子以降を対象）に対して、副食費（主食以外のもの）を助成する事業
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
ショートステイ	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業
新・放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めることを目的とする国の放課後児童対策

【た行】

用語	解説
多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として認可・確認する事業者が行う「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）」を言う

特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの
トワイライトステイ	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業（宿泊可）

【な行】

用語	解説
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
乳児家庭全戸訪問事業	子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行う事業
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもを保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能②地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設

【は行】

用語	解説
病児保育事業	家庭で保育が困難な、病気の子どもを、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と援助を行うことを希望する者（まかせて会員）が、会員として子育てについて有償で相互援助を行う事業
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけをつくる事業。本町では、7か月健診に訪れた親子に対して読み聞かせを行い、絵本を無料で手渡している。
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

附属資料

【や行】

用語	解説
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業
幼児教育・保育無償化	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子どもと0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用料を無償とする措置（詳細は4頁参照）
幼稚園	学校教育法に基づき、就学前の幼児のために幼児期にふさわしい教育をする学校
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う教育活動
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育所、幼稚園、医療機関などの様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体

【ら行】

用語	解説
療育	障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること
利用者支援事業	子どもまたはその保護者が身近な場所で、多様な子育て支援サービスのなかから適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行う事業
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数「現在の利用状況」と二ーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする

【わ行】

用語	解説
ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態

第二期 宇美町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：宇美町

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町貴船2丁目28番1号

編集：こどもみらい課

TEL：092-933-0777 FAX：092-933-0210

E-mail：kosodate@town.umi.lg.jp

